

北海道東北地方知事会の 提言等について

令和 7 年 7 月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 鈴木直道

青森県知事 宮下宗一郎

岩手県知事 達増拓也

宮城県知事 村井嘉浩

秋田県知事 鈴木健太

山形県知事 吉村美栄子

福島県知事 内堀雅雄

新潟県知事 花角英世

目 次

【定期提言】	
1. 地方創生の積極的な推進・人口戦略について	1
2. 地方の財政基盤の充実強化について	17
3. 農林水産業に係る施策の充実強化について	21
4. 中小企業・小規模事業者支援と雇用対策等について	41
5. 循環共生型社会の構築に向けた取組の推進及び地域脱炭素移行の加速化について	46
6. 社会資本の整備促進と交通ネットワーク確保への支援の充実について	55
7. 地域医療対策の充実について	67
8. 次代を担う人材の育成に向けた支援の充実について	81
9. 防災・減災、国土強靭化のための対策の強化及び安全・安心な暮らしの確保について	88
10. 北方領土の早期返還について	108
11. 拉致問題の早期解決について	109
12. 総合的な少子化対策、女性の活躍推進及び多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解促進について	111
13. 性犯罪・性暴力被害者支援対策について	119
14. クマ類の管理及び被害防止対策への支援について	121
15. 学校給食費の無償化について	124
16. 福島国際研究教育機構の研究開発等の推進について	125
17. 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の理解促進について	127
18. 国際リニアコライダーの実現について	128
19. 豪雪地帯における介護事業所等のサービス提供に係る適切な評価について	130
20. 有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進について	131
21. 犯罪被害者に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化について	133
22. 新幹線の整備促進について	134
23. 中国への精米輸出拡大に向けた環境整備の促進について	137

【震災提言】	
前文	139
1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立	141
2. 被災者の生活再建に向けた支援	146
3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保	150
4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興	156
5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保	159
6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生	166
7. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現	173

定期提言

1. 地方創生の積極的な推進・人口戦略について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から東京圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進行しており、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和6年1月1日現在）では、北海道・東北地方の道県の人口減少率が全国よりも高く、拡大傾向であるなど、一層深刻な問題となっています。

また、地方においては、現下の課題である物価高への対応や、人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが急務となっています。

このような中、各道県において、東日本大震災からの復興を迅速に進めることによる人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進など、地方創生の取組を進めてきましたが、東京圏の人口（令和6年1月1日現在）は全国の約3割を占めています。東京圏の令和6年の転入超過数は約13万6千人と前年から拡大しており、東京一極集中の是正が必要です。

さらに、令和6年の全国の合計特殊出生率は1.15と、少子化の傾向に歯止めがかかっておらず、今後も、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方のみならず、我が国全体の社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが避けられないことから、地方は、国と両輪となって、実効性の高い、創意工夫を凝らした地方創生の取組を更に戦略的に展開していく必要があります。

我々北海道・東北地方の道県は、このような認識のもと、地域の強みを生かした産業振興による仕事の創出や子育てしやすい環境の整備、若者や女性が活躍できる社会の形成、IoTやAIなどの活用による社会の変革を通じたSociety5.0の実現に取り組むとともに、東京圏から当地方への人の流れを生み出していくために、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

政府においては、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方それぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成

長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講じるため、令和6年10月に新しい地方経済・生活環境創生本部が設置され、同本部での議論を踏まえて、令和7年6月13日に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されました。

人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくため、東京一極集中のは正や、地域資源や人材の活用、若者や女性にも選ばれる職場や暮らしの実現、都市と地方の新たな連携・協働などの取組について、地方の現場の意見をくみ取りながら政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のとおり提言します。

1. 地方の主体的な取組を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講じることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性が最大限発揮できるための財源が必要であり、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講じること。

(1) 地方創生関連予算の拡充及び一般財源総額の確保

地方財政計画における地方創生関連予算を拡充し、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とすること。

また、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保・充実するとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

(2) 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した地方創生の推進

地方創生に係る交付金により地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、機動力を発揮できるよう柔軟で弾力的な取扱いをすること。

また、地方創生に係る交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行することができるよう、地方創生関連予算とは別

に、地方財政措置を継続的に講じること。

なお、交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、職員旅費を始めとした対象経費の制約や交付金額の上限等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供、自治体の事業スケジュールへの配慮など、真に使い勝手の良い制度とともに、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、配分に当たっては、自治体の財政力を考慮すること。

(3) デジタル・ガバメント強化に向けた支援の充実

デジタル・ガバメントの強化に向け、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組が進められているが、移行経費や運用経費の増加、所定の期限までの移行作業が困難化している各自治体の実情を踏まえ、地方自治体に財政負担が生じることがないよう、デジタル基盤改革支援補助金等の予算拡充、補助上限額見直し、交付対象経費拡大のほか、適切な移行期限を設定のうえ補助期限を延長するなど、確実な財源措置を講じること。

なお、住民が他の都道府県や市町村に避難を余儀なくされているなど、東日本大震災の被災地が置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

また、データ連携基盤の共同利用に関するビジョンの更新や市町村がデータ連携基盤の新規利用を検討する際の相談・連絡体制の構築に係る必要な財源を措置するとともに、今後の連携基盤構築に向けた標準的な連携仕様・規格等の提示や情報提供、技術的な助言、人的支援について配慮すること。

(4) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の自由度の拡大

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合に法人関係税を税額控除するものであり、令和2年度の税制改正において税額控除割合の引上げや手続の簡素化等を行った結果、令和5年度の全国の寄附実績につい

て、寄附受領額が令和元年度の約14倍となる470億円、寄附を受領した地方公共団体が令和元年度の約5倍となる1,462団体となるなど、年々規模が拡大している。

人口減少対策が各地方公共団体における重要な課題となっている中で、本制度による寄附が地方創生の更なる充実・強化に向けた貴重な財源となっていることを踏まえ、地域再生計画における「寄附の金額の目安」の設定の見直しや、基金への積立要件の緩和などの制度の弾力化、企業に対する制度の周知、企業と地方公共団体とのマッチングの一層の強化などの支援を図ること。

2. 東京一極集中の是正と持続可能な地域社会の構築

政府は、地方と東京圏との転入・転出の均衡を目指しているが、令和6年の東京圏の転入超過数は約13万6千人と令和5年から拡大しており、依然としてその規模は全国の中で突出している。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延により、都市部への人口集中・過密に伴うリスクを減少・回避することの重要性についての認識が広がったことから、政府においては、不退転の決意で、これまでにない大胆な政策を実行し、人と企業、経済活動の地方分散を図り、東京一極集中を是正すること。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、北海道・東北地方出身者の東京在住の割合は、他地域と比べて極めて高い状況であるため、当地方における取組によって東京一極集中の是正を図ることは、日本全体のリーディングケースとなるものであり、政府においては、次に掲げる取組について、当地方における集中的な取組に全力を挙げること。

(1) 基幹産業の強化など地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係が見られ、国のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力を取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、北海道・東北地方の基幹産業である

農林水産業や観光関連産業の振興対策の強化、中小企業・小規模事業者に対する支援、衛星データの活用など省力化・省人化に資するスマート技術等の開発に向けた実証実験に係る支援制度や大型の企業立地補助金の創設など、人口流出が著しい地方を対象に集中的な投資を行うこと。

また、各地域においては、人手不足が重要な課題となっていることから、地域活性化雇用創造プロジェクトなど、地域の産業政策と雇用政策が一体となった取組への支援の拡大や、全ての人が働きやすい環境の整備や様々な就業分野における担い手、専門人材の育成・確保といった人手不足の対応につながる取組を行うこと。

さらに、地域の中小企業等が物価高を乗り越え、賃上げの原資を確保できるようにすることが必要であることから、円滑な価格転嫁の実現に向けて、取引適正化等を一層進めるとともに、賃上げ促進税制の強化のほか、事業の再構築やDX・GX投資、働き方改革への支援等を通じた生産性向上により、中小企業等の賃上げが持続的に可能となるような環境整備の一層の推進を図ること。

(2) 地方への移住・定住の促進

地方への移住・定住の促進に向けた大規模キャンペーンの実施や、東京圏から地方へ移住する際の費用に対する所得税における税額控除を始めとした税制優遇措置の創設など、地方移住への希望をかなえる施策に取り組むとともに、東京圏から地方への移住を希望する場合などにおいて、介護保険制度に係る特別な財政調整制度の創設を始めとした都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

また、地方への新しい人の流れを加速させる効果的な施策を実施するためには、人口の移動理由など全国的に統一された移住状況の把握が必要であることから、転入届のオンライン化等の検討を機に、プライバシーが守られる形で、人の移動に関する全国的な要因分析ができるよう、住民基本台帳法の改正も含め、統一的

な仕組みを早急に構築すること。

(3) 地方創生移住支援事業の推進

東京都や神奈川県、千葉県、埼玉県など東京圏への転入は増加傾向となっている一方で、地方においては、中小企業を中心として様々な業種で人手不足が深刻化し、地域経済活性化の阻害要因になっている状況にあることから、移住支援金制度については、移住元の居住地要件を東京23区から東京圏へ拡大する要件緩和などにより、より実効ある仕組みを構築するとともに、その実現に必要な財源を確保すること。

さらに、地方への人の流れの創出を一層効果的に推進するため、産業再配置や産業拠点の移転など、地方における魅力ある仕事の創出・展開に取り組むこと。

(4) 新しいライフスタイルの定着と地方への人の流れの創出

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しいライフスタイルを定着させ、地方への新しい人の流れを生み出すため、地方におけるテレワークやワーケーションなど柔軟な働き方や地方での生活を希望する方々への支援を充実させるとともに、こうした多様な働き方や暮らし方を実現できるよう、東京圏の企業のサテライトオフィスの開設促進を含む企業の柔軟な取組を支援すること。

(5) 地方への産業再配置の促進

大都市への企業の集中による雇用環境や所得面の格差は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施すること。また「地方拠点強化税制」については、制度の継続と拡充が図られたところであるが、企業の本社機能移転が一層具体化するよう、引き続き、支援対象となる施設の追加、

大企業における常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の更なる拡充等を検討するとともに、地方税の減収に対して十分な補填措置を講じること。

(6) 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

東京圏から地方への人の流れを官自らが生み出すため、政府においては、政府関係機関移転基本方針に掲げた政府機関の地方移転について、政府自ら責任を持って取り組み、早急かつ円滑にその実現を図るとともに、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、今後も国家戦略として取組を着実に推進すること。

特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものには研究連携にとどまっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組むこと。

また、令和5年度に行った総括的評価の結果に基づき自己点検を行い、移転取組の改善に努めるとともに、国民に対し成果を見える化し、政府関係機関移転への理解を促進すること。

なお、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、政府において応分の負担をすることを原則とし、継続的な財政措置の実施により、引き続き移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の政府の機関としての機能確保などの課題については、政府自ら検討を行い、課題解決に向けて取り組むこと。

(7) 地方大学の振興及び東京圏における大学の定員増の抑制等

地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしている地方大学の役割は、これまでにも増して重要であり、東京23区内の大学の定員の抑制が図られているものの、依然として続く東京一極集中を是正するためにも、地方大学の振興及び東京圏における大学の定員の抑制について、積極的に推進すること。

「デジタル人材育成機能の抜本的な強化に向けた対応策」における「23区定員増抑制規定に関する限定的例外措置」については、対象とする学部学科を情報系に限定すること、時限的な措置とすること、地方への就職促進策が組み込まれているが、その取組を実効性あるものとすること。

また、地方国立大学の運営費交付金や私立大学補助、公立大学における地方交付税措置などの財政支援の充実を図り、地方大学の運営基盤の強化や活性化に配慮すること。

加えて、「地方大学・地域産業創生交付金」について、産業の振興や専門人材の育成の取組が全国的に展開できるよう、地方の実情に配慮した柔軟な制度とともに、補助率の改善を図ること。

さらに、地方大学の新增設及び学部・学科の再編などを行う場合の設置基準の弾力的な運用等の特例的な措置を講じること。

各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方について地域の関係者が継続的に議論を行う「地域構想推進プラットフォーム（仮称）」の仕組みについて、地方自治体の意向も踏まえ、国が主導して推進すること。

また、地方創生につながる、各地域の実情に応じた高等教育へのアクセス確保策、大学間・産官学連携深化などの取組の一層の充実に取り組むこと。

(8) 関係人口の創出拡大に向けた支援

地域や地域の人々と多様な形で関わる「関係人口」は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されることから、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、関係人口の創出拡大に向けた実効性ある取組を推進すること。

(9) 中枢中核都市の機能強化への対応

東京圏への転出超過数の多い政令市、中核市等を中枢中核都市と指定し、東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮するための政策テーマに応じた支援が行われており、その機能強化に当たっては、中枢中核都市への人口集中が加速しないよう十分に留意するとともに、地理的特性や産業構造、周辺地域との相対的な関係性など、それぞれの地域の実情に応じた中枢中核都市以外の都市への支援策の充実を図ること。

(10) 積雪寒冷地における自動運転の実用化

政府は、自動運転の取組工程表である「官民 I T S 構想・ロードマップ」を発展的に継承した「デジタルを活用した交通社会の未来 2022」において、冬期積雪時の実用化について特段の目標を掲げていない。

一方、国土の 6 割、我が国の総人口の約 4 分の 1 は積雪寒冷地に居住しているのが実態であり、北海道・東北地方では、少子高齢化が急速に進展し、高齢者の移動手段の確保や人手（ドライバー）不足などによる問題は深刻化している。

自動運転は、こうした地域課題への対処に有効な手段になると考えられることから、政府が行う自動運転関連施策においては、積雪時での活用を含めた通年実用化に向け、その取組工程を「デジタルを活用した交通社会の未来」に明記し、課題の明確化に取り組むとともに、それを踏まえた政府が行う実証実験を北海道・東北地方において推進すること。

(11) 地方でのデータセンターの整備

今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するとともに、災害に対する強靭性を高めるため、大都市圏に集中するデータセンターについて、地方に拠点を分散して整備する必要があることから、国の令和 5 年度補正予算において措置され、電力・通信インフラの整備等を支援する経済産業省の「データセンターの地方拠点整備事業」と、データセンターや海底ケーブル等の地方整備を支援する総務省の「デジタルインフラ強靭化事業」について十

分な予算を確保するとともに、通信・電力利用の優遇措置などによる支援を行い、国内における最適配置を図ること。

(12) 社会経済情勢の変化に伴う産業への支援

デジタル化の進展や脱炭素社会への移行などの社会経済情勢の変化に伴い、ものづくり企業等が行う新たな取組に対し、税制優遇措置や不動産賃料への補助等の支援制度の創設などを行うとともに、地域の産業支援機関の強化に向けた施策の拡充などを行うこと。

(13) 条件不利地域の支援

令和3年4月に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたが、新法下においても、過疎地域の持続的発展が図られるよう総合的な振興策を講じるとともに、過疎対策事業債の必要額を確保すること。

新法の施行に伴い、過疎地域の指定から外れた市町村及びその区域の一部が適用から外れた市町村に対し、当該市町村の財政運営に支障をきたすことのないよう十分な財政措置を講じること。

辺地を有する市町村においても、辺地とその他地域との間の格差是正が図られるよう、辺地対策事業債の必要額を確保すること。

過疎・山村・離島等の条件不利地域は、人口減少や高齢化が進行しており、今後、地域コミュニティの維持が困難となることが見込まれるため、地域おこし協力隊など地域を担う人材の確保・育成や生活サービス機能の維持に向けた取組支援など、持続可能な地域づくりに対する継続的な支援策を講じること。

また、能登半島地震で明らかになった半島地域の脆弱性の改善に向けて住民が安心して暮らし続けられるよう支援策を強化すること。

令和8年度末で期限切れとなる「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の改正・延長及び同法に基づく特定有人国境離島地域として、我が国の領海、排他的経済水域等の保全など重要な役割を担っている

北海道の天売・焼尻、山形県の飛島、新潟県の栗島などの地域を追加指定するとともに、地域の保全及び地域社会の維持を図るための施策を拡充し、十分な予算措置を講じること。

なお、指定までの間、離島航路・航空路の運賃等の引下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図ること。

離島の事業者の売上に影響を与えていた原油価格の高騰等に対応するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金における輸送コスト支援事業の特例的な交付率の嵩上げなど、価格安定対策のさらなる充実を図ること。

(14) 過疎地域における持続可能な地域社会の実現

過疎化が進む地域では、人口減少に伴う需要の減少により、ガソリンスタンドやスーパーマーケットなどの生活インフラに係る民間事業者が撤退し、行政による整備・運営等で維持することを余儀なくされている事例がある。

持続可能な地域社会の形成に必要不可欠な生活インフラについて、過疎市町村が住民生活の維持安定のための環境整備として、公設民営で整備・運営する必要性が生じた場合には、財政基盤が特に弱い過疎町村の財政負担が軽減されるよう、施設の整備に必要な経費についても過疎対策事業債の適用とするなど、必要な財政措置を講じること。

(15) 地方創生の基盤となる地域公共交通の維持・確保及び利便性の向上

住民生活や地域振興に不可欠であり、地方創生の基盤となるバスや鉄道等の地域公共交通の維持・確保に必要な予算を継続的に確保するとともに、地方公共団体や交通事業者の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた適切な支援措置を講じること。

また、全国あらゆる地域でICカード対応システムやバスロケーションシステムを導入することは、地域住民の利便性の向上は

もとより、地域公共交通の潜在需要の掘り起こし、さらには訪日外国人旅行者の受入環境整備にも大きく貢献することから、補助制度の拡充・強化など、政府が主導的に導入を促進すること。

加えて、高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を図るための補助制度を拡充・強化すること。

(16) 被災時も日常時の生活水準を維持できる事前防災への支援

地震や風水害等の自然災害が発生した際、いずれの地域においても、日常時の生活のクオリティを維持できるよう、平時から備えを強化し、主体的な物資の配備を行うとともに、被災地にトイレカーやランドリーカー、シャワーカー等を配備できるよう全国からの支援体制を構築するとともに、地域が行う避難者の生活環境の改善などの取組みに対する支援を行うこと。

3. 基幹的公共インフラの地域間格差是正と強靭な国土づくり

人や企業の地方分散には基幹的公共インフラの早期整備が不可欠である。また、近年の大規模地震や激甚化・頻発化する大雨や台風など異常気象等への備えとして、地方創生を支える道路・鉄道・河川・砂防・水道・下水道・港湾など社会資本の防災・減災対策や広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が重要であることから、次に掲げる取組を迅速に進めること。

(1) 地方分散等を進める上で不可欠な地方の高速交通網の整備促進

人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも必要な予算を確保し、高規格道路のミッシングリンクの早期解消による格子状骨格道路ネットワーク等の整備や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築、新幹線の整備計画路線の整備促進や基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤とな

る国土をつなぐ高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を着実に進めること。

また、高速交通ネットワークへのアクセス道路整備についても適切な支援措置を講じること。

(2) 地域産業を支える港湾の機能強化

地域産業の競争力強化のため、太平洋側と日本海側など主要な港湾において大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を推進し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

(3) 水道の基盤強化の促進

人の暮らしや企業の活動に欠かせない水道の基盤強化を図るために、事業環境が厳しい小規模事業者における水道施設の更新や耐震化等について、補助金・交付金の補助率の引上げや対象施設の拡大、地方債や交付税措置の対象要件の緩和など、十分な財政支援を行うこと。

(4) 除雪における時間外労働の取扱い

道路除雪については、人命又は公益を保護するために必要なものとして労働基準法第33条第1項が適用され、時間外労働の上限規制が適用されない旨が示されているが、道路以外の施設の除雪等については、労働基準監督署において人命や公益の保護の観点から業務が除外対象に適合するか個別に判断されることとなっている。

病院や食料品・生活必需品の販売店など住民生活への影響が大きい施設の駐車場等については、除雪が十分になされない場合、大きな影響が生じることが懸念される。厚生労働省が公表しているQ&Aでは、「生活に必要な施設の駐車場」として「病院など」

としか例示が無く、除外対象の判断にはらつきが出る可能性が高いことから、対象を明確化すること。

4. 政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、政府は地方に新たな財源負担を求めることなく少子化対策に係る予算規模を拡充し、地方と一緒に、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強力に進めていくことが必要である。

このため、政府の十分なリーダーシップの下、全国一律の子どもの医療給付制度を創設するとともに、教育・保育の無償化等の実施に当たっては、国の責任において必要な地方財源を今後も確実に確保し、制度運用上の課題について地方と十分に協議の上、その意見を制度の見直しに反映すること。あわせて、教育費の負担軽減はもとより、学生の地元定着を促進するためにも、給付型奨学金の対象者及び給付額の拡充を行うとともに、地方就職を促す奨学金制度に取り組む自治体に対する財政措置の拡充や、人材の地元定着のために行う必要な技術や資格の取得を支援する取組等に対する財政措置を講じること。

また、所得税の世帯単位課税や年金の割増給付等多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討など、従来の枠を超えた制度の創設・拡充に取り組むこと。

5. 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を生かして、地域や経済の活性化を図るため、女性一人一人が各ライフステージに応じて望む形で働き続けられる環境を整備するとともに、社会全体の抜本的な意識改革を行い、ワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

また、女性が就業しやすい環境整備に取り組む企業への支援の拡充や、ワンストップ就労支援窓口による再就業支援、当地域の基幹産業である農林水産業やものづくり産業への女性の参画促進など、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、女性活躍に向けた実効性ある取組を推進すること。

同時に、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、男女共同参画の視点に配慮した表現の徹底や、あらゆる世代の意識改革、理解の促進を図ること。

6. 外国人材の受入拡大・在留外国人との共生

外国人との共生社会の実現に向け、労働政策の枠を超えた外国人の受入全体に係る考え方について、早急に検討を進めること。その上で、外国人材の受入拡大や、在留外国人との共生に当たっては、各地域の実情を踏まえつつ、国が責任を持って、日本語教育や社会保障、生活支援など、多文化共生社会の実現に向けた取組を検討・実施すること。

また、制度運用に当たっては、地域の労働需給の状況を踏まえつつ、大都市圏に過度に集中して就労することができないよう必要な措置を講じること。

7. I o TやA Iなどの利活用による変革を通じたSociety5.0の実現

Society5.0の実現に向けては、I o TやA I、ロボット、ビッグデータなどの要素技術を活用し、社会を変革させることを通じて、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題を解消していく必要がある。

そのため、過疎地域等における5Gの整備、I C T技術の活用、デジタル人材の育成等が、地方圏においても着実に進展するよう、必要な支援策等を講じること。

（1）条件不利地域における5Gの整備促進

令和2年3月に5Gのサービスが開始されて以降、サービス提供エリアは順次拡大され、令和6年3月末現在では、全国の5G人口カバー率は98.1%となっているものの、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域においては、整備が遅れている状況にある。

このため、条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通

信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、国庫補助事業の拡充や自治体負担が生じる場合の十分な財政措置を行うとともに、通信事業者に対して適切な指導や働きかけを行うなど、万全の対策を講じること。

(2) ローカル5Gを含むICTの利活用の促進

遠隔医療・教育、スマート農業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転、河川監視システムや、スマートファクトリーなど、ローカル5Gを含む5GやLPWAなどの通信技術を利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体や事業者に対し、必要な技術的・財政的支援を行うなど、具体的な利活用の実施を積極的に支援すること。

(3) Society5.0時代に向けたセキュリティ確保とデジタル人材育成

5Gの利活用には、サイバーセキュリティの確保や、革新的サービスを創出するデジタル人材が不可欠である。

IoT機器の脆弱性に係る対策を始めとしたサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、都市と地方とで人材格差が生じることのないよう、デジタル人材の育成を国の重要政策に位置付け、国と地方を挙げて推進するとともに、地方が行う人材育成の取組への支援を強化すること。あわせて地方での育成が難しいマネジメント層やエンジニア等に都市から地方へ還流を促す仕組みを創設すること。

8. 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

2. 地方の財政基盤の充実強化について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っています。

令和7年度の地方財政計画では、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等に基づき、地方の一般財源総額について前年度を上回って確保され、また、地方交付税が増額となるとともに臨時財政対策債については新規発行額が計上されないなど、地方団体の財政運営に対し一定の配慮がなされたものとなっています。

一方で、これまで多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み、懸命の努力を続けてきましたが、高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の増嵩分への対応に加え、物価高騰対策、地方創生の再起動、こども・子育て政策の強化、地域社会全体のデジタル化や脱炭素化への対応を含む地域経済の活性化、防災・減災・国土強靭化の推進、老朽化する公共施設の適正管理等、喫緊の課題への取組も求められている中、これ以上の歳出削減は、基礎的な行政サービスの低下を招きかねない状況です。

地方公共団体が今後も行政サービスの重点化・効率化等の取組により財政健全化を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

このような状況を踏まえ、次のとおり提言します。

1. 地方税財源等の充実強化

(1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足については、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の発行によるではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

地方財政計画の策定に当たっては、社会保障関係費のみならず物価高騰対策、地方創生の再起動、こども・子育て政策の強化、地域社会のデジタル化や脱炭素化への対応を含む地域経済の活性化、防災・減災対策、公共施設の適正管理等の財政需要のほか、給与改定や教職調整額の引上げに伴う人件費の増嵩や金利水準の上昇を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情に配慮すること。

特に、現下の課題である物価高騰への対応や持続的で構造的な賃上げの実現に向けた環境整備については、現場を担う各地方公共団体が、柔軟かつ速やかに必要な施策を実施できるよう、引き続き国において、必要な財源を確保すること。

また、地方公務員の定年引き上げにより、退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することとなることから、基金等を活用するなど、退職手当に係る負担を年度間で平準化する取組を進めているが、地方財政計画における給与関係経費の計上に当たっては、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じること。

なお、地方団体の基金については、人口減少等による税収減や公共施設の老朽化対策等を念頭に歳出削減に努めながら積み立ててきたものであり、さらに、新型コロナウイルス感染症への対応等の経験を踏まえ、臨時の・突発的事態への備えとしての重要性が再認識されているものであることから、残高の増嵩をもって、国からの財政移転の規模の適切性等を安易に論じるべきではないこと。

(2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

(3) 地方交付税の算定方法の見直し

地方において急速な人口減少が進行しているが、必ずしも人口減少に比例して行政需要が減るものではなく、加えて、その克服に向けた取組の充実が求められていることから、地方の安定的な行財政運営に必要不可欠な地方交付税について、スケールメリットの低下等による単位当たり費用の増嵩及び人口減少克服に向けた取組等に係る財政需要を的確に捕捉するとともに、面積に相関度の高い財政需要を確保・充実するなど、人口減少が直接的に地方交付税の減額につながることのないよう算定方法の見直しを図ること。

また、団体間の財政力の格差是正を図る観点から、基準財政収入額の算定における留保財源率のあり方についても検討すること。

2. 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、国が責任をもって持続可能な社会保障制度を確立した上で、やむを得ず、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方的な財政負担や事務負担が生じないよう十分に配慮すること。

事務の実施主体や財政負担を検討する際には、国と地方それぞれの役割を踏まえるとともに、恒久的な施策を導入する場合には、その地方負担分について、恒久的な税財源を確保すること。

また、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講じること。

引き続き、少子高齢化対応の最前線において働く方々の処遇改善措置については、必要な財源を確実に措置すること。

3. 公共施設等の適正管理に係る財源確保等

人口減少や少子高齢化に加え、各種施設の老朽化が進む中にあって、公共施設等の適正管理は地域課題としての切実さを増す一方であることから、地方公共団体の実情を踏まえ、庁舎等の公用施設を公共施設等適正管理推進事業債の対象施設に加える等、対象事業及び事業費の更なる拡充を図ること。

特に、令和2年度まで対象に含まれていた、災害時に業務継続の拠点となる市町村庁舎の建替え等について再度対象事業に追加するとともに、広域的な災害対策活動の拠点となる都道府県の庁舎についても、対象事業に加えること。

4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改革、地方公務員給与の在り方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分の在り方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方を通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

3. 農林水産業に係る施策の充実強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境の保全などの面で重要な役割を果たしています。

一方で、農山漁村、とりわけ中山間地域では、急激な人口減少と少子高齢化の進行により、担い手や労働力不足への対応といった課題を抱えており、今後、農林水産業の衰退、ひいては地方の人口減少の進行が更に加速することが懸念されています。

また、地球温暖化等の気候変動、世界情勢の変化等による肥料・飼料・燃料・被覆資材等の生産資材を始めとする物価高騰と、これをきっかけにその重要性が高まっている我が国の食料安全保障の強化など、大きな課題に直面しており、これらの解決に向けた新たな「食料・農業・農村基本計画」等に基づく施策の推進や、絶えず変化する社会情勢を適切に捉えた柔軟な対応が必要です。さらには、近年、頻発・激甚化している集中豪雨や地震等の大規模災害からの早期復旧及び防災・減災対策の早期実施が不可欠であり、地方自治体の財政力が脆弱な状況にあっても、万全の対策を講じていくことが重要です。

農業分野においては、農業・農村の持続的な発展は、我が国の食料安全保障、地方創生の観点からも極めて重要であり、担い手が将来にわたって安心して経営に取り組むことができる仕組みを構築していくことが課題となっています。

林業分野においては、森林は、地域の暮らしや産業を支える多様で重要な役割を果たしていることから、伐採後の再造林や間伐等の森林整備を着実に実施するとともに、木材の需要創出・利用拡大など、森林資源の循環利用を進めていく必要があります。

水産業分野においては、水産業の体质強化や漁業経営の安定、水産資源の回復等に向けた対策に加えて、我が国が排他的経済水域での外国漁船による違法操業や北朝鮮による弾道ミサイルの発射等から、我が国漁船の安全を確保する対策が求められています。

こうしたことから、農林水産業の持続的発展を図るため、次のことについて提言します。

1. 食料安全保障の確立に向けた施策の展開

国産穀物を主体とした食料安全保障を確立していくため、中長期的な視点から、穀物の備蓄制度も含め、水田政策を見直し、小麦や大豆、飼料作物等への需要に応じた生産体制の整備と生産力の維持・強化や国民の国産穀物の消費に関する意識啓発、食品製造事業者における米粉の活用促進など、抜本的かつ効果的な対策を講じるとともに、輸入に依存している穀物を安定供給できる環境を整えること。

また、将来にわたり安全・安心で高品質な農産物を安定的に供給するため、農業者が再生産可能な所得が確保できる価格形成の仕組みづくりを進めるとともに、価格転嫁による負担について、国民の理解醸成を進めること。

2. 経済連携協定への適切な対応

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定及びRCEP協定などの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農林漁業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体质強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保し、また、この先の影響等の状況によっては追加の取組を実施するなど、万全な対策を講じること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、北海道・東北地方の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展できるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農林水産物の重要品目等に対する必要な国境措置を確保すること。

3. 農林水産業の担い手に対する支援等の充実強化

(1) 需要に応じた国産農産物の生産に向けて、水田活用の直接支払交付金を始めとした助成制度を最大限に活用することが不可欠であることから、将来にわたって必要な予算を十分に確保すること。

また、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、農業者が安心して営農を継続していくよう、引き続き現場における課題の丁寧な検証を行うとともに、食料安全保障や中山間地域の農地保全など様々な影響が懸念されることから、各地域の生産現場の実情を踏まえた上で必要な支援を行うこと。あわせて、地域農業再生協議会が行う現地確認等の負担が増加していることから、経営所得安定対策等推進事業（推進事務費）の必要な予算を確保するとともに、現地確認等に係る事務の簡素化を図ること。

さらに、主食用米の需給の均衡と価格の安定が図られるよう、生産から流通までの実態を検証するなど、引き続き、国がその責務を果たすとともに、今後も水田農業の経営安定化が図られるよう、産地交付金の予算確保及び前年配分額を考慮しつつ転換作物の作付けに応じた適切な配分とあわせて、非主食用米等のインセンティブを高める支援対策の拡充など、稲作農家の所得の確保のために必要な支援の強化を図ること。

加えて、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮し、実効性のある対策を講じること。

(2) 水田政策の見直しについては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること。

また、新たな制度について、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うこと。

(3) 燃料の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引下げや加入要件の緩和、加入申請や補填金の請求等の手続の簡素化（オンライン化）、積立金における国の負担割合の拡充を図ること。また、対象品目にきのこ類を追加すること。

さらに、農業生産資材等の価格高騰は農業経営を圧迫し、ハウ

ス等の栽培施設更新の遅れや離農の誘因となっていることから、営農継続に向けた施設の再整備・改修等を支援する制度を創設すること。

加えて、電動トラクタや園芸施設用ヒートポンプなど、農業における省エネルギー機器等の開発及び社会実装に向けた取組を進めること。

また、エネルギー価格の高騰は、農業経営、地域農業の維持に大きな影響を及ぼしていることから、土地改良区等が維持管理する揚水機等の省エネルギー化対策の支援を継続的に行うこと。

あわせて、穀類の共同乾燥施設等の農業共同利用施設について、省エネルギー化の取組や動力光熱費の高騰分を支援する事業を創設すること。

(4) 肥料については、世界的な肥料需要の増大に加え、ロシアによるウクライナ侵略等での世界経済の不安定化により肥料原料の確保が不透明となっている。また、肥料原料の価格も高止まりしており、農業経営の継続が懸念されている。このため、肥料の必要量確保と肥料の価格高騰対策を引き続き講じること。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故により、土壤に蓄積した放射性セシウムの農作物への移行低減を図るため、カリ肥料の適正な施用が不可欠であることから、放射性セシウムの吸収抑制対策に必要となるカリ肥料について、不足することがないよう、安定的な供給体制を確保すること。

(5) 配合飼料価格は穀物価格や海上運賃の高騰、為替相場の影響等により高騰が続いていることから、畜産経営に大きな影響を与えている。このため、配合飼料価格が高騰した際に、農家負担を軽減する配合飼料価格安定制度の安定的な運用を図るため、必要な予算を確保するとともに、価格が高止まりした場合にあっても適切に補填されるよう、経営の負担を持続的に軽減する仕組みを構築すること。

(6) 特に酪農経営にあっては、依然として経営コストの高止まりに苦しむ経営体は多く、また、再生産できるだけの所得確保が困難となっていることから、酪農家が将来にわたって経営を継続していけるよう、経営安定のための支援を行うとともに、牛乳・乳製品の需要拡大を図ること。

(7) 肉用牛経営にあっては、牛肉の枝肉相場及び子牛価格が低迷していることから、「肉用牛肥育経営安定交付金制度」の充実・強化を図るとともに、「肉用子牛生産者補給金制度」の保証基準価格の見直しの際は、現状の生産費を十分に反映して設定すること。

また、牛枝肉価格の安定化に向けた需給状況の改善を図るため、牛肉の需要拡大を図ること。

(8) 担い手の育成・確保に関しては、新規就農者の初期投資の負担軽減対策である新規就農者育成総合対策及び農業次世代人材投資事業において、交付対象者への指導等に資する推進事業も含め、各道県からの要望量に見合う十分な予算を確保すること。

特に、経営発展支援事業においては、全ての認定新規就農者を対象とするとともに、各々の経営状況に応じた計画的な設備投資が重要であることから、経営開始2年度までの者に限らず、経営開始3年目以降の者も対象とすること。また、地方自治体の財政負担の軽減を図るため、地方財政措置を継続するとともに、全額国庫負担等での実施についても検討を進めること。

資金面の支援(新規就農者育成総合対策における経営開始資金、就農準備資金、雇用就農資金、及び農業次世代人材投資事業)については、引き続き全額国庫負担で実施するとともに、十分な予算を確保すること。

また、人材育成の中核を担う農業大学校への支援を継続するとともに、老朽化が激しい施設の整備に対する支援を強化し、修繕等についても新たに支援すること。

さらに、優れた農業経営者の育成に向けて、営農しながら経営力を高めるための研修教育の支援を継続的に実施できるよう、必

要な予算を確保すること。

加えて、新規就農者の確保は全国的な課題であることから、経営発展にチャレンジする中高年層に対しても就農促進対策の強化を図ること。

(9) 農地集積・集約化対策に関しては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、新たな事務や経費が増加していることを踏まえ、基金を存続するなど関係予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、各地域で策定した地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）のブラッシュアップや実現に向け、地域計画の内容や作成プロセス、関係予算の活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な支援内容となるよう必要に応じて改善を行うこと。

また、地域計画の見直しに係る経費について、必要な予算を確保し、都道府県や市町村、農業委員会へ継続的な財政支援を行うこと。

特に、農地売買等支援事業について、農地中間管理機構の売買の取扱いに対応していくため、十分な予算確保に加え、補助率の向上、正職員人件費や委託費を助成対象とするほか、機構が農地の買入に要する資金調達について、即売り案件は全国農地保有合理化協会から融資を受ける際に都道府県の損失補償によらない運用とするなどの見直しを行うこと。

機構集積協力金交付事業、機構集積支援事業、農地利用最適化交付金等については、制度の安定的な運用を図るとともに、各都道府県の必要額を踏まえた上で十分な予算措置を講じることに加え、地域集積協力金の地域の実情に即した交付対象の拡充を行うこと。

さらに、高齢化等による農業者の減少に伴い、地域農業の維持が難しくなっている現状を踏まえ、担い手農業者への農地集積・集約化を加速するため、農地の貸借に加え、売買による権利継承も含めた支援策のあり方について検討を進めるとともに、農地集積の目標の受け手に多様な担い手を位置付けること。

(10) 農業の総合的かつ効果的なセーフティネット対策である収入保険制度の見直しに当たっては、地域農業を支える小規模農家を含めた農業者個々が経営内容に応じて加入できるよう、農業者の視点に立って制度の見直しを図ること。

また、地域農業を支える小規模な稲作農家等のセーフティネットを強化する観点から、ナラシ対策の認定農業者、集落営農、認定新規就農者の加入要件の見直しを図ること。

さらに、見直し後は、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように変更内容の周知に努めること。

(11) 激甚災害に指定される大規模災害はもとより、局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合には、大規模災害と同様に、農林水産業者等に対し、早急な産地の復旧や維持などに必要な支援を行うこと。

(12) 日本型直接支払制度については、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進に向けた取組を着実に推進するため、予算不足を起こすことがないよう要望額に応じた必要な予算を確保するとともに、地域の実態をふまえた制度に見直し、あわせて、道県、市町村の財政負担が生じないよう国庫負担で対応すること。

また、活動組織・集落協定や市町村における事務手続きの更なる負担軽減を図ること。

(13) 近年、農業被害にとどまらず、野生鳥獣による人身被害等の生活環境被害が各地で発生し、各道県においては、それぞれクマ類、イノシシ、シカ類、ニホンザル等の管理計画を策定し対応を行っているところである。

しかし、生活環境被害や農業被害等を減少させるため、総合的な対策の強化が必要であることから、野生鳥獣の生息域から人の生活圏への侵入抑制などの被害防止対策や生息・被害状況調査、

専門的な知識を有する人材及び次世代を担う捕獲従事者の確保・育成、捕獲に要する予算の十分な確保とともに、年度当初からの予算措置を行うほか、春期に実施する対策が年度で途切れることのないよう配慮すること。

また、国においても地域密着型の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの育成に取り組むこと。

さらに、都道府県間を広域的に移動する鳥獣などによる被害軽減に対して、地方が連携して取り組む生息実態調査や捕獲について、国による調整や十分な財政支援を行うこと。

(14) 森林づくりを担う林業経営体の育成及び人材の育成・確保に向け、造林・育林作業用機械の開発や導入支援など、作業の軽労化を進める施策の充実・強化を図るとともに、現場技能者の知識・技術の向上や若者・女性などの新規参入と定着の取組に対する支援を充実・強化するほか、将来、林業・木材産業を担う林業大学校等の生徒を支援する「緑の青年就業準備給付金事業」について十分な予算を確保し、木材・木製品製造業分野への就業者も給付対象者とすること。

(15) 漁業生産を支える担い手の育成確保に向けて、経営体育成総合支援事業の支援条件の緩和や、独立自営する就業者に対する新規就農者育成総合対策（経営開始資金）と同様の支援制度及び実践研修で用いる漁業施設の整備に対する支援制度の創設などにより、新規漁業就業者に対する支援の充実・強化を図ること。

(16) 水産業の体质強化に向けて、リース漁船や省エネ・省力化機器の導入等による収益性の高い操業体制への転換を促進するとともに、近年の不漁やコロナ禍の影響を受けた年の共済限度額の算定からの除外など、弾力的な運用による漁業共済制度の充実や拡充・強化、海獣類やクラゲ類、貝毒プランクトン等の有害生物による漁業被害に係る総合的な被害防止対策の充実・強化などを図ること。

(17) 実効ある資源管理体制の実現に当たっては、取組を進める漁業者の経営に影響が及ぶことも考えられることから、収入が減少する漁業者への支援策の充実・強化を図るとともに、効率的な操業に資する漁具の開発・改良など、必要な対策を講じること。

(18) 漁業におけるセーフティネットについて、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者及び養殖事業者に加えて増殖事業者が安心して漁業や増養殖事業に取り組むことができるよう、未加入者の新規加入や加入者による補填金の積み増しに随時対応できる契約時期の設定など、漁業経営セーフティネット構築事業の更なる要件の緩和及び補填金支払時における国の負担割合の段階的な引上げ、資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。

また、漁業用燃油について、漁業者の実質負担が大きく増加することのないよう、免税等の措置や燃油価格高騰対策を恒久的な制度とするとともに、水産業の体質強化を図るため、漁船や水産物の加工処理に係る省力・省コスト機器の導入促進等に必要な支援について十分な予算措置を講じること。

加えて、水産加工業においては、燃油価格の高騰や円安による加工原魚の仕入価格高騰、電気料金の値上げなどが追い打ちとなり、一層厳しい経営状況にあることから、経営の安定化に向け、原料調達に係る支援制度の拡充を図るとともに、デマンド料金制度の見直しなど、電気料金に係る経常的経費の増加に対する新たな支援策を講じること。

4. 農林水産業の生産基盤等の強化

(1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、担い手への農地集積・集約化や農業の生産性向上・高付加価値化を図るためにには、農地の大区画化や汎用化、農業用水利施設の保全管理、情報通信環境の整備など農業農村整備の計画的かつ着実な推進が重要であることから、補正予算を含めた必要な予算総額を安定的に確保すること

と。

また、本地方を始めとした積雪寒冷地帯では、冬期間の工事実施が困難となるため、ゼロ国債や補助金の複数年国債などの予算措置も講じること。

加えて、ほ場整備事業等における促進費や暗渠排水工事、農業水利施設の維持管理費・維持補修費に対する交付税措置の創設・充実など地方財政措置の更なる拡充に努めること。

(2) 道県が今後も継続的に主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、その財政需要について、引き続き地方財政措置を確保すること。

(3) 地域の生産力強化を図るため、産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業、畜産ＩＣＴ事業等、高性能な機械の導入や産地基幹施設の整備を支援する事業などを中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、特に新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、地方の財政負担が生じないよう見直した上で、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。

(4) 農林水産業におけるカーボンニュートラル等の環境負荷低減を実現するため、「みどりの食料システム戦略」に掲げる持続可能な食料システムの構築に向けて、グリーンな栽培体系の普及・定着や有機農業の推進、スマート農業の社会実装の加速化、気候変動等に適応した新品種や新しい病害等に対応した新技術の開発、牛のげっぷ（消化管内発酵）由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制、バイオガス発電等再生可能エネルギーの導入推進、カーボン・クレジットの普及・推進など、農業分野における脱炭素化の推進に必要な技術の早期開発や導入支援を行うとともに、必要な予算を確保すること。

(5) スマート農業技術の活用を促進するため、現場に導入・実証す

る取組等を継続的に支援するとともに、十分な予算を確保すること。

また、活用が進むローンの使用に適した農薬の登録拡大や、スマート農業に適した機器整備等の環境整備を進めること。

(6) 土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう複式簿記の有効活用や土地改良区の統合を図るため、引き続き、業務運営の適正化と体制強化に必要な支援策を講じること。

(7) 外来カミキリムシ（ツヤハダゴマダラカミキリ、クビアカツヤカミキリ、サビイロクワカミキリ等）の侵入、定着が全国各地で確認されている。これらの外来カミキリムシが定着すれば果樹や森林に被害を与え、農林業へ大きな影響を与えることが想定されることから、調査や防除を行うための支援対策を講じること。

(8) 地域農業の持続的な発展のため、GAPの取組を拡大していく必要があり、国は食料・農業・農村基本計画において「令和12年度までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施される」としている。

そのため、国際水準GAPに取り組む産地や、GAP認証取得等の活動に支障が出ないよう必要な予算を十分に確保するとともに、GAP推進体制を整備するため、指導員や認証審査員の育成支援を拡充すること。

また、消費者や流通業者の更なる理解促進を図るとともに、GAP認証農産物の取引拡大に当たっての流通・小売分野における障壁を明らかにし、その解消に取り組むこと。

(9) 協同農業普及事業交付金について、協同農業普及事業の運営に関する指針に掲げる基本的課題等に対応し、都道府県における普及事業が円滑に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、人材育成の中核を担う農業大学校の運営費についても十分な予算を確保すること。

(10) スマート林業の社会実装を加速化するため、現場に導入・実証する取組等を継続的に支援するとともに、十分な予算を確保すること。

また、航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る自動運転・遠隔操作等の先端技術の開発及び通信環境の整備、それらの技術の普及を担う人材の育成を促進するなど、環境整備を進めること。

(11) 森林経営管理制度の仕組みが円滑に機能するよう、道県や市町村に対し、森林整備の実施等に関する必要な技術支援を行うこと。

(12) 人工林資源が利用期を迎える主伐が増加する中、再造林の確実な実施に向けて、森林所有者の造林費用の負担軽減を図るほか、一貫作業システムなどへの支援を強化すること。

(13) 木材利用を更に促進するため、民間施設等への波及効果が高い公共建築物の木材利用に特化した新たな助成事業の創設やC L T等を活用した木造建築物の建設に対する助成など、国産材の需要拡大に対する支援及び品質・性能の確かな建築材等を安定供給するための加工流通施設の整備に対する支援を充実・強化すること。

(14) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、再造林や間伐等の森林施業と、その基盤となる路網整備など、森林整備事業の実施に必要な予算を安定的に確保すること。

また、山地災害から国民の生命財産を守る災害に強い森林づくりに向け、治山事業の推進に必要な予算を安定的に確保すること。

(15) 原木の安定供給体制の構築や生産・流通・加工コストの一体的な削減のための取組を通じた国産材の国際競争力の強化を図るために、林業・木材産業国際競争力強化総合対策を継続・強化するとともに、川上から川下までが連携した取組を総合的に支援する森

林・林業・木材産業グリーン成長総合対策を充実・強化すること。

- (16) 木材利用への理解醸成に向け、都市部における木造化・木質化の取組への支援を強化するとともに、森林づくりへの企業や道県民の機運を高めるための木育活動への支援を図ること。
- (17) 安全・安心な水産物を安定供給するため、漁港の高度衛生管理対策とあわせて、水揚げ作業の効率化や安全な航行の確保を図る岸壁や防波堤等の一体的な整備を図るとともに、水産業の活性化のため、既存施設の有効活用や安全性の向上を目的とした、漁港機能の増進に資する整備、さらに、海域の生産力向上のための、水産生物の生活史に配慮した広域的な増殖場や魚礁漁場の整備など、漁港漁場整備を推進するために必要な予算を確保すること。
- (18) 資源評価の精度の向上や栽培漁業の充実などにより、水産資源の適切な管理と生産増大が図られる施策を展開するとともに、公海域における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマやサバ類など公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、総漁獲枠（T A C）の更なる縮減など実効ある保存管理措置を実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
- (19) 北海道・東北地方の重要な水産資源であるサケ（シロザケ）は、ふ化放流事業の実施にもかかわらず回帰尾数の減少が深刻であり、漁獲量の減少のみならずふ化放流事業を行う団体の事業継続も困難な状況にあることから、サケの来遊尾数減少に対応する研究の充実・強化、人工ふ化放流事業に取り組む団体等への支援の充実を図ること。

さらに、サケ等冷水性魚種の不漁に伴い、厳しい経営を余儀なくされている拠点魚市場の運営合理化や経営改善に向けた支援を図ること。あわせて、資源回復までの間、運営を支えるセーフティネットを構築するとともに、魚市場業務で外国人材が活用できるよう、今後創設される育成就労制度の対象職種に「卸売業（水

産物地方卸売業)」を追加すること。

- (20) 適切な資源管理による漁獲量の回復に向けては、海域ごとのきめ細かなデータに基づく科学的・効果的な資源評価が必要であることから、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び各都道府県が行う調査に必要な予算を十分に確保するとともに、都道府県による自主的資源管理の高度化等に係る必要な予算を確保すること。また、各都道府県が調査に対応できるよう、漁業調査船、機器等の整備や漁獲調査等の経費を支援すること。
- (21) 太平洋クロマグロの我が国の漁獲枠については、引き続き、国際会議等において増枠に向けた提案を行い、漁獲枠の拡大を目指すこと。

また、国内における漁獲枠配分については、クロマグロで生計を立てている沿岸漁業者の依存度や漁法の特性上、避けることが困難な混獲があるものの、沖合漁業に比べて沿岸漁業は、操業区域が限定されるため資源の来遊がなければ漁獲できず、来遊があった場合でも多くの漁業者が全体で漁獲抑制に取り組むため、消化率が沖合漁業よりも低くなること等に十分留意の上、沖合漁業と沿岸漁業の配分数量を見直し、沿岸漁業者が経営を維持できること。

さらに、クロマグロ資源管理の推進により漁業者の経営に影響が及ぶことも考えられるため、収入が減少する漁業者を支援する漁業収入安定対策の充実・強化を図り、法制化を急ぐとともに、クロマグロの混獲回避の取組や休漁に対しての支援を継続すること。

加えて、太平洋クロマグロの大型魚の取引記録の義務付けや罰則の新設などの資源管理強化を目的とした「漁業法」と「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」の一部改正案については、可決・公布後2年以内に施行されることとなっているが、法改正の効果を最大限発揮させるため、漁業者等への制度周知と事務処理方法の浸透を図ること。

- (22) 地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展に向けて、放射性物質調査や衛生管理の高度化などによる水産物の安全性の確保、国内消費対策の充実・強化、輸出促進に向けた環境整備、水産エコラベル「M E L ジャパン」の国内外における認知度向上及び普及促進を図るとともに、ロシア連邦の法律によりロシア水域サケ・マス流し網漁業の操業が困難となったことから、栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対して、引き続き支援を行うこと。
- (23) 近年多発する集中豪雨等により被災した地域において、漁業者等が行う漂流漂着物の回収・処理等を含めた環境・生態系保全活動について支援する水産多面的機能発揮対策に必要な予算を十分に確保すること。
- (24) 我が国の排他的経済水域において操業する漁船の安全を確保するため、外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を一層充実・強化すること。
また、ミサイルが発射され、万が一被害等が発生した場合の対応など、国において万全の措置を講じること。
- (25) 令和4年12月に施行された「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」については、漁業者や水産流通・加工業者等に届出や漁獲番号の伝達・記録保管等の新たな義務・負担が生じこととなるため、国においては、水産部局の範囲を超えて、把握が必要な関係者への制度周知を確実に行うとともに、各道県が担う事務等で生じる負担を可能な限り軽減するよう努めつつ、必要な支援措置を講じること。
- (26) ロシアによるウクライナ侵略に対する対露経済制裁に伴い、国内企業によるロシア産農林水産物の調達・確保に支障が生じる等の影響が生じていることについて、これら国内企業の経営状況が

悪化しないように必要な支援措置を講じること。

(27) 近年、異常な高水温により養殖魚種の大規模な死被害が相次ぎ、今後の生産に懸念が残ることから、持続的な安定生産が確保されるよう、海洋環境の変化等に対応した新たな養殖技術の開発に向けた試験研究を進めること。

5. 家畜防疫対策の強化

(1) 高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の大規模農場での発生は、地域経済や消費生活への影響が大きいことから、農場の分割管理の促進について、引き続き積極的に取り組み、分割管理が円滑に進むよう、事業者が行う施設改修などに要する経費を支援すること。

また、殺処分など防疫措置を効率的に実施するための手法、技術の開発及びその普及を図ること。

(2) 関係自治体が防疫対策に要した経費について、人件費などを含め、国庫補助事業の補助対象経費を拡充するとともに、民間業者への委託費を含め、補助率を引き上げるなど、財政措置を充実すること。

また、全国的に発生の拡大が認められる場合、都道府県が実施する農場の消毒に要する経費の全額を国が負担すること。

(3) 家畜伝染病予防法の趣旨を踏まえ、家畜の所有者が殺処分等の防疫措置に必要となる人材や機材などを確保して主体的に防疫措置を講じるよう、指針等に明記するとともに、主体的に防疫措置を講じる場合の財政面や効率的な手法などの支援についてあわせて明記すること。

また、道県の人的負担が大きい殺処分について、派遣する国家公務員の増員を検討すること。

(4) 大規模農場や複数農場の同時での発生時等において、防疫措置

を迅速に行うためには、家畜防疫員や殺処分従事者などの人員確保が特に重要であることから、発生道県が必要とする家畜防疫員等の人員を速やかに確保できるよう、家畜防疫員の派遣における登録制度と募集制度の併用や、国が殺処分従事者として民間業者を派遣するなどの仕組みづくりを検討すること。

(5) 高病原性鳥インフルエンザの大規模農場での発生は、当事者のみならず、家きんの導入元や出荷先の農場、食鳥処理業者、家きんの卵の選別包装業者、生産資材の販売業者、食品加工・販売事業者等の関連事業者の経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、事業継続に向けて、家きんの出荷先の農場や食鳥処理場等に生じた損失に対しても国が必要な支援策を講じること。

(6) 防疫資材の備蓄や補充に支障を来すことがないよう、安定供給に向けて関係業界に働きかけること。

特に、炭酸ガスボンベ等の特殊な資機材については、緊急に必要な分を補えるよう、国が広域的な備蓄体制を整備・拡充すること。

(7) 大規模農場における防疫措置等をより効率的に行うことができるよう、発生都道府県で得られた知見等を集約し、各都道府県が速やかに情報共有することができる仕組みを構築すること。

また、大規模農場での発生や同時・連続発生を想定し、国において殺処分を含む防疫作業に対応可能な民間事業者を育成し、都道府県が委託可能な民間業者の名簿作成等を検討すること。

特に、迅速な防疫措置の実施のために行う民間委託等に要する経費について、国庫補助率を引き上げるなど、財政措置を充実すること。

(8) 高病原性鳥インフルエンザの野鳥におけるサーベイランス（調査）について、防疫対策強化に資する調査となるよう、引き続き、環境省と農林水産省が連携して、検査優先種の選定等の調査方法

について検討と見直しを行うとともに、監視体制を強化し、速やかな防疫措置に資するため、都道府県が行う調査に要した費用に係る財源を措置すること。

(9) 飼養豚における豚熱の今後の発生及び感染拡大を防止するため、野生いのしし対策について、対策の評価による随時見直しを図りながら的確に実施するとともに、経口ワクチンの散布に関する十分な予算を確保すること。

また、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種について、防疫措置の実施状況や感染の広がりなどを考慮し、地域及び期間などを含めて的確に判断しながら豚熱の継続的な発生予防対策を講じるため、ワクチン接種に係る費用への支援を拡充し、養豚農家の経済的負担を軽減すること。

さらに、豚熱ワクチン接種農場において豚熱が発生した際は、感染を確認した豚舎のみを殺処分対象とするなど殺処分対象範囲の見直しを行うこと。

(10) 口蹄疫やアフリカ豚熱等の家畜伝染病が国内に侵入することのないよう、国際便が到着する全ての空港や港等に検疫探知犬及び家畜防疫官を配備する体制を整えるなど、水際防疫に万全を期すこと。

6. 国土強靭化につながる生産基盤の防災・減災、長寿命化対策の強化

(1) 近年、多発する集中豪雨、大規模地震等の自然災害の激甚化や、農業水利施設の老朽化への対策を講じる必要があり、あわせて、流域治水を積極的に推進するため、農村地域の洪水被害防止対策や防災・減災対策、農業水利施設の長寿命化対策、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、令和12年度までに集中的に行う防災重点農業用ため池の防災工事などを早急に実施するために必要な施策毎の予算を十分に確保するとともに、国庫補助率の嵩上げや地方財政措置の充実な

どにより地方公共団体の負担軽減を図ること。あわせて、大規模自然災害の頻発化に伴う農業水利施設の維持管理費の増大に対する支援を強化すること。

(2) 多発する山地災害による被害を未然に防止するため危険地区の重点整備、荒廃山地の復旧・予防対策、荒廃森林の整備及び林道の強靭化に必要な予算を確保するとともに、積雪寒冷地帯では、冬期間の工事実施が困難となるため、農山漁村地域整備交付金事業においてゼロ国債などの早期着手できる制度の構築を行うこと。

また、災害関連緊急治山事業について、多様な災害に迅速に対応できるよう事業期間の延伸や被害を受けることが想定される人家戸数などの採択要件を緩和すること。

(3) 漁港施設においては、地震・津波や台風等の自然災害に対する安全確保のため、岸壁等の耐震・耐津波強化や防波堤の嵩上げなどの防災・減災対策と、老朽化が進む施設の長寿命化対策を計画的に進めるための予算を確保すること。あわせて、定期点検や機能保全計画等の更新など適切な維持管理・更新を実施するために必要な財源を安定的・継続的に確保すること。またその際には、地方財政への影響を十分に考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や地方財政措置の拡充によって地方へ確実な財源措置を図ること。

7. 地域共生社会の実現に向けた農山漁村の地域政策の充実・強化について

(1) 農山漁村では、人口減少や高齢化の進行により、集落の維持が困難となるおそれがあることから、生活交通の確保、地域コミュニティ活動の活性化、新規就業者の確保、空き家や遊休施設の有効活用等の取組を支援する施策を充実・強化するとともに、要望量に応じた予算を確保すること。

- (2) 農山漁村地域の課題解決のため、農林漁業者を含む地域住民が主体となった多様な運営組織が中長期的に活動を行えるよう支援すること。
- (3) 漁村の代表的な海業である遊漁船業については、零細事業者が多く、設備導入が大きな負担となることから、安全設備の導入支援や特例措置を検討すること。
- (4) 近年、免許不要及び船舶検査が不要となったゴムボート等が、海難事故、危険行為、漁具被害を起こすなど、漁労活動上、深刻な問題となっていることから、規制を見直し海難防止対策等の充実・強化を図ること。

4. 中小企業・小規模事業者支援と雇用対策等について

エネルギー・原材料高が長期化し、北海道・東北地域においても、事業者・労働者への経済的影響は広範囲に及び現在も大変厳しい状況が続いています。

また、北海道・東北地方の企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）は、地域経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っており、その振興は地域経済の活性化に不可欠です。しかしながら、人材不足や経営者の高齢化、後継者難といった問題を抱えており、現状を放置すると、地域経済が衰退していくことが懸念されます。

国では、中小企業等の経営体質の改善等による経営力の向上、付加価値の高い製品やサービスの開発、販路開拓など経営改革に向けた取組を支援しています。加えて、平成29年度から事業承継支援を集中して実施しているところですが、経営基盤の弱い中小企業等が、中・長期的な取組となる経営改革や円滑な事業承継を推進するには、継続性を持った中小企業等支援施策による支援が必要です。

こうしたことから、事業継続や雇用維持などへの支援に向けては、国との連携を強化し、一体となって更に取組を進めていく必要があるため、次のとおり提言します。

1. 中小企業等への支援について

（1）事業継続について

国においては、エネルギー・原材料高の影響の長期化や実質無利子・無担保融資の返済本格化により、借入金の返済が困難となる中小事業者に対して、早期の経営改善や再生支援に重点を置いた支援を強化することのほか、信用補完制度や都道府県制度融資を始め、独自の資金繰り支援の持続的な運営を図るため、信用保険収支の安定に向けた支援及び信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息、利子補給等の都道府県に生じる負担に

に対する支援を行うこと。

また、エネルギー・原材料高の影響の長期化によるコスト上昇分について、中小企業等が適正に価格転嫁できるよう、発注企業等に対して指導・監督などの対策を継続するとともに、適正な価格転嫁に対する理解促進に向けた啓発活動を展開すること。

(2) 事業承継について

地域産業の活性化や中小企業等の振興を図るため、道県の中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継ネットワークの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させるとともに、事業承継税制の認定件数が増加しているため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じること。

また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

(3) 経営支援、起業支援について

エネルギー・原材料高の影響の長期化により、厳しい経営環境にある中小企業等の新事業展開や販路開拓など新たな取組への支援やデジタル化による生産性向上、競争力強化に向け、中小企業生産性革命推進事業や中小企業省力化投資補助事業による支援を継続すること。

また、小規模事業者を取り巻く経営環境が刻々と変化する中、伴走型支援等による事業者の経営改善や地域振興を始め、災害や感染症への対応など、商工指導団体の役割はより重要性を増して

おり、業務量も増大していることから、商工指導団体が必要な人員を確保し、支援体制を強化するための十分な財政支援を行うこと。

加えて、地域の中小企業・小規模事業者の支援拠点である商工指導団体施設の多くが老朽化し、災害時の相談対応等を含め、十分に機能を発揮することが困難になってきていることから、地域の拠りどころである施設の機能強化が図られるよう、耐震化、浸水防止並びに機能強化を目的とした集約化に伴う、移転・解体を含む費用に対しても十分な財政支援を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、行政や金融機関による手厚い資金繰りが縮小したことに加え、物価高、人手不足等の影響により、中小企業等の廃業の増加や新規開業の動きの減少が懸念される一方、経営環境の変化に対応した起業希望者が増加していることから、都道府県が行う地域経済の活性化に向けた創業支援について、特段の配慮を行うこと。

(4) エネルギー・原材料高に対する影響緩和について

世界的に不安定なエネルギー情勢などを受けてエネルギー・原材料高が長期化し、産業活動に重大な影響を及ぼしていることから、これらの影響ができる限り緩和されるよう、国として対策を講じること。

特に、北海道・東北地域は冬期間の暖房等に要するエネルギー使用量が多く、大きな負担となることから、積雪寒冷地を対象とした特段の措置を講じること。

(5) インボイス制度について

令和5年10月に開始されたインボイス制度の円滑な運用に向け、負担軽減措置等の経過措置の十分な周知や、事業者の事務負担軽減のため、IT導入補助金等の助成制度を継続すること。また、免税事業者が不当に不利益を受けることがないよう、適正な取引の確保に向けた対策を講じること。

(6) 事業者向け給付金について

エネルギー・原材料高が長期化し、幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、事業者向け給付金の支給など、事業者の実状に十分に配慮した幅広く手厚い経済支援を講じること。

2. 雇用対策について

(1) 雇用維持について

エネルギー・原材料高が長期化し、雇用情勢は更に厳しさを増すことが懸念されることから、雇用調整助成金や労働移動支援助成金等の雇用や収入を維持する各種助成金や支援金について、必要な予算を確保するとともに、今後も雇用情勢を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

(2) 離職者支援について

離職者、特に女性や若者を中心とした非正規労働者が離職した際の支援のため、新たなスキルの習得といった、職業能力開発促進策等を拡充するなど、離職者等に対する支援を強化すること。

(3) 人材確保支援について

地域の産業を支える人材を確保するため、女性や高齢者、障がい者を積極的に雇用する事業者等への支援を充実させるとともに、テレワークの導入など、多様な人材が働きやすい職場環境の整備を始め、働き方改革に取り組む事業者等への支援を強化すること。

また、地域の大学生等の地元就職・定着を促進するため、産業や企業の魅力を伝えるための地域の取組に対する支援制度を創設すること。

加えて、人手不足が深刻な中小企業等における人材確保への支援や有効求人倍率の高い職業への労働移動の促進、東京圏への一極集中の是正と中小企業等の人材確保に向けた大学生等のU・Iターン就職を促進するため、全額国負担による新たな支援制度を

創設するとともに、移住支援金の活用を促進するため、支給要件の緩和や積極的な制度周知を行うこと。

さらに、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について、事業者団体等への周知を図った上で、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小企業等から聴取した意向等を反映とともに、地方自治体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うことや、技能実習制度に替わる新たな育成就労制度は、地域ニーズに応じた長期的・安定的な外国人材の確保・定着につながる制度とすること。

3. 需要喚起について

エネルギー・原材料高が長期化し、地域経済に大きな影響が及んでいることを踏まえ、持続的に維持・回復ができるよう、需要喚起に向けた取組を継続的に実施すること。

4. 財源確保について

事業継続や雇用維持などへの支援に向けて、地方公共団体が国との連携を強化し一体となって更に取組を進めていくことができるよう、必要な財源を確保すること。

5. 循環共生型社会の構築に向けた取組の推進及び地域脱炭素移行の加速化について

現在、我々の地球は気候変動、生物多様性の損失及び汚染からなる3つの世界的危機に直面しており、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあります。

こうした現状認識のもと、令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画は、全ての環境分野を統合する最上位の計画として目指すべき文明・経済社会の在り方を提示しており、環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決することや、全員参加型のパートナーシップの下、国、地方公共団体、企業、国民等が共進化することなどにより、持続可能な社会としての「循環共生型社会」を目指しています。

この「循環共生型社会」を目指すことで、国民に希望をもたらすものとするため、同計画においては、環境保全とそれを通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的と明記しています。その実現のための一つの視点として、東京一極集中、大規模集中型の社会経済システムから、デジタル化の流れも踏まえた、自立分散型・水平分散型の国土構造、社会経済システムへの移行、食料やエネルギー等の地産地消の促進、経済安全保障の確保等が重要とされています。

また、令和2年10月、国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3年4月に2030年度の温室効果ガスを46%削減（2013年度比）するとしていた目標値は、令和7年2月には、新たな地球温暖化対策計画において2035年度、2040年度にそれぞれ60%、73%削減へと上方修正され、目標に向かって国を挙げて取り組んでいく方向性が示されました。

我が国においては、2022年度の温室効果ガス排出量が過去最低値を記録したところですが、2050年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られています。気候変動に対する責任を自覚し、より質の高い脱炭素社会を実現するためには、国が高い目標を掲げ、先導的に取り組むことで、地方公共団体や民間による速やかな行動と大胆

かつ継続的な取組を促すことが必要となります。

さらに、昨今の世界情勢の不安定化により我が国のエネルギー安全保障という課題が顕在化する中で、令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する方向性が示されました。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域との共生を図りながら、イノベーションの加速とサプライチェーンの構築を進め、地域のポテンシャルを生かした取組を進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、環境・エネルギー分野の課題に責務を有する国が万全の対策を講じつつ、国と地方がそれぞれの役割を踏まえ、環境・エネルギー政策を強力に推進していくため、次の事項について提言します。

1. 廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物処理施設は、廃棄物の再資源化や適正処理を積極的に推進し、循環型社会の形成を図っていく上で必要不可欠なものであり、地域におけるごみ処理に支障を来すことがないよう、ごみ焼却施設やリサイクル施設などの計画的な整備を着実に進めるとともに、施設の整備に当たっては、ゼロカーボン社会の実現に向け、高効率でエネルギーを回収できる施設への転換や、CO₂の排出削減に資する施設に改良していく必要がある。

一方、平成9年のダイオキシン類の規制強化に伴い、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一斉に整備・改修されたごみ焼却施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にあり、令和7年度以降、市町村等の循環型社会形成推進交付金の予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村の適正なごみ処理に支障を来たし、住民生活に大きな影響を与えることから、次のとおり要望する。

(1) 廃棄物処理施設の整備に必要な予算を確保すること。

(2) ごみ焼却施設の更新、基幹改良工事に要する緊急対策として新たな交付金制度の創設や、既存の補助制度における補助対象や要件の見直しなど、施設の円滑な整備を着実に進められるよう必要な措置を講じること。

2. 国立・国定公園の施設整備

インバウンド需要の急速な回復が見込まれる中、地方公共団体においても、自然環境整備交付金を活用し、国立・国定公園の施設整備を行っているところであるが、老朽化した施設の再整備を優先せざるを得ず、多様な利用者のニーズに十分な対応ができていない状況にある。

また、2030 年の 30by30 達成に向けて、今後自然公園の新規指定や大規模拡張が進み、これまで以上に施設整備も必要となることから、施設整備を計画的に行うために必要な費用に対して十分な予算を確保するとともに、国立公園においては、優れた自然を守りながら地域活性化を図るためにも、国による積極的な整備及び管理を行うこと。

3. 脱炭素化を始めとする地球温暖化対策の強力な推進

(1) カーボンニュートラル等の新たな施策の推進

国では、2兆円のグリーンイノベーション基金を通じ、高い目標に挑戦する企業の技術開発から実証・社会実装まで一貫して支援することとしており、コロナ禍で顕在化した世界的なサプライチェーンの再編の動きを見据えた経済安全保障の観点からも、我が国の半導体産業の再興に向けた先端半導体の技術開発・製造拠点の早期整備に加え、研究・人材育成等が一体となった複合拠点の立地の実現に向けた取組を支援するとともに、次世代のデータセンターの地方拠点の整備や電池の次世代技術開発・大規模生産拠点の立地などの取組を積極的に推進すること。

また、国のGX2040 ビジョンでは、エネルギー供給に合わせた需要の集積という発想に基づいて産業立地を進めることとしてお

り、多様で豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有する北海道・東北地域への産業集積の取組を進めるため、立地する企業に対する具体的な支援策を早期に構築すること。

加えて、地域の再生可能エネルギー関連産業のサプライチェーン構築に向けた支援の充実を図ること。

北海道・東北地域は、国主導で整備した大規模工業団地である「苫小牧東部地域」や「むつ小川原地域」を始めとする多くの広大な工業団地に恵まれているため、国家戦略として、地方分散の視点も踏まえ、国の施策を推進する各種実証事業や広大な敷地を要する大規模実証施設等の設置などの取組を積極的に推進すること。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT・FIP制度により、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においても、発電設備の導入に向けた取組が進んでいる。

現在、再生可能エネルギーは、日本版コネクト&マネージによって、既存送変電設備を最大限活用することで系統への連系が可能となっている一方、出力制御量の増加が投資判断に影響を与えることが懸念される。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、系統設備の強化や既存設備の最大限の活用、蓄電池等による電力安定化対策の促進、地域間連系線の活用などにより、次世代ネットワークを構築していくことが重要である。

加えて、長い海岸線を有し、積雪寒冷地である北海道・東北地方に存在する潮流等の海洋エネルギー、雪氷熱等の再生可能エネルギー熱の活用などを促進していく必要がある。

こうした北海道・東北地方の地域特性を生かして再生可能エネルギーの導入拡大を目指す観点から、次の事項について強く要望する。

- ① 地域特性に十分配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡

大を最大限加速すること。

- ② 多くの再生可能エネルギー電気を受け入れられるよう、北海道・東北地方における送電線の脆弱な地域の設備強化や蓄電池など系統の安定化対策に対する支援に加え、広域系統長期方針（マスタープラン）に基づく地域間の効率的な需給調整を可能にする地域間連系線の整備、GX実現に向けた基本方針に掲げる北海道と本州を結ぶ新たな海底送電ケーブルの2030年度までの着実な整備など電力系統の広域的運用を確実に推進するとともに、国が主導して強化策を講じること。

また、災害時の安定供給の確保及びリスク分散の観点から、太平洋側に加え日本海側にも基幹となる送電設備を設置するなど、電力供給を複線化する措置を講じること。

- ③ 発電設備設置者の負担となっている系統までの連系費用及び発電設備までのアクセス道路を含んだ開発費用を軽減できる措置を講じること。

- ④ 再エネ特措法等に基づく、関係許認可取得に係る認定手続や地域住民に対する説明会等による事前周知、関係法令や認定基準等に違反している案件に対するFIT・FIP交付金の一時停止等の措置について、事業者に対する周知を行うとともに、適切な制度運用を図ること。

また、地域と共生する形での事業実施を確保するため、風力発電を電源立地地域対策交付金の交付対象に加えるとともに、無人の再エネ設備についても法人事業税の課税対象とするなど、地域に対する利益の還元が図られるよう制度の見直しを行うこと。

加えて、公園や道路等の生活圏と発電設備の距離が近い場合には点検頻度を上げるなど、周辺地域の安全性が確保されるよう、安全基準を見直すこと。

- ⑤ 風力発電、地熱発電及び水力発電等のようにリードタイムの長い発電事業の普及を進めるため、太陽光以外の電源で導入される「供給量勘案上乗せ措置」について、エネルギー種別ごとに、運用開始までに要する期間に応じて延長すること。

また、延長に当たっては、震災の被害が大きい地域においては、復興の進捗状況に配慮すること。

さらに、FIT・FIP制度の調達価格・基準価格の設定に当たっては、地域の事業者の参入意欲を減退させるような価格設定を行わないよう配慮すること。

- ⑥ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく促進区域の指定等の手続については、地方公共団体の意向を十分に踏まえた制度の運用を図ること。

また、洋上風力発電の導入促進に当たり、その特性や電力系統の状況を踏まえ、国が主体的かつ計画的に、あらかじめ必要となる系統容量を早期に確保することはもとより、その指定基準の一つである「接続系統の確保」については個別の事案に即して柔軟に対応すること。

さらに、漁業関係者等が洋上風力発電施設設置の可否を客観的に判断できるよう、海と川を往来する魚類等を含めた海洋生物への影響について、専門家の知見や国内外の事例をとりまとめるとともに、必要な実証試験等を実施し、漁業関係者等や地方公共団体に対して国が主体的に理解醸成を図ること。

加えて、浮体式洋上風力発電について、技術開発や漁業への影響調査、実証試験に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進するとともに、円滑な推進に向けて、関係漁業者の負担軽減や事業者間等の調整に主体的に取り組むこと。

- ⑦ 地域の資本や企業の参入促進につながるよう、公的債務保証制度の創設等、金融面での支援策を講じること。
- ⑧ 潮流・海流・波力発電などによる海洋エネルギーをFIT・FIP制度における海洋エネルギーの対象範囲に拡大するとともに、国が選定した実証フィールド等を活用する研究機関・企業が行う海洋エネルギーの技術開発や、関連設備の整備に対して支援を行うこと。

また、海洋エネルギーの実証や事業化に当たって必要となる海域利用調整のルールなど、沿岸域の総合的管理の仕組みを構

築すること。

- ⑨ 復興需要に対応した木材供給に伴い発生する端材や樹皮などを積極的に利用することは、被災地の復興推進にもつながるものであり、また、木質を始めとする未利用バイオマス資源は、再生可能エネルギーとして、天候に左右されず安定的に発電できる特徴を持つものであることから、その利用を促進するため、資源の収集から活用まで、総合的な支援を引き続き講じること。
- ⑩ 地中熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱についても、導入拡大に向けた支援措置の拡充等を行うこと。
- ⑪ 再生可能エネルギー等の地産地消に向けて、地域の需要規模に応じた再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。
- ⑫ 再生可能エネルギーを活用した水素・アンモニア、e-メタン等の製造・利活用の促進に向け、支援の強化を図ること。
- ⑬ 基幹産業である農林水産業の再生・発展と太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入によるまちづくりを同時に進めるため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく取組を積極的に支援するなど、農山漁村における再生可能エネルギーの活用を積極的に進めること。
- ⑭ 道県及び市町村が区域ごとの再生可能エネルギーの発電出力、発電量及び需要量等を定期的に把握し、再生可能エネルギーの普及拡大の取組等を計画的に進めることができるよう、地方公共団体が電気事業者等の保有する情報の提供を受けて活用することのできる仕組みの構築や、導入する再生可能エネルギー等のCO₂削減効果を適切に反映する指標・統計の整備を国において進めること。

さらに、道県内外への再生可能エネルギー等の供給や、CCUS（炭素の回収・有効利用・貯留）等の新たな技術を活用したCO₂削減の取組が評価され、導入地域のインセンティブとな

るような仕組みを構築すること。

(3) 地域における脱炭素化や気候変動への適応に関する普及啓発に取り組む企業・団体等への支援の強化

地球温暖化は、激甚化・頻発化する豪雨災害のほか、熱中症の増加、農林水産物の生産量の減少など、国民生活に多大な影響を及ぼしており、国民の安全・安心を守る観点から、国家的な課題として、国の責任において強力に地球温暖化対策を推進する必要がある。

全ての地域が足並みをそろえて 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指していくために、行政のみならず、企業・団体や地域住民などあらゆる実施主体が自主的に取組を推進できるよう、十分な財政支援を要望する。

① 地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定を受け、国の支援を活用しつつ、事業に取り組んでいるが、当初 10 分の 10 であった国からの補助金の補助率は年々引き下げられ、令和 7 年度には 2 分の 1 とされた。

センターの指定団体は、同法の規定により、非営利を目的とした法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人）に限られていることから、自主財源の確保が難しい状況にある。

こうした状況の下、センターでは事業の効率化等に努めているが、国が進める脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を始めとする啓発等の活動が困難な状況に陥ることや、地球温暖化防止活動推進員の活動支援等にも支障を来すこともあり得ることから、国が補助率の引き上げなどセンターの活動に対して十分な財政支援を行い、地域における地球温暖化対策の推進を後押しすること。

② 热中症については、暑さに対する備えが十分ではない北海道・東北地方において特に深刻な影響があることから、国において主体的に高齢者等への注意喚起を行うとともに、クーリン

グシェルターを運営する地方公共団体や民間事業者に対しても施設の運営や維持管理等に必要な財政支援を行うこと。

(4) 地域脱炭素化の取組を加速させるための地方公共団体への財政支援の充実

北海道・東北地方では、豊富な資源と気候上の特性等も踏まえながら、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に向けた積極的な取組が行われているところであるが、地域の実情に応じた取組の更なる推進が必要であることから、地域脱炭素の取組を加速させ、脱炭素化に向けた経済・社会システムの転換を地域主導で推進できるよう財政支援の充実を図ること。

- ① 脱炭素先行地域及び脱炭素の基盤となる重点対策の実施を支援する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、予算規模の大幅な拡充や事業期間の延長を行うとともに、物価高騰等の社会情勢の変化を十分に踏まえ、要件緩和を含めた柔軟な制度運用を図ること。
- ② 「脱炭素化推進事業債」について、十分な規模を確保するとともに、事業期間延長のほか、公共施設等の脱炭素化に向けたP P A方式の導入実態等も踏まえた要件緩和を図ること。

また、過疎地域における取組を更に加速させるため、過疎対策事業債の「脱炭素化推進特別分」を継続するとともに、必要額の確保や対象事業の拡充を図ること。

- ③ 20兆円規模で発行される「G X経済移行債」も活用し、地方公共団体への大規模かつ安定的な財源措置を実施すること。
- ④ 国庫補助事業の地方負担分はもとより、地方公共団体それが創意工夫を凝らして取り組む家庭や事業者等の脱炭素化に向けた地方単独事業に対しても、地域の実態を踏まえ、大胆かつ十分な地方財政措置を講じること。

(5) G X人材の確保・育成について

地域の脱炭素化に向けて、地方公共団体におけるG X人材の確保・育成に関する地方財政措置を更に充実させること

6. 社会資本の整備促進と交通ネットワーク確保への支援の充実について

先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大都市圏への過度な人口集中に伴うリスクを有する我が国の脆弱な国土構造が改めて浮き彫りとなり、東京一極集中の構造を是正し、人材と産業の地方分散をさせることの重要性がますます高まりました。

加えて、東日本大震災を始め、豪雨災害や台風に伴う大雨災害など、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえた防災・減災に資する社会資本の整備を進めるとともに、太平洋側と日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋側と日本海側を結ぶ「横軸」を格子状に太く・多重に結び、北海道・東北地方全体でネットワークの多重性・代替性を確保する国土強靭化の観点から、高規格道路等の整備、新幹線の整備計画路線の整備、航空ネットワークの充実、港湾の機能強化など災害時にこそ確実に機能する広域交通ネットワークの整備促進が不可欠です。

さらに、コロナ禍を踏まえて、北海道・東北地方の外国人を含めた観光客の移動を支える高速交通ネットワークのより一層の整備促進と受け皿となる地域の観光関連産業を始め地域経済が持続的に維持・回復していくことが必要です。

また、老朽化が急速に進行するインフラや公共施設については、将来を担う世代に大きな負担を残すことなく良好な状態で引き継いでいく必要があります。

あわせて、近年重要性が増している地域の移動手段を担う地域鉄道、生活交通バス、離島航路については、人口減少・過疎化等により経営が極めて厳しい状況で、それを支援する自治体の負担も多大になってきている中、コロナ禍を受け、地域公共交通は利用者が激減し経営に大きな影響を受けており、利用者の回復に向けた支援と、回復までの間の経営支援など、地域の移動手段確保に向けた取組が一層求められています。

このような状況を踏まえ、次の5項目について、必要な対策を強く求めます。

1. 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

各道県においては、地方創生の実現に向けて、地方版総合戦略に基づく様々な施策を展開しているところですが、いまだ地方における高規格道路等のミッシングリンクなど、社会インフラには地域間格差が存在していることから、地方における社会資本の計画的な整備などによる、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の解消や、分散型国土の形成が必要です。

また、自然災害が激甚化・頻発化する中、国においては、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を決定し、地方においても集中的に取り組んでいるものの、気候変動の影響や切迫する大規模地震などに加え、物価高の影響もあり、未だ自然災害への備えは十分とは言えず、防災・減災対策の更なる推進が急務となっています。

さらに、老朽化が進行しているインフラや公共施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に行うため、各道県において「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画の実施段階に入っていますが、今後、公共施設等については、施設の最適な配置を実現するとともに、財政負担を軽減・平準化し、将来を担う世代に大きな負担を残すことなく良好な状態で引き継いでいく必要があります。

このため、次の措置を安定的かつ持続的に講じるよう提言します。

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備や、災害に強い国土づくり、インフラメンテナンスの取組を推進するとともに、災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として、将来にわたり地域を支える建設産業の維持・活性化のため、物価高や賃金水準の上昇に対応する中でも、当初予算において、必要な社会資本整備、防災・減災対策やインフラの老朽化対策に係る予算（個別補助事業、社会資本整備総合交付金等）の大幅な拡充を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。また、地域の実情に応じた、維持管理に活用可能な交付金制度の創設など、老朽化対策に係る財政支援の拡充を

図ること。特に、下水道については、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、公共性の高い役割を担っているほか、老朽化の進行は、本年1月に埼玉県で発生した事故で明らかになったように、道路陥没や汚水流出等の原因となり、市民生活や関連する公共インフラ等に多大な影響を与えるため、改築更新に対する財政支援を重点的かつ継続的に行うこと。

また、近年、頻発化している記録的な集中降雪などを踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化を始めとした取組の推進を図りつつ、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵守し、補助率2/3を充足する国費総額を確保すること。

さらに、基礎的インフラである道路の整備・管理が長期的・安定的に進められるよう、新たな財源を創設すること。

あわせて、高規格道路の既存ICと市町村の市街地や主要な観光地及び現行制度では補助対象外となっている空港・港湾等でも地方にとって重要な拠点へのアクセス道路の整備等について、国庫補助制度対象事業の拡大を図ること。

(2) 防災・減災、国土強靭化の取組により、近年の災害による被害を大幅に軽減できた一方で、令和6年能登半島地震の発生や気候変動による更なる降雨量の増加など、激甚化・頻発化する自然災害への備えが重要とされる中、令和7年6月に国土強靭化実施中期計画が示されたが、今後の災害の発生状況や物価高などの経済情勢等を踏まえ、事業規模について機動的・弾力的に対応し、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進めること。その際、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保したうえで、有利な地方財政措置を継続するなど、地方負担の軽減が図られるよう十分配慮すること。

また、国土強靭化に資するきめ細かな対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業及び緊急浚渫推進事業債の恒久化や対象事業の拡充など必要な措置を図ること。

さらに、積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、「国土強靭化実施中期計画」等により防雪事業や凍雪害防止事業等の雪対策の着実な推進に配慮すること。

(3) 公共施設等の最適な配置を計画的に推進するため、補助事業完了後、経過年数が10年未満である施設等についても、「公共施設等総合管理計画」に基づき補助対象財産を処分する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定による国庫納付を求めず承認するなど、一層の弾力化を図ること。

また、少なくとも10年以上とされている公共施設等総合管理計画の計画期間に対し、その財源となる公共施設等適正管理推進事業債の期間が令和4年度から8年度まで延長されたが、計画的な事業執行の支障となることから、当該地方債の恒久化や、公用建物に限定されている起債対象施設の庁舎等の公用施設への拡大などの見直しを実施するとともに、その決定を早期に公表すること。

2. 広域交通ネットワークの整備促進について

広域交通ネットワークについては、東京一極集中の国土構造を是正して人材と産業を地方に分散させる基盤の役割を持つとともに、急速に進む人口減少対策、東日本大震災等を踏まえた国土強靭化、外国人を含めた観光客の円滑な移動確保等の必要性があることから、より一層の整備促進が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた観光産業は、全国的に回復が進んでいる一方で、その回復は東京に集中しており、東北地方では、依然としてコロナ禍前の水準を下回っていることから、地方部への来訪を促進する必要があります。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる広域交通ネットワークの早期の整備と地域経済の持続的な維持・回復に向けて次のとおり提言します。

(1) 人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な予算を確保し、地方負担の軽減を図りつつ高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築、スマートＩＣやアクセス道路の整備、新幹線の整備計画路線の整備促進や基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ、山形・秋田新幹線の県境部におけるトンネル整備の早期事業化、地域鉄道を含む在来線の高速化、航空ネットワークの充実、空港・港湾施設の一層の機能強化など、地方創生の基盤となる国土をつなぐ広域交通ネットワークの早期整備を促進すること。

(2) 有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業等、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を着実に進めること。

また、国が管理する無料の高速道路において、必要に応じて機能強化を図りつつ、維持管理を確実に実施するため、有料制度の活用など安定的な財源の確保について地域の意見も踏まえ検討すること。

(3) 観光産業を始めとした関連事業者の事業継続及び宿泊施設等における高付加価値化の取組に対する支援や、インバウンドの地方誘客促進を図るためのプロモーションなどを実施するための国際観光旅客税を財源とした新たな交付金制度の創設など、十分な支援策を講じること。

また、中国の観光査証においては令和6年12月に発行条件の緩和発表を行ったものの、東南アジア諸国を含めた更なる緩和や、休暇取得及び平日観光の普及・啓発など、より多くの旅行機会の創出に繋がる取組を更に推進すること。

3. 地方航空路線の維持・拡充について

国は、東京圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新飛行ルートの運用など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

地方航空路線は、観光振興を始め、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着し、地方創生や国際化を図る上で不可欠な存在です。特に、北海道・東北地方においては、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

国においては、訪日誘客支援空港の認定及び国際線就航を通じた訪日外国人旅行者の誘致拡大に向けた支援措置として、これまで着陸料やグランドハンドリング等の運航経費の支援を行ってきたところですが、令和6年度からこれを廃止し、グランドハンドリングや保安検査等の空港業務の体制強化に係る支援に変更されています。

一方で、観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）においては、「地方空港の着陸料軽減等の取組により、早期の国際線再開・路線定着等を図ること」とされています。

また、東日本大震災の発災時には、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送手段として十分な機能を発揮するなど、国土強靭化を支える役割も担っています。

このような状況を踏まえ、地方においては、利用拡大に向けた様々な対策を実施していますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持・拡充対策が求められています。

このため、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持・拡充し、地方創生、復興を図っていくため、次のとおり提言します。

(1) 少数便路線や不便な条件不利地域において発着する路線について、航空会社が経営効率による判断から路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設けるなど地方路線の維持に配慮すること。

また、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講じること。

(2) 空港整備勘定について、十分な除雪体制・消防力の確保等、航空機の定時性・安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう使途の拡大を図ること。

(3) 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から 14 年余が経過した復興の状況、安全・安心への取組等について、外国の政府・航空会社に対して、隨時、正確な情報の発信に努めるとともに、海外からの誘客促進につなげる取組を行うこと。

(4) 訪日誘客支援空港認定制度について、国際線着陸料の軽減やグランドハンドリング等の運航経費支援等、令和 5 年度までと同様の措置を講じるとともに、今後の新規就航や増便を見据えた予算措置の拡充を図ること。また、全ての認定空港について同等の支援措置が受けられるよう制度の拡充を図ること。

4. 地域公共交通に係る支援の充実について

鉄道やバス等の地域公共交通は住民生活にとって不可欠なものであり、近年、高齢者の免許返納が進む中で一層の移動手段確保が必要となるなど、その重要性が増していますが、運転手不足等により、地域公共交通事業者は運行に大きな影響を受けています。

地域公共交通は社会生活の維持に欠かせないことから、地域公共交通の維持・存続のため、手厚い支援が必要な状況になっています。

地域鉄道は地域の基幹交通として重要な役割を果たし、経費削減や增收策等の懸命な経営努力を行っているにもかかわらず、人口減少・過疎化に伴い旅客収入が減少しています。

さらに、多くの地域鉄道は開業から30年以上経過しており、施設や車両等の老朽化が著しく、更新需要が一斉に到来しているため、安全運行を確保するための施設保守・修繕維持費及び車両の更新、安全点検や部品交換などの経費が嵩み、赤字経営を余儀なくされ、極めて厳しい状況にあります。そのため、自治体においても鉄道の安定運行のため、地域鉄道が計画的に行う施設改修、車両検査等の経費への支援や、利用拡大に向けた対策を実施していますが、将来にわたる経営基盤強化を図り、地域の移動手段の確保に寄与していくためには、自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった地域鉄道の維持施策の更なる充実が求められます。

このような状況において、鉄道事業再構築事業者が実施する場合を除き、「車両検査」や「車両修繕」への予算が十分に配分されておらず、鉄道事業の根幹である安全かつ確実な輸送の維持に多大な影響を与えることが強く危惧されているところです。地域鉄道の要望に対する国の支援が十分に措置されない場合、事業の先送りや鉄道事業者及び沿線自治体の負担増を招く事態となるほか、中長期的な経営計画や沿線自治体の財政計画にも多大な影響を及ぼすことになります。

加えて、整備新幹線の開業に伴い、JRから経営分離等された各地の並行在来線は、地元地方自治体が中心となって設置された第三セクター等により運営されていますが、施設整備の初期投資等に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間のみが分離されたことなどから、極めて厳しい経営状況にあります。地方自治体の財政状況が厳しさを増す中、鉄道施設・設備の老朽化も進み、多大な設備投資が見込まれているなど、今後の鉄道の維持・存続が強く危惧されています。

さらに、ローカル鉄道の再構築等に関する協議の場として、国が再構築協議会を設置する制度を創設しましたが、事業構造の変更を協議する仕組みであるため、地域にとって重要な鉄道を廃止する議

論が進められるのではないかとの懸念が生じています。全国的な鉄道ネットワークは、国土強靭化や地方創生を始め、国土の均衡ある発展などの観点から必要であり、また、全国で公平に安定して確保されるべきユニバーサルサービスとしても重要な役割を担っていることから、国民にとってなくてはならない重要な社会インフラとして明確に位置づけ、維持を図るべきと考えます。

加えて、近年、豪雨や大雪等の自然災害が激甚化・頻発化していますが、ローカル鉄道の被災路線については、鉄道再構築の議論と混同され、被災地域に路線がなくなる不安を与えるを得ない状況となっています。

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助は、過疎地域等の交通不便地域に限定されており、それ以外の多くの市町村が活用できる補助制度がないことから、財政支援の拡充が求められます。

あわせて、離島航路についても、利用者の減少傾向が続くなかで航路事業者は運賃収入等の減収により厳しい経営環境に置かれており、また、就航船舶の老朽化のため代替船建造が必要な状況になっているものの資金留保が困難な状況にあります。離島航路は島民の足として欠かせない公共交通であるとともに観光振興の面からも重要な役割を担っていることから、安定的な航路の維持・確保に向けて、財政支援の拡充が求められます。

このような状況を踏まえ、次のとおり提言します。

(1) 地域鉄道に対する支援の拡充について

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を始めとする安全な鉄道輸送を確保するために必要な事業について、十分かつ確実な予算の確保、補助率の引上げや補助対象の拡大など、支援制度の更なる充実を図ること。

(2) 並行在来線に対する支援の拡充及び創設について

① 貨物調整金制度については、新幹線貸付料の活用や、令和13年度以降の必要な線路使用料の支払いを確保する新制度への移行を着実に実行するとともに、今後、新幹線貸付料の活用の前

倒しや制度の拡充を早急に検討すること。

- ② 貨物列車の運行に使用する設備に係る線路使用料の算定方法、設備投資に伴う過大な資金負担、支払時期による資金繰りへの支障などの課題を踏まえ、線路使用料の算出に係る比率・項目や支払時期を見直すとともに、貨物列車運行のために必要な設備の更新投資・維持修繕に要する費用負担のあり方を見直すこと。
- ③ 経営維持のための運営費補助等の支援制度を創設すること。
- ④ 並行在来線とJR路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、JRに対しても乗継割引制度の導入を指導すること。

(3) 鉄道ネットワークの維持及び鉄道施設の災害復旧について

- ① 鉄道ネットワークを国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。
- ② 鉄道ネットワークは、国土強靭化や地方創生を始め、国土の均衡ある発展などの観点から、国策として維持されるべきものであり、地方にその負担を押し付けることなく、国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
- ③ JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時の経過に鑑み、路線ごとに採算を合わせるのではなく、鉄道事業者の収益を内部補助させるルールを創設すること。
- ④ JRによる鉄道ネットワークについて、特定区間に関連する利用状況や経営状況だけでなく、全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、国において情報共有の枠組みを構築すること。
- ⑤ JR各路線の先には三セク鉄道が存在しており、各路線の連続性が損なわれると三セク鉄道の経営にも大きな影響が予想されることから、当該路線だけでなく、それに接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うこと。

- ⑥ 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。
- ⑦ 鉄道災害復旧補助制度における国負担を拡充するとともに、適用要件を緩和するなど、JRも含めた鉄道事業者が被災した路線を早期に復旧できる制度を構築すること。加えて、災害復旧時の地方負担に対し、災害復旧事業債を適用するとともに、やむを得ず事業構造の変更を行った場合の鉄道施設の維持や運営に伴う地方負担に対して新たに財政支援すること。

(4) 離島航路維持に係る支援の拡充について

- ① 島民の足として、また、観光振興の面からも重要な役割を担っている離島航路の維持確保を図るため、必要な予算を確保するとともに、国補助額が実欠損額と大きく乖離していることから、地域の実態に即した補助が実施されるよう見直すこと。
- ② 老朽化が進む船舶の更新については、支援対象が限定的であることから、離島航路事業者に対する現行補助制度の拡充に加え、離島航路事業者を支援する地方自治体への財政支援制度の拡充を図ること。

(5) 地域公共交通の維持・確保等について

バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、運転手不足等により減便や廃止が進んでいるほか、燃料費の高騰等により経営に深刻な打撃を受け、地域公共交通ネットワークの維持が難しくなっている。引き続き、住民が安心して利用することができるよう、運転手の確保を始め、既存補助事業の補助率のかさ上げや地域の実態に即した補助額算定手法の見直しなど、地域公共交通の維持・確保に必要な財政支援を早急に行うこと。

地域公共交通について、交通空白の解消に向けて、ライドシェアや自動運転などの多様な移動手段を確保できるよう、現行のバス支援制度の見直しや継続的な移動手段の確保策に対する補助制度の創設など、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。

また、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、安全性の確保を大前提として、現在の自家用車活用事業等の実施状況、地域の声やタクシー事業者の意見を踏まえ、地域の実情を反映できる制度とし、全国一律の規制緩和は拙速を避けて行うこと。

人口減少や高齢化などを背景に深刻化する自動車運送業の人材不足の解消に向け、地域公共交通や物流の維持・確保に必要な人材確保策を充実するとともに、特定技能外国人の受入れに向けた環境整備などの対策を講じること。

7. 地域医療対策の充実について

医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、2020年1月以降全国で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の対応においては、その公共性についても再認識されたところです。

地域においては、誰もが必要な医療を受けられる体制や、医療従事者の働きがいのある環境が求められているものの、今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。また、多くの医療機関は、昨今の社会経済情勢による光熱費や材料費等の高騰及び人件費の上昇によって、診療報酬では上昇分を価格転嫁できず、公立病院にあっては人事院勧告等による給与費の増加も重なるなど対応に苦慮しており、深刻な経営危機に陥っています。

こうした危機的状況を打開するため、都道府県は、医師確保計画を策定し、奨学金事業やキャリア形成支援など医師の養成・確保の取組を進めるとともに、急速に進む高齢化等に伴う医療需要の変化に対応するため、地域医療構想を策定し、各地域で関係者による協議を行いながら、病床機能の分化・連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた施策を推進しています。

一方で、令和5年度に公表された「医師偏在指標」においても医師の地域間偏在及び都道府県間偏在は解消されていないことが明らかとなり、都道府県のみでの取組には限界があると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症が大流行した状況においては、感染症に対応する専門人材の不足が、全国的に浮き彫りとなりました。医師不足が顕著な道県では、限られた医療資源のもと、医療機関の連携や専門人材の派遣体制の整備などにより、感染症への対応を行ってきたところですが、通常医療との両立など、継続的に地域医療を提供していくためには、医師を始めとする専門人材の確保が急務となっています。

さらに、令和6年4月からは医師の時間外・休日労働時間の上限規制と追加的健康確保措置が導入されました。

このいわゆる「医師の働き方改革」が、医師不足地域において医師の確保が図られないまま推進された場合、医療機関においては診療体制の縮小を余儀なくされたり、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念されます。

国においては、令和6年12月、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、実効性のある総合的な医師偏在対策の推進に、新たな地域医療構想や医師の働き方改革への対応等と一体的に取り組むとしているところですが、こうした状況に鑑み、地方の意見にしっかりと耳を傾けた上で、同パッケージの具体的な取組の推進に加え、医師の不足・地域間偏在の根本的な解消に向けた更なる対策を講じるとともに、医療再編に係る地方自治体への更なる財政支援や公立病院への繰出金に対する地方財政措置の拡充等を行うよう提言します。

1. 医療環境の変化を踏まえた医師需給の適時適切な分析・検討

国が令和2年に行った医師需給推計においては、2029年頃には全国で医師の需給が均衡するとされ、現在、それに基づいて医師養成数や医師偏在対策等の議論が行われているところであるが、医師の地域偏在や診療科偏在が依然として解消されていない状況を踏まえ、離島、中山間地域における医療提供体制等の地域性、医師の働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化など、今後の医師を取り巻く環境の変化を考慮するとともに、新興感染症等の感染拡大時においても、適切な医療が提供できるよう、将来において必要な医師需給に関する分析を適時適切に行っていくこと。さらに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程を明らかにして説明を行う等、地域の理解を十分に得るようにすること。

2. 医師を始めとする医療従事者の養成・確保

(1) 大学医学部における医師の養成体制の強化

医学部定員について、令和8年度の総定員は、令和6年度の総定員を上限とすることとされ、臨時定員は、令和8年度末まで1年間延長することとされたところである。また、令和9年度以降の方針は、医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会等の議論の状況を踏まえて検討するとされたところである。

一方、医師の地域間偏在を解消し、地域の医療を安定的に確保するとともに、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要である。

こうしたことから、医師不足が顕著な道県に十分に配慮し、大学が、医師が不足する地域に必要な医師を育成・派遣する役割を積極的に果たすことができるよう、医師不足が顕著な道県に対して現在の医学部臨時定員増を令和9年度以降も延長するとともに、地域ごと、診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上で、医学部定員の上限の緩和を含む既設医学部の大幅定員増や医学部新設を可能とすること。

なお、大学に対しては、地域への医師派遣について積極的な取組を行うよう、国において助言を行うこと。

また、医師不足が顕著な道県においては、恒久定員内に設定すべき地域枠の割合（5割程度）の要件を見直し、又は県内大学の恒久定員内への地域枠の設定状況にかかわらず、臨時定員増を積極的に認めるなど、柔軟な運用を行うとともに、全国的な医師の偏在が解消されるまでの間継続を図ること。

さらに、恒久定員内に地域枠を設定・拡充した場合でも、地方において、地域に必要な医師の養成や定着が確実に行われるよう、「大学における恒久定員内地域枠設置促進事業」を継続・拡大するなど、大学に対し、医学生教育の充実のための必要な財政的支援を行うこと。

加えて、医師不足が顕著な道県のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学について、恒久定員を減員しない等のインセンティブの付与を行うこと。

(2) 新興感染症に備えた医療従事者の養成・確保

新たな感染症が拡大した場合にも、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があり、都道府県においては、第8次医療計画に「新興感染症発生・まん延時における医療」を盛り込み、必要な体制整備を進めているところである。

その中でも、感染症に対応する専門人材の確保が重要な課題となることが見込まれることから、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を検証し、不足する診療科の医師を計画的に養成するなど、今後起こり得る感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めること。

また、感染症の対応には、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、チーム医療を担う医療従事者の養成・確保に向けた取組を更に強化すること。

(3) 看護師の確保について

今後更なる不足が見込まれる看護職員の養成・確保や資質向上に向け、修学資金の貸付や看護師等養成所の運営、都道府県ナースセンターの取組などに対する財政支援の充実のほか、看護職員の不足解消のため一層の待遇改善に取り組むこと。

3. 医師の地域偏在解消に向けた臨床研修制度等の見直し

地方の臨床研修医のマッチング率は都市部に比べて低く、依然として都市部への臨床研修医の集中が懸念されるところである。

研修修了後の定着率が高い臨床研修医の確保は医師不足が顕著な道県にとって喫緊の課題であることから、大都市圏における臨床研修の募集定員を減少させ、募集定員を研修対象者数と同程度にする取組を早期に実現するため、臨床研修医の偏在解消を妨げる仕組みとなっている大都市圏に対する激変緩和措置を速やかに廃止するとともに、医師不足が顕著な道県に対する医師偏在状況に応じた加算措置を継続するなど、医師不足が顕著な道県における臨床研修医の確保に最大限配慮し、都市部への集中を是正する抜本的な対策

を速やかに行うこと。あわせて、募集定員上限の「基本となる数」の算定に当たっては、経験できる症例数を考慮し、医学部入学定員按分ではなく、人口が少ない県に対する一定の配慮を行ったうえで、人口分布按分による割合を増やすとともに、地方における臨床研修医の確保に最大限配慮し、都市部への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

あわせて、臨床研修病院の募集定員配分において、地域医療の確保のため、都道府県が柔軟に対応できるよう、2名となっている臨床研修病院ごとの募集定員下限を見直すなど、国において制度の改正など必要な措置を講じること。

また、令和8年度以降実施される「広域連携型プログラム」については、プログラムの円滑な構築を支援するとともに、実施状況を見ながら対象定員数の拡大など、必要な見直しを行うこと。

さらに、地域における研修機会の充実に当たっては、一定の要件のもと、地方と大都市部の病院が、都道府県を超えて連携するプログラムを柔軟に設定できるようにするなど、研修医のニーズを踏まえた研修プログラムが組めるようすること。その際には、連携する両者に対してインセンティブを付与すること。

加えて、医学生のうちから地域医療の重要性と魅力に触れ、総合診療について学ぶ場を設けるため、医学生の診療参加型臨床実習においても、中小規模病院で実習が行われるような制度設計を行うこと。

あわせて、医師多数都道府県と医師不足が顕著な道県が連携の上、臨床研修プログラムを構築・運用等する際に必要な支援を行うこと。

4. 医師の地域偏在解消に向けた実効性を伴う専門研修の仕組みの創設

専門研修制度については、国の「専門医の在り方に関する検討会報告書」において、「医師の偏在是正を図ることを目的」に検討するとされていたところであり、制度の趣旨を踏まえ、医師の偏在是正に向けて、次の事項を実施すること。

(1) 専攻医募集定員に係るシーリングについては、医師の偏在是正を図る上で不十分であることから、将来の医療需要を踏まえ、各都道府県・各診療科の必要な医師養成数を定めた上で、募集定員の設定などによる厳格なシーリングを実施すること。

特に、激変緩和措置として設けられている連携プログラムについては、シーリング対象外の都道府県における専攻医確保に資するよう厳格に運用するとともに、その効果が大都市近郊の都道府県に集中しないよう、都市部の病院と医師不足が顕著な道県の病院を仲介する仕組みを設けるなど、これまでの取組の効果を検証した上で、必要な対策を講じること。

(2) 産婦人科や外科等、現在のシーリング対象外の診療科について、医師が都市部に集中する傾向にあることから、偏在の是正に向けた今後の方向性を早期に検討し、これらの診療科についてもシーリングを設定するなど、都市部への集中を是正する対策を速やかに行うこと。

(3) 令和8年度専攻医採用から、特別地域連携プログラムの定員数をシーリング枠内で実施する案が示されているが、当該プログラムの連携施設の候補一覧を作成、公表する等、研修プログラム基幹施設が連携先を検討、設定しやすい環境を整備するとともに、地域偏在是正の実効性を検証しながら引き続き必要な改善を行うこと。

(4) 地方の指導環境を充実させるため、医師不足が顕著な道県に指導医を派遣した都市部の病院や、指導医として派遣される医師本人にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みを創設すること。

(5) 専門研修プログラムの更新制度について、医師のキャリアにも配慮した上で、地域の基幹的な病院で勤務するなど、専門医とし

て全国どこでも通用する実力を付ける研鑽の場として、医師不足が顕著な地域において、一定期間勤務する制度とすること。また、その実施にあっては、派遣先が特定の県に偏らない仕組みを整えるよう、日本専門医機構に働きかけるとともに、勤務地（病院）の決定については、都道府県地域医療支援センターを活用する仕組みとすること。

- (6) 医師少数区域においては、指導医数が規定に満たない場合であっても、ＩＣＴの活用等による基幹施設との連携により、研修の質が確実に担保されると認められる場合には、連携施設における指導医の在籍要件を柔軟に運用するなど、地域医療と専門医制度の共存を図ること。また、その要件を満たすための財政的支援もあわせて行うこと。
- (7) 医師多数都道府県と医師不足が顕著な道県が連携の上、専門研修プログラムを構築・運用等する際に必要な支援を行うこと。
- (8) 専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、地域枠からの離脱に対する同意／不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある仕組みを整備すること。
- (9) 総合診療科プログラムについて、キャリアパスを明確にするとともに、内科、救急科を除く他の基本領域研修プログラムとの間で、双方向かつダブルボードでの研修を可能とすることを検討すること。また、総合診療医の養成・確保を図るため、指導医や研修施設に対するインセンティブについて検討すること。
- (10) 地域医療の確保に重要な役割を果たすものと期待されている総合診療医を養成・確保するため、医療法において診療科名としての「総合診療科」を広告可能とし、総合診療科の位置づけを明確にするとともに、総合診療医を目指し、地域で働き続けられる対

策を講じること。

5. 医師偏在是正に向けた総合的な対策

国は、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組により、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するとしている。

医師の偏在是正・確保対策は、国と地方とが連携して取り組むことが重要であることから、対策の具体化に当たっては、引き続き、地方との協議の場を設ける等、地域の実情を十分に認識した上で検討を行うこと。

その上で、医師の専門分化や高齢化などの必要医師数の前提が変化している状況の中、実効性のある対策を進めていくため、必要医師数の早急な見直しを行うとともに、地域の実情を踏まえた課題の整理・可視化を行うこと。

また、中山間地域や離島等の医師不足地域で必要とされる診療科医師の不足等、全国各地域で共通する課題が深刻化していることから、各都道府県の医師確保計画が着実に実行されるよう、更なる対策の検討を行うこと。

具体的には、認定医の取得を拡大するため、医師少数区域経験認定医制度に係る補助事業について、医師が新たに管理者資格を取得する際に、医師少数区域での勤務に要する人件費等の経費も対象とするなど補助対象の拡大を図るとともに、補助額を国の負担とするなど財政支援の拡充を図ること。

また、地域の拠点病院において、過重な負担が係る勤務医や、政策的ニーズが高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野、地域の診療所等への診療支援について、患者負担への影響を考慮しながら、診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブを設定すること。

さらに、医師が充足している地域・診療科の定員や保険医の定数を設定するなど、抜本的な対策を実施するほか、医師少数区域において必要な診療科の医師の充足が図られるよう医師の派遣や処遇

改善等に係る具体的支援策を実施すること。

なお、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」における経済的インセンティブの一つである医師手当事業の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を踏まえた丁寧な調整・検討を行うとともに、都道府県や現場の医療機関等の負担が大きくならないものとすること。あわせて、医師手当増額分の財源については、一般保険料として徴収することが示されていることから、被保険者にとって過大な負担とならないよう配慮するとともに、制度について理解が得られるよう、国による十分な周知・広報を行うこと。

6. 医師の働き方改革と医師確保・偏在対策の一体的な推進

医師が不足している地域における医師確保が図られないまま、時間外・休日労働時間の上限規制などの「医師の働き方改革」が推進された場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響を与えるとともに、地域医療確保暫定特例水準医療機関等における医師確保が困難になることが想定される。

のことから、医師の働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として一体的に進めること。

また、影響に関する実態調査を継続的に実施の上、詳細な分析を行い、地域の医療提供体制に影響が生じることがないよう、医師確保・偏在対策に関する各施策の方針に確実に反映させること。

加えて、特例水準の終了年限の目標である令和17年度末に向け、医師の働き方改革に対応しつつ、地域の医療提供体制を確保するためには、勤務環境改善の取組や大学病院による地域への医師派遣機能の維持がより一層欠かせないため、地域医療介護総合確保基金の区分VIを活用した大学病院への医師派遣に対する支援等を全額国庫負担で実施できること。

あわせて、医師の働き方改革の推進に当たっては、いわゆる「コンビニ受診」の抑制など国民的な理解と取組の推進が必要であるが、医師の時間外・休日労働の現状や今般の法改正の趣旨・内容について、十分に理解が進んでいると言えない状況にあることから、

より一層の周知を図るとともに、かかりつけ医機能の推進等、医療資源の有効活用に関する取組についても、強力に行うこと。

なお、追加的健康確保措置に係る立入調査については、マニュアルの整備や様式を統一化するなど、保健所及び医療機関の過度な業務負担の増加とならないよう、地方の意見を十分に踏まえたうえで改善に努めること。

7. 医師確保対策等への強力な財政支援

都道府県が医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、次の財政支援等を行うこと。

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の国補助分については、十分な財源を確保するとともに、医師少数県等へ重点的に配分するとの方針を踏まえた客観的な配分基準を示し、医師偏在の是正に向けて積極的に取り組む医師不足が顕著な道県における医師確保の取組に対する重点的な配分を確実に行うこと。

(2) 医療再編など地域医療構想の推進と医師など医療人材の確保は一体的に取り組む必要があるが、地域医療介護総合確保基金の事業区分が厳格であり柔軟に活用できないなどの課題がある。このことから、地域医療構想を推進するために必要な医師など医療人材を確保するための取組等に関しては、事業区分を超えて地域医療介護総合確保基金が活用できるようにするなど柔軟な運用を認めること。

(3) 医師不足が顕著な道県においては、医師確保に多額の一般財源を投入していることに鑑み、地域医療介護総合確保基金（医療分）の都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、同基金の国補助分の配分方針を踏まえ、医師不足が顕著な道県に重点的に配分すること。

(4) 医師偏在の是正に資する修学資金等に係る特別交付税について、

上限額見直しを図るなど、都道府県の負担が生じないよう、一層の財政措置を講じること。

(5) 県からの要請に基づく臨時定員増による地域枠拡大に伴い、大学医学部は設置基準に基づく専任教員の増員や、教室等の施設整備・実習室等の設備整備などが必要となるが、国立大学法人に対する国立大学法人運営費交付金において、必要な経費を全てまかなかなえる状況にはないことから、地域枠拡大に伴う専任教員の増員や施設・設備の整備に係る必要な経費に対する国立大学法人運営費交付金の拡充を図ること。

また、私立大学等経常費補助金や公立大学に対する地方財政措置についても、同様の拡充を図ること。

(6) 例年、圧縮され交付されている臨床研修費等補助金(医師)について、十分予算を確保するとともに、医師不足が顕著な道県の臨床研修病院に対する補助基準額の引上げなど、医師不足が顕著な道県における臨床研修医の更なる確保に不可欠な研修体制の整備・充実を積極的に支援すること。

8. 医師不足が顕著な道県に対する医師確保施策の継続的な実施

国における医師確保・偏在是正の施策は、医師偏在指標をもとに実施されており、令和5年4月に4年ぶりに新たな医師偏在指標が公表された。新たな指標では、一部の区域が医師少数区域を脱したが、当該区域を直ちに医師確保施策の対象外とすることは、臨床研修における地域重点プログラムや医師少数区域勤務経験認定期制等の運用に支障を来たすことから、各制度において、激変緩和措置を講じること。

9. 地域医療構想の推進や新興感染症等対策に係る地方自治体への更なる財政支援等

新興感染症への対応においては、感染症対策にあたる地域の基幹病院の果たす役割は重要であり、今後、地域医療構想を進めていく

上で、単に医療機関の再編や統合を目的とするのではなく、基幹病院の整備・機能強化も柱に据えて適切な医療提供体制を構築していく必要がある。

このため、地域医療介護総合確保基金の拡充や基幹病院の整備・機能強化に対する支援メニューの拡充、地方交付税措置の充実など、医療再編に取り組む地方自治体に対し、従前以上の手厚い支援を講じること。

また、国においては、隨時地方自治体と情報共有するとともに、新興感染症等に対応した体制の構築を行う医療機関への追加的支援策や自治体が行う補助等への財政支援について、柔軟かつ必要な財政措置を講じること。

加えて、地方では医療機関が点在していることに加え、積雪寒冷で公共交通機関が限られ、通院に係る負担も大きいなど、医療機関の再編統合を進めることが困難な地域もあり、都市部と異なる対応が必要となっていることから、新たな地域医療構想については、実務を担う都道府県の意見を反映しながら、それぞれの地域実情や医療従事者数の推移なども十分考慮した上でガイドラインを策定すること。

さらに、新興感染症等対策は大規模感染症対策となることから、対策に要する費用は国庫負担を基本とすべきであり、感染症法等の改正に伴う地方負担分については、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等の予算措置、十分な交付税の措置など、地方負担の極小化を図ること。

あわせて、新型コロナウイルス感染症は、依然として高齢者の重症化リスクが高く、感染拡大時においては重症患者の増加などによる医療提供体制への影響が懸念される。

また、薬剤費やワクチンの接種費用が高額であることに加え、R7年度においてワクチン接種の国助成の終了により国民及び自治体の負担が増す状況にあり、受診控えや接種控えにつながることが懸念される。

その状況を踏まえ、薬価の引き下げに資する取組など、国民の負担軽減策を講じるとともに自治体が地域の実情に応じて新型コロ

ナワクチンの定期接種を実施できるよう国の負担による確実な財政措置を講じること。

10. 医療機関等の経営安定化支援

(1) 公立病院を始めとする地域の拠点病院は、救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応など効率性・経済合理性だけでは対応できない医療を担い、民間医療資源の少ない地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、一次医療の維持・確保を含め、その役割がより一層重要になっている。

さらに、薬局においても、地域における災害及び感染症対策、医薬品の安定供給など、地域の医療の確保に重要な役割を担っている。

地方においては人口減少に伴う患者数の減少や、国民の受療行動の変化に加えて、公的価格である診療報酬等では物価高や賃上げの上昇分が価格転嫁できずに、多くの医療機関が厳しい経営環境にあることから、将来にわたって安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設、地方財政措置の拡充などこれまでとは異なる次元で対策を早急に講じること。また、診療報酬制度については、物価・賃金の上昇に合わせた適時適切に対応できる仕組みを組み込むこと。

加えて、医療施設等経営強化緊急支援事業については、危機的な経営状況にある医療機関に対する重要な支援策であることから、必要な財源を十分に確保するなど国が責任をもって事業を実施すること。

なお、公立病院については、コロナ禍において中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたところであり、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含む全ての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金に対する地方財政措置を更に拡充すること。

あわせて、医療施設等運営費補助金はへき地診療所の運営費など地域医療を確保する上で重要かつ不可欠な補助金であることか

ら、基準額に基づく申請に対して交付額が下回らない必要かつ充分な国庫財源を継続して確保すること。

- (2) 看護師の確保が困難な地域でも看護体制が継続できるよう、特に看護師の確保が困難な地域にあっては、地域包括ケア病床の看護配置基準を療養病床の配置基準相当に緩和すること。

また、看護師が少ない地域の医療機関においても、安定的な経営環境を維持・確保するため、看護人員配置基準数のみに寄らず、医療行為の内容に応じた適切な診療報酬加算を措置すること。

11. 周産期医療について

医師の地域偏在、診療科偏在が生じている中、地域における産科医、小児科医の確保等に対策を講じるとともに、周産期医療体制維持に資する地域特性に配慮した診療報酬の見直し・充実や急性期を脱した患者が地元医療機関への転院搬送に際する医療保険適用など周産期医療に対して更なる支援を行うこと。

12. 医療DXの推進について

医師など医療資源が少ない地方で良質かつ適切な医療を提供するため、医療DXの推進に当たっては、国が進める「全国医療情報プラットフォーム」と地域医療情報連携ネットワークとの役割分担に留意した上で、オンライン診療を含む遠隔医療の充実・促進や医療MaaS等を用いた新たな取組の活用、電子カルテシステム及び電子処方箋の更なる普及促進、サイバーセキュリティの確保など医療DX全般についてシステム運用費用等に対応できる診療報酬の適切な見直しに加え、各システムの導入・更新費用の低廉化や必要な技術的・財政的支援を講じること。

8. 次代を担う人材の育成に向けた支援の充実について

教育は国力の維持・成長に向け、最も注力して取り組むべき分野であり、特に少子化が進行する我が国においては、次代を担う子どもたち一人一人に修学の機会を保障するとともに、国や地域の社会・経済を支える能力を身に付けさせるきめ細かな指導や安心して学べる教育環境の一層の充実が求められています。

高等学校への進学率が98%を超え、高等教育機関への進学率も高い我が国において、居住地域や家庭の経済状況等により、進学や修学を断念せざるを得ないこととなれば、子どもたちの将来の夢や希望が閉ざされ、貧困の連鎖につながりかねません。

また、学校現場における教育課題が複雑化・困難化している中、学校の働き方改革の取組は進んではいるものの、依然として教員が多忙である状況は続いている、真に子どもたち一人一人の能力を伸長させる教育の実現が難しい状況にあります。

さらに、全国の公立学校施設では、建築後25年以上を経過した建物の面積が約8割となるなど老朽化が著しく進行しており、地域の実情に応じた計画的な整備を早急に進めなければなりません。

よって、国においては、全ての児童生徒が安心して学業に打ち込むことができる修学の機会を保障するとともに、個々に応じたきめ細かな指導を可能とする学校体制の実現や教育環境の整備に向けて、次の措置を講じるよう提言します。

1. 高校生や大学生等を対象とした修学の支援

(1) 奨学のための給付金の見直し

奨学のための給付金国庫補助制度について、事務費を含めた全額を国庫負担により実施するよう制度の改正を行うこと。

(2) 給付型奨学金制度の見直し

国が実施する給付型奨学金制度について、高校生や大学生等の進学・修学の保障のため、給付額の引き上げなど、教育費の負担軽減につながるよう、必要な見直しを行うこと。

(3) 大学等における授業料減免への財政措置の継続

「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」施行に伴う新制度の実施により、これまで大学等が行ってきた授業料減免制度が縮小・後退しないよう、必要な財政措置を継続すること。

2. 大学入学者選抜における調査書の取り扱い

主体性の評価の活用や、観点別評価の導入に伴う調査書の見直しについては、引き続き受験生や教育現場に十分な情報を提供しながら進めること。

3. 教職員定数の改善

(1) 中学校35人学級の確実な実施

令和8年度から中学校35人学級への定数改善について、義務標準法を改正することによって確実に実施することとし、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。

(2) 高等学校35人学級等の定数改善の実施

個別最適な学びに加え、特別な支援が必要な生徒への対応、35人学級規模の編制等、多様化する課題に対応するために高校標準法の見直しを行うこと。

(3) 小学校専科指導加配の運用条件の改善

小学校の教科担任制について、専科教員による指導の充実と働き方改革の推進が図られるよう、4学年に加え3学年も対象とすること、音楽や図画工作などの実技教科も対象教科とすることなど、小学校専科指導に係る加配の運用条件の改善を図ること。

- (4) 複雑化・多様化する課題に対応するための加配定数等の充実
いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組や、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化への対応、小規模校における教育環境の充実のため、児童生徒支援等の加配を拡充するとともに、養護教諭の複数配置基準及び栄養教諭の配置基準を引き下げる。
- (5) 組織的・機動的なマネジメント体制を構築するための定数改善
学校の組織的・機動的なマネジメント体制を構築するため、学校横断的な取組についての総合的な調整を担う「主務教諭」の創設に合わせた定数改善を図るとともに、副校長・教頭及び事務職員の配置充実が図られるよう、複数配置基準を引き下げる。
- (6) 中長期的視点に立った定員管理
定年引上げ制度の完成が図られるまでの間、定年引上げ期間中も、必要な新規採用が安定的に継続されるよう、職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点からの適正な定員管理のため、必要となる加配定数について確実に措置すること。
- (7) 教職員定数改善計画の早期策定
学習指導要領の円滑な実施、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の実現等、様々な教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員の計画的な確保が必要である。教員の定数改善等の人的配置の拡充のため、国における予算総額の更なる増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど必要な財政措置を拡充すること。また、複数年先を見込んだ計画的な定数改善を推進するため、国において教職員定数改善計画の策定を早期に実現すること。

4. 質の高い教師の確保のための環境整備

（1）学校教育活動の充実と働き方改革の加速化に向けた環境整備及び教師の待遇改善

子どもたち一人一人にあったきめ細かな対応を実現し、教員が生き生きとやりがいを持って働くことのできる環境を整備するため、教員業務支援員、学習指導員、校内教育支援センター支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフを必要とする全ての公立学校に配置できるよう、国における配置拡充のための予算総額の更なる増額を図ること。また、給特法等に基づく教師の待遇改善を確実に進めるとともに、地方に負担を転嫁することなく、国において必要な財源を確保すること。

あわせて、学校における働き方改革を推進するため、教育委員会事務局が担う負担が大きくなっていることから、教育委員会事務局の体制強化に必要な財政措置を拡充すること。

（2）教員採用選考試験の共同実施の着実な進行について

教員採用選考試験の共同実施については、第1次試験の業務共通化により、各教育委員会及び学校の負担軽減が見込まれることから、各自治体との意見交換等を行い、その意向に配慮しながら、実施に向けた検討を進めること。

（3）教職員のメンタルヘルス対策

すべての教職員が心身ともに健康で日々児童・生徒と充分に向き合うことができるよう、4つのケアの充実が求められている。このうち、職員個人が各自に取り組む「セルフケア」については、各種研修の確実な実施が必須である。また、管理職による「ライシングケア」とともに重要な「職場内産業保健スタッフ等によるケア」については、管理職をサポートする学校教育現場に精通した産業医や保健師等の確保が極めて困難な状況である。これらメンタルヘルス対策に係る予算措置及び必要な専門人材の確保への支援を行うこと。

5. I C T 環境の整備・維持

(1) I C T 環境の整備・維持に対する財政措置の拡充

教育の質の向上や、小規模校等における教育水準の確保等を図るためにには、I C T の活用が不可欠であることから、G I G Aスクール構想の実現に向けて必要な機器やネットワークの整備に対し、国として継続的に必要な予算を確保するとともに、ランニングコストや更新に係る費用についても、十分な財政措置を講じること。

また、次世代の校務のデジタル化の推進のため、多要素認証やマルウェア対策など、学校の情報セキュリティ対策の強化に向け、補助金の新設など必要十分な財政措置を講じること。

(2) 地方財政措置の拡充

高等学校の教育用コンピュータに係る地方財政措置の算定基準については、地方の地理的特性を考慮し、現行の生徒数に加え、高等学校数を算定基準に加えるなど、地方財政措置を拡充すること。

特に、高等学校全生徒の1人1台端末環境の維持のため、公費整備又は保護者負担による整備への助成など、自治体の整備方針に応じて活用できる十分な地方財政措置を講じること。

(3) 「情報通信技術支援員」配置促進等への支援

I C T を活用して郡部の小規模校等に継続的かつ効果的に授業を配信するため、遠隔授業による習熟度別授業等の増加に対応した教員加配の新設など、財政措置の拡充を図るとともに、遠隔教育に役立つ研修や動画等のコンテンツの充実を図ること。

また、G I G Aスクール構想の実現に欠かせない情報通信技術支援員の配置促進のための補助制度を設けること。

(4) オンライン学習推進のための環境整備に対する支援

今後、デジタル教科書・教材等の活用が進み、1人1台端末の持ち帰りが前提となることを踏まえ、家庭でのオンライン学習の環境整備を推進する必要がある。

そのため、希望する全ての家庭へのモバイルルーターの貸与や、通信料の支援、Wi-Fi環境の整備など必要な支援を行うこと。

あわせて、端末等の積極的な持ち帰りが進むよう、破損等への補償に関する措置を講じること。

6. 学校施設の老朽化対策等に係る支援

老朽化対策等に係る地方負担の軽減を図る観点から、公立小中学校施設の改築事業、大規模改造事業、長寿命化改良事業等における補助対象の拡充や補助要件の緩和、補助率・補助単価の引き上げを行うとともに、公立高等学校施設も補助対象に加えること。

また、私立学校施設及び設備に対する補助についても拡充を図るとともに、耐震改築に対する補助を令和7年度以降も継続すること。

さらに、各自治体等が計画する全ての事業を実施できるよう、必要な財源を当初予算において確保すること。

7. 部活動の地域移行に係る事業の支援拡充

(1) 地域移行に係る事業費予算の確保

部活動の地域移行について、地域の実態に即し、段階的に地域移行が進められるよう、活動運営費や支援費など事業に関する予算を十分確保すること。

(2) 部活動指導員の配置に係る財政措置の拡充

学校部活動への部活動指導員の配置は、部活動の地域移行を見据えた地域連携や教員の働き方改革にも資することから、高等学校を含めた希望する全ての学校への配置が可能となるよう、財政措置を拡充するとともに、地方の負担割合の軽減を図ること。

(3) 運営団体・実施主体への予算措置等の支援

地域でスポーツ・文化芸術活動を実施する運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や指導者の質の確保（向上）に係る、十分な予算措置等の支援を行うこと。

(4) 保護者等への費用負担に対する支援

家庭の経済状況にかかわらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域の団体等に支払う参加費用や保険料など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題も大きく、経済的に困窮する家庭の生徒に対して支援する等、全ての家庭に対して国の責任において必要な財政措置を講じること。

(5) 認証や表彰制度の創設

指導者の確保のため、企業から積極的な協力が得られやすくなるよう、部活動や地域クラブへ指導者を派遣している企業に対する認証や表彰制度と、当該企業に対する支援策を創設すること。

9. 防災・減災、国土強靭化のための対策の強化及び安全・安心な暮らしの確保について

近年、気候変動などの影響により全国各地で大規模な自然災害が発生しており、激甚化・頻発化する災害への対策、および高度成長期以降に集中的に整備された社会インフラの一斉老朽化に備え、これらの維持管理・更新の確実な実施は、地方自治体にとって喫緊の課題となっています。

こうした状況に対し、国は、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」において、国土強靭化に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講じてきましたが、大規模自然災害から住民を守り、重要な社会機能を維持するためには、今後も、地域特性に配慮した実効性ある施策の継続的な実施及び更なる財源の確保が不可欠です。

また、昨今、国家の安全や国土の保全を脅かす緊急事態が発生しており、こうした事態から、住民の安全・安心な暮らしを確実に守らなければなりません。

このような状況を踏まえ、次のとおり提言します。

1. 防災・減災対策の推進

(1) 平成30年9月の北海道胆振東部地震の被災地では、多くの方の避難が必要となり、耐震基準を満たしていない公共施設が指定避難所として使用された事例もあったことから、こうした防災拠点となる公共施設等の耐震化等を進めるため、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

また、積雪寒冷等の地域特性に対応した避難路・避難階段や指定避難所等の施設整備等を促進するため、財政支援の強化を行うこと。

(2) 令和4年7月及び8月の豪雨、令和3年8月の大雨、令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震など北海道・東北地方において近年発生した災害は、激甚災害に指定され、災害復旧事業等に係る国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例など特別の財政措置が講じられているが、災害による被害からの迅速な復旧・復興を図るため、激甚災害の適用措置の拡充等、被災地に対する十分な財政的支援を講じること。

(3) 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと地震・津波観測体制の充実・強化、東日本大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の更なる見直しを実施すること。

また、改正日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を図ること。

特に「特別強化地域」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進するとともに、積雪寒冷地特有の課題を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施するために、補助・交付金の対象施設の拡充や要件緩和など制度の充実を図り、必要となる予算を安定的・継続的に確保すること。

あわせて、住民が正しい理解のもと、災害の発生時はもとより北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表時においても混乱することなく適切な行動を取れるよう、国においても地方と協力して丁寧な周知を継続して行うほか、津波避難対策を推進する上で、特に重要となる防災教育や啓発などについて、その充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地方自治体が実施する啓発を始めとした対策に対して人的・財政的な支援を行うこと。

(4) 広範囲で甚大な被害をもたらす津波を想定した防潮堤等の防災施設や、避難路を目的とした高盛土道路、津波減衰効果の高い海岸防災林、防災行政無線等のハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と十分かつ確実な財政措置を講じること。

特に漁港区域内に相当の延長で存在する防潮堤未整備区間の解消は、十分な津波防護効果を発揮するために必要不可欠であることから「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の後続事業制度を構築し、事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保すること。

あわせて、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作施設による津波防災対策をより確実なものとするためには、施設整備後も適切な管理を継続していく必要があることから、これに係る維持管理費、修繕費及び更新費に対する財政措置を講じること。

(5) 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火による災害を踏まえた活動火山対策特別措置法の改正により、退避壕等避難施設の整備については、都道府県と市町村が共同で設置する火山防災協議会の協議事項とされたが、設置主体は明確化されておらず、仮に、地元自治体が整備する際は、多大な財政負担を伴うこととなる。御嶽山を始め、新燃岳や草津白根山の噴火等、国内で火山活動の活発化が見られることから、退避壕等避難施設の整備について、国庫補助率の嵩上げなど財政支援の拡充や国直轄による整備を行うこと。

また、北海道・東北地方の常時観測火山において、周期的・突発的な噴火に備え、観測体制の充実を図る必要があることから、地震計、空振計、G P S 観測装置等観測機器の整備拡充を図ること。

さらに、火山・土砂災害等に対するハード・ソフト対策に要する予算の確保及び市町村への財政支援を強化すること。

(6) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、災害時等における初動活動を迅速に行うこと

めの道路のうち、地方公共団体が管理する道路については、国の負担を強化するなど別枠で予算を確保するとともに、高規格道路や直轄国道については、早急な整備を行い、高規格道路のミッシングリンクの早期解消と直轄国道等とのダブルネットワークの構築を図るとともに、適切な維持を行うこと。

(7) 令和6年能登半島地震は冬季に発生し、また半島部での被害が甚大で、幹線道路の寸断等による救助活動や物資輸送等への影響が深刻であった。このことを踏まえ、積雪寒冷地や半島部のほか、孤立集落の発生のおそれがある地域における通信インフラの整備に係る支援を強化すること。また、衛星携帯電話やヘリポートの整備等、災害対策に対する財政措置を講じること。

さらに、避難所の生活環境改善のための物資等の整備について「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を継続するなど財政措置も含めた支援の充実・強化を図ること。

(8) 令和6年能登半島地震のような大規模な自然災害や、近年発生した大規模な道路の陥没のようなインフラの老朽化に伴う被害は、日本全国どこにでも起こりうる可能性があることから、国土強靭化に資する防災・減災対策とあわせて社会インフラの老朽化対策を着実に進めるため、自然災害の激甚化・頻発化に加え、物価高や賃金水準の上昇の状況等を踏まえ、国土強靭化実施中期計画に基づき、新たな目標の達成に必要な予算を安定的・継続的に通常予算とは別枠で確保し、計画的に事業推進するとともに、予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。

(9) 積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、防雪事業や凍雪害防止事業等の新規・修繕・更新に関する雪対策について、国土強靭化実施中期計画による着実な推進に配慮するとともに財政上の支援措置を講じること。

(10) 災害拠点病院を始めとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が既存施設を福祉避難所として活用するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講じること。

また、「災害拠点精神科病院」についても、必要な整備数の確保に向け、災害拠点病院と同様に財政措置を講じること。

あわせて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び要配慮者に配慮した「特別用途食品」等の確保体制を構築すること。

加えて、自然災害等により被災中の患者が医療を得られる道が閉ざされる状況にある時、地域の病院・診療所（かかりつけ医等）が、緊急的にやむを得ず電話により患者の病状を聞き取って診療して薬を処方し、薬局が薬を渡す行為は、やむを得ず必要な処置であることから、こうした行為等について、保険診療又は災害救助法適用医療のいずれかにおいて適用を認めること。

(11) 大規模災害時において応援部隊の一時集結場所や活動拠点、支援物資の中継拠点等となる広域防災拠点の整備及び維持管理費に対し、全面的な財政支援を行うこと。

また、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転手の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用の備蓄倉庫の整備等、防災機能を併せ持った避難施設として活用することが非常に重要であるため、沿岸地方公共団体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のパーキングエリアやサービスエリア並びに道の駅を活用するほか、新たな施設整備を行うこと。

なお、高速道路のパーキングエリアやサービスエリア並びに道の駅は、避難施設及びD M A T（災害派遣医療チーム）の参集拠点としても重要な施設であることから、あわせて円滑な受入体制の構築を図ること。

(12) 広域災害時に支援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる広域防災機能と、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の代替機能を併せ持った拠点施設を、国の責任において首都圏から近い東北地方に整備すること。

(13) 災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が明記されることに伴い、DWAT・DCAT（災害派遣福祉チーム）の組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことのないよう、十分な財政措置を講じること。

(14) 避難所等での生活の長期化などにより、感染性胃腸炎やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の集団発生に伴う健康被害の発生が懸念されるため、災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「感染症対策」を規定し、災害時の避難所等における感染症の発生予防及びまん延防止に係る支援が、災害救助の基本施策の一つであることを同法に明確に位置付けること。

また、災害発生時の感染症対策を迅速かつ円滑に行うための取組を全国的に推進し、被災地における感染症に係る健康危機事案の未然防止を推進すること。

さらに、避難所における感染症対策のため、必要な物資等の確保に要する経費及び、避難所における「3密」を防ぐため、指定避難所以外のホテル・旅館等を活用した場合、借上げ料、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用について、災害救助法が適用されない災害においても、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所環境の改善や、ライフラインの寸断等復旧の遅れによる生活環境確保のため、二次避難を円滑に行えるよう国との支援体制を整えること。

(15) 公立学校施設の整備については、学校施設の耐震化等を推進する上で全ての事業が円滑に実施できるよう、当初予算において必

要な財源を確実に確保すること。

さらに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、補正予算等においても財源の確保を図ること。

また、私立学校施設の耐震化については、公立学校並みに補助率を引き上げるなど、施設整備に係る助成制度の充実を図るとともに、県独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講じること。

なお、今年度補正予算においても、所要額を確保し、私立学校の耐震化事業に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講じること。

(16) 私立を含めた学校施設のトイレや空調設備など、環境改善のための施設の改修については避難所の役割としても重要であり、地方公共団体の作成した施設整備計画等に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、下限額の引下げや、実情に見合う予算単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、公立高等学校等も補助対象とするとともに、地方財政措置の拡充を図ること。

加えて、既存のブロック塀を始めとする建物以外の工作物の安全対策について、既存国庫補助事業の下限額の引下げや、高等学校等も対象に加えた新たな財政支援制度の創設など、必要な財政措置を行うこと。

(17) 地方負担を伴わない補助制度の創設など、民間建築物・住宅の耐震診断及び改修工事、非耐震住宅の建替えや除却への財政支援措置を拡充するとともに、低コストで耐震改修工事が可能となる工法の開発をすること。

(18) 省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

(19) 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。

(20) 広域避難体制について、発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要となる事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の地方公共団体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。

(21) 災害救助法について、広域避難受入れも想定し、期間制限や現物給付原則等の資金使途制限を撤廃するとともに、全額国庫負担とした上で、国への直接請求を可能とする制度とすること。

また、法適用自治体と適用外自治体とで支援格差が生じることのないよう、適用外自治体における準半壊以上の被災住宅の支援に加え、災害救助法の適用とならない一部損壊被災住家への支援について、特別交付税を含めた特段の財政措置を講じること。

さらに、被災自治体において避難者の生活空間を確保するための物資が不足する場合は他自治体に対し提供を依頼するところであるが、他自治体に対し再利用可能な物資の提供を依頼した場合、使用後の返却に要する費用が災害救助費の対象外とされているため、被災自治体の大きな負担となることから、返却等に要する費用も対象とする制度とすること。

加えて、令和7年に頻発した林野火災は、事前に被害地域を予測することが困難であったことから、緊急避難が難しい方が入所している社会福祉施設では、避難指示の発令前に別施設への事前避難を実施したが、避難所以外の施設に避難した場合に要する経費は災害救助法の対象とならない等の事案が生じていることから、法の弾力的な運用や対象経費の拡充等を図ること。

- (22) 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や地方公共団体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。
- (23) 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む。）を想定した国と地方の役割の在り方、緊急時対応から復旧・復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。
- (24) 緊急時対応における役割分担の在り方として、広域自治体と基礎自治体の役割を踏まえた制度を維持し、発災時における一元化対応を損なうことのないようにすること。
また、地方や民間の主体的な活動を原則としつつ、それで対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。
- (25) 広域応援・受援体制については、D M A T（災害派遣医療チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、T E C – F O R C E（緊急災害対策派遣隊）、行政版D M A T（被災経験自治体による支援チーム）など各種分野における支援組織の法制化等も含めて体制を構築すること。
- (26) 災害医療人材の育成については、大規模災害時の被災地において、D M A Tから中長期的な支援活動を引き継ぐ医療チームや公衆衛生チームなどによる全国規模での救護・支援活動の展開が想定されることから、これらの活動を担う幅広い職種を対象とした全国レベルの災害医療人材育成研修を実施すること。特にD M A T研修を拡大すること。
また、各道県が実施する医療関係者等の災害対応力向上に向けた取組を推進するため、財政支援を講じること。

(27) 原子力災害を含む複合災害対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応を可能とする体制を整備すること。

2. 大規模災害時における死者等に係る氏名の統一的な公表基準の策定

大規模災害時における死者・行方不明者に係る氏名の公表については、被災自治体と警察等の間で協議し、被災自治体の判断で実施されているところであり、自治体ごとにばらつきが出ているが、災害で亡くなった方や行方不明者の氏名が統一した基準に基づいて公表されることで、人命救助や生存の確認、安否を気遣う親族や関係者等との連絡につながるものと考えられることから、近年全国で頻発する大規模災害の発生等を踏まえ、災害時における死者等に係る氏名の公表について、全国の事例を検証し、十分に精査した上で、統一的な公表基準を策定すること。

3. 大規模災害時における災害廃棄物の広域処理体制の構築等

大規模災害時に発生する膨大な災害廃棄物については、被災自治体が自らの処理施設だけで処理する場合、処理完了までに相当程度の期間を要することが想定されることから、災害廃棄物の都道府県を越えた広域処理体制を構築すること。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金について、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政措置を行うとともに、被災した家屋等の公費解体において、解体工事に係る委託業務で用いる諸経費率を、実態に即したものとするなど、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

4. 治水対策、土砂災害防止対策等の推進

近年、北海道・東北地方を始め全国各地で激甚化・頻発化してい

る水災害や土砂災害から人命を守り、経済や人々の生活を支えるため、次のとおり、国土強靭化につながる河川、砂防、海岸、治山、下水道、防災重点農業用ため池等の整備を推進すること。

(1) 抜本的な治水対策及び土砂災害防止対策のための施設整備を迅速かつ強力に推進すること。

また、防災・減災、国土強靭化に関する事業について、必要な制度構築や財源の確保を行うとともに、津波浸水想定区域にある庁舎の移転費用に係る補助制度の創設など地方の実情に応じた更なる負担軽減を図ること。

あわせて、国土強靭化地域計画に基づく取組等に対する関係府省庁の支援のうち、交付金・補助金の重点化や要件化については、東日本大震災や令和元年東日本台風を始めとする大規模災害の被災自治体に配慮して運用すること。

(2) 施設等の災害復旧については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、改良復旧事業の適用範囲の拡大など必要な措置を講じること。

特に、災害関連予算で行う改良復旧において、堤防決壊などにより国民経済上の重大な損失が発生するおそれのある河川については、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、災害復旧事業費に対する改良費の上限をなくすなど、制度拡充を図ること。

(3) 土砂災害防止施設の整備について、保全人家戸数やがけの高さなど社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、計画的な整備に必要な予算を確保すること。

(4) 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査については、今後も十分な予算を確保すること。

あわせて、地方負担を軽減するために、現行の国庫補助率を嵩上げするとともに、起債制度の拡充を図ること。

- (5) 精度の高い雨量観測範囲の拡大を図るため、「X R A I N」レーダ装置の増設、広域レーダ（Cバンドレーダ）のMP（マルチパラメータ）化の取組等により、レーダ雨量情報の高度化を一層推進すること。
- (6) 雪崩危険箇所の点検・調査に加え、災害関連緊急雪崩事業の充実など、雪崩対策事業等に対する支援を行うこと。

5. 盛土規制法の運用に係る支援

区域指定のための基礎調査の実施など、多くの事務を都道府県等が担うことになり、「規制区域」の指定や、運用についても、技術的・財政的に国の支援が不可欠であることから、次の措置を講じること。

- (1) 盛土等に係る工事の許可について、各地方公共団体間で判断に差異が生じることがないよう相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、事務執行において混乱が生じないよう、基準や許可等の運用の明確化や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。
- (2) 規制対象となる工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が発生するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築など人的及び財政的負担を軽減するための措置を講じること。
- (3) 法運用情報の適正な管理と有効活用のため、関連法令による規制情報も含め、盛土情報を包括的に管理する全国的なネットワークシステムを構築すること。
- (4) 旧法（宅地造成等規制法）のもとで適正な盛土等に対し、現行法の適用でより厳しい規制が求められる場合、速やかな安全措置

の実施に繋げるため、所有者等に対して安全確保のための追加措置の実施に必要となる経費を支援すること。

(5) 法運用に伴い発生する新たな事務全般について必要となる予算の十分な確保と地方負担軽減するための措置を講じること。特に、手数料収入で賄うことができない協議や届出の対応に必要な財政的支援を行うこと。

(6) 盛土等の安全性把握のための調査や危険な盛土等の対策工事及び行政代執行に対し、国土交通省、農林水産省の両省において、補助対象とするエリアを定めず、緊急的かつ年度途中に必要な予算措置が可能となるよう国庫補助制度の拡充を図ること。

6. 被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

(1) 被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、被災者に対して平等に救済措置を行う必要があることから、全ての被災区域が支援の対象となるよう制度の適用範囲を見直すこと。また、制度の内容について、被災者の生活再建には多額の費用を要することを踏まえ、対象となる災害や地域、世帯を限定しない恒久的な支援制度について検討協議を進めるとともに、住まいの再建・確保に向けた相談支援や財政支援等についてもあわせて検討すること。

(2) 被災者生活再建支援法では、国により支給額の50%が補助されているが、東日本大震災の際には、甚大な被害を鑑み、国庫補助率を80%に引き上げる特例措置が設けられた。今後も相互扶助の理念に基づく同法の想定を超える大規模自然災害が発生した時には、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、国の特例的な負担により対応すること。

(3) 令和6年能登半島地震において、国は被災自治体間で内容の異なる支援制度の実施や財政措置を行ったが、住宅被害に対する支

援について、被害の程度が同じであれば、災害や地域の区別なく、自治体に対する国の支援制度等の実施は統一的に行うこと。

(4) 被災者生活再建支援金の支給額や支給対象範囲を半壊世帯まで拡大するとともに、地方負担が増加しないよう国庫負担割合を拡大すること。

(5) 短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、被災者支援にあたっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。加えて、自治体独自の被災者生活再建支援制度への特別交付税措置について、対象を市町村にも拡大すること。

7. 原子力防災対策の推進

原子力防災については、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応を徹底的に究明し、検証の結果を踏まえた上で、十分な対策を講じる必要がある。また、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要があることから、次の措置を講じること。

(1) 原子力災害に備えた防災対策については、地域の実情を考慮した上で、原子力災害対策指針、防災基本計画等について不断の見直しを行い、最新の知見を反映させるとともに、地域防災計画の見直しや避難計画の策定に向けた支援を行うこと。

また、緊急時の放射線モニタリング結果については、国が責任を持って住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

さらに、災害の特殊性に鑑み、原子力災害対策重点区域外も含め、放射性物質への防護機能を有する一時避難所や病院等への防護設備の整備、避難手段の確保、安定ヨウ素剤の適時適切な配布、拡散計算を含めた情報提供など、地域の実情に応じた実効性のある原子力防災対策が実施できるよう、全面的な支援と財政措置を講じること。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、規制基準を絶えず見直していくこと。

また、原子力発電所内の緊急作業時における被ばくに関する規制の改正がなされたが、原子力発電所外においても更に迅速な対応が図られるよう法制度を見直すとともに、自衛隊の通常任務に原子力災害対応を追加するなど、国の責任において緊急時に原子炉の冷却や住民避難の支援等が可能な装備を持ち、現場対応ができる部隊を設置すること。

(3) 原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という組織理念を達成するため、新たに設置した「監査・業務改善推進室」を有効に活用するにとどまらず、組織全体の健全性や信頼性を評価する外部機関を新たに設置し、地方公共団体の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

また、規制基準適合性審査など原子力安全規制の取組状況や安全性については、地方公共団体の要望を踏まえ、原子力規制委員会が責任を持って、国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

8. 水道施設の耐震・老朽化対策、浸水対策等に係る施設整備に対する財政措置の拡充

水道事業は、人口減少社会の到来や節水機器の普及等に伴い供給水量が減少しているため、収入が大きく減少している。

また、今後管路等の更新需要が急速に増加し、多額の更新費用が必要となることや、豪雨等の大規模な自然災害も想定した停電・土砂対策・浸水対策といった水道施設の機能維持のための更なる強靭化を進める必要があるなど、なお一層施設整備のための投資が必要である。

民間の活用等による事業の効率化を図る一方、このような中で更

新等を進めることは、経営を圧迫し、料金改定による利用者の負担増につながりかねないことから、施設・設備の強靭化や老朽化対策等を計画的にかつ早急に進めることにより、将来にわたり持続可能な水道事業の経営が可能となるよう、水道施設整備費、防災・安全交付金及び上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費について、当初予算で所要額を確保すること。

また、防災・安全交付金については、次に掲げる事項について確実に取り組むこと。

- (1) 「水道管路緊急改善事業」の交付対象に配水支管を加えること。
- (2) 耐震化に資する更新事業に対する補助制度を拡充（交付率の引き上げ等）すること。
- (3) 採択基準の資本費等要件を緩和すること。

9. 除雪事業の体制強化

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、ここ数年に発生した記録的豪雪では、大型車両等の立ち往生により、高速道路や幹線道路等が通行止めになるなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生している。

また、道路除雪費については、近年の労務単価や機械損料の高騰及び諸経費の上昇の影響もあり、道路除雪費の負担は大きく、大雪に見舞われた際には、除排雪作業等に伴う道路施設等の維持修繕費も嵩むため、負担が一層増大している。

除雪事業の多くは、民間事業者への委託により実施されているが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっている。このほか、記録的な少雪の場合には、大幅な減収となり、除雪機械の管理費等一定の固定経費が掛かることから、民間事業者の経営を一層圧迫するおそれがある。

さらに、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきている。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強や更新は、財政上大きな負担となっている。

そして、高齢化・過疎化の進行等により、雪下ろしや除排雪が十分にできない一人暮らしの高齢者が増加し、日常生活に支障を来しているほか、高齢者の除排雪中の事故が多発しており、市町村・ボランティア等との連携により担い手を確保し、地域の支え合いによる除排雪支援体制を整備する必要がある。

こうした状況を踏まえ、次に掲げる事項について確実に取り組むこと。

- (1) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法を遵守し、必要額に対して満額補助できるよう補助額（国庫補助率2/3）を確保すること。
- (2) 近年の労務単価の高騰や諸経費の上昇を踏まえ、道県の負担が増大しないよう、予算の増額や臨時特例措置等による追加予算を確保すること。
- (3) 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレーターの人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有・更新を支援する制度及び少雪時の待機補償・機械固定費などの最低保障に関する制度を創設すること。
- (4) 道県保有除雪機械の更新・増強及び消融雪施設の新設・更新・修繕に係る交付金を充実させること。
- (5) 平成26年2月に東北地方太平洋側の南部及び関東甲信地方を襲った記録的豪雪被害の教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担の仕組みづくり等を

検討すること。

(6) 地方自治体が行う「高齢者世帯等の雪下ろしへの支援」について、特別交付税の増額配分など財政措置を拡充すること。

(7) 高齢者の代わりに除排雪を行うロボット技術、融雪・消雪の低コスト化技術など克雪のための技術開発（イノベーション）に対する支援制度を創設すること。

(8) 高速道路や直轄国道を通行止した場合に迂回路となる道県道や市町村道の道路ネットワーク確保に係る自治体への支援や、迂回に関するマネジメント等の支援を行うこと。

10. 地上デジタルテレビ放送受信施設の機能維持に係る制度の拡充

地上デジタル放送は、住民にとって豊かな暮らしを送る上で欠かせないものであることに加え、災害情報や地域情報などを伝達するための手段としても重要であり、テレビを視聴できない地域が生じることは、情報収集の手段が遮断され、地域住民の生命財産等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、地上デジタルテレビ放送受信施設の機能維持に係る改修工事を着実に実施できるよう、地域の実情に応じた柔軟な制度運用を行うとともに、必要な予算を確保すること。

11. 北朝鮮情勢への的確な対応

北朝鮮により繰り返されるミサイル発射は、国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海・領空を脅かすことから、北朝鮮に自制を求める毅然とした外交交渉を推進すること。

また、ミサイルの飛来・着弾事態に備え、より迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、国民の保護を最優先とし、万全の措置を講じること。

さらに、操業する漁船などの船舶や航行中の航空機に対し、引き続きミサイル発射に係る情報の迅速な伝達に努めるとともに、万が

一、被害が及んだ場合には、責任を持って救済策を講じること。

12. 領海侵犯や違法操業等への対抗措置及び漂着者や漂着物等への的確な対応

平成 30 年には、北朝鮮からと見られる木造船が多数、日本海沿岸各地に漂流・漂着し、遺体が発見された事案も散見された。平成 29 年には、北海道松前町沖の松前小島で窃盗事件も発生しており、こうした外国の不審船が容易に我が国の領土に接近し得る状況に、沿岸部はもとより、多くの住民が不安を抱えている。

松前小島への漂着船の乗組員については、結核が発生しており、初動で対応する警察や消防職員等への感染防止対策に係る明確な見解や指針がないほか、国において、漂着者が上陸した場合の健康確認は、検疫法や通知に基づき保健所が対応することとしているが、過去に発出されている通知の時代背景や内容にも現状と大きな隔たりがあるなど、その取扱いや対応に苦慮している状況にある。

さらに、外国人である漂着者の医療費や遺体の引き取り等については、所属国領事の協力が得られない場合、地方公共団体で費用を負担することになっており、その財源は地方交付税措置（行旅病人及び死亡人取扱費）されているが、交付額が少なく、財政負担の増加が懸念される。

このように、地方公共団体では、生死にかかわらず、漂着者や漂着物等の取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者を始め国民の生命、財産を守るためにも、国において、早急かつ適切に対処する必要があることから、次の措置を講じること。

(1) 我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す領海侵犯や違法操業などあらゆる行為について、毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。

(2) 海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船等への注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外

国漁船の我が国の排他的経済水域を含む周辺海域での違法操業や領海侵犯に対しての取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。

(3) 漂着者や漂着物等の取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送や感染症対策等の対処方法について、明確な見解や指針を早急に示すこと。

(4) 漂着者への対応や、船舶を始め漂着物の処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう地方自治体に対する財政支援措置を拡充すること。

10. 北方領土の早期返還について

ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあり、平和条約交渉や四島交流等事業などの今後を見通すことは難しい状況が続いているが、戦後80年となり、北方領土返還要求運動の中心的役割を担っている元島民の高齢化が進んでいることから、我が国固有の領土である北方領土の一日も早い返還に向け、引き続き取り組んでいく必要があります。

政府においては、対露平和条約交渉を継続するとともに、四島交流等事業の早期再開に向け、日露政府間での協議が進展するよう取り組むことを強く望みます。

また、返還要求運動の一層の推進を図るため、国民世論の結集と高揚及び国際世論の喚起のための国民各層の理解促進に向けた啓発の強化や北方領土教育の充実、北方領土隣接地域の振興対策の充実強化を要望します。

11. 拉致問題の早期解決について

拉致問題の進展が見られない中、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会は、今年2月に「政府に、親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を実現させることと、それを実現させることが北朝鮮に人道支援、独自制裁解除、国交正常化後の経済協力をする条件だと内外に明らかにすることを求める」との運動方針を発表しました。

拉致被害者等やそのご家族はご高齢となっており、拉致問題の解決には、もはや一刻の猶予も許されません。

日本国民を救出することができるは日本国政府しかありません。石破総理大臣は、拉致問題は政権の最重要課題であるとし、全ての拉致被害者の帰国を実現するため、断固たる決意の下で、解決に取り組むとの決意を表明しました。また、昨年11月の国民大集会において、拉致問題は国家主権の侵害以外の何物でもないと強調し、金正恩氏と正面から向き合い、先頭に立って解決に取り組んでいくとの強い意欲を示されました。

さらに、今年2月には、日米首脳会談において、日本は拉致問題の即時解決実現への引き続きの協力を求め、米国から全面的な支持を得たとされました。

政府においては、米国、韓国、中国を始め国際社会と連携を図り、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、膠着した状況を開き、一刻も早く全ての拉致被害者等の帰国を実現してほしいというご家族の声に応えるとともに、国民が関心を持ち続け、一層の世論喚起を進めていくためにも、政府が北朝鮮とどのような外交交渉を行っているのか、可能な限り情報提供いただくよう、次の事項について適切な措置を講じることを提言します。

1. 国際社会と緊密な連携の下、北朝鮮への圧力を緩めることなく、食糧難などが伝えられる北朝鮮国内の状況変化を的確に捉えて、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層

の外交努力により事態を開き、親世代を始めご家族との再会が急がれる中、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。

また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。

2. 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
3. 米国を始めとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。
4. 拉致被害者等の所在地情報等を把握し、朝鮮半島有事の際には、拉致被害者等の救出及び安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
5. 北朝鮮による拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
6. 国民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

12. 総合的な少子化対策、女性の活躍推進及び多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解促進について

少子化の影響による若年人口の減少や東京一極集中による地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、多くの地方では地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。このため、抜本的な少子化対策等の取組や東京一極集中の是正など、地方と政府が両輪となって、大胆な地方創生の取組を展開していく必要があります。

さらに、この少子化に歯止めをかけるためには、結婚を望む人の希望がかなえられ、安心して出産・子育てができる、女性も男性も共に働き共に育み、支え合うことができる社会の構築が必要であり、そのためには、「結婚に関する気運の醸成と支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍推進」「男性の家事・育児参画の促進」「働き方改革」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

こども大綱やこども未来戦略の「加速化プラン」、こどもまんなか実行計画、女性活躍・男女共同参画の重点方針、働き方改革実行計画等に掲げる施策を着実に推進し、国民一人一人の希望を実現させるため、政府においては地方に新たな財源負担を求めることなく予算規模を拡充して取組を進めるとともに、地方と一体となった取組を強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望をかなえられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える全国的なポジティブキャンペーンを実施するなど気運の醸成を図ること。また、オンライン等も活用した多様な出会いの場づくり、結婚支援を行うボランティア活動など地域の実情に合った結婚支援の取組、未婚化・晩婚化対策についての主体的な取組を支援すること。地方への移住を希望する首都圏の若者と地方の若者との出会いの場の創出など、人口分

散誘導にもつながる出会いの場づくりの取組への支援を行うこと。

また、地方の取組の成果を積み上げていくためにも、結婚サポートセンターの運営などについて長期にわたって支援を継続すること。

2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、また、自分らしい働き方や生き方を選択できるよう、中高生及び大学生などの若者世代に対し、結婚や妊娠・出産、子育てに関する知識の普及や仕事と家庭生活の両立について学ぶなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。

3. 子どもを産み育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るために、保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大し、保育の無償化を実現すること。

また、放課後児童クラブや延長保育などの地域子ども・子育て支援事業に係る利用料の軽減措置、放課後児童支援員等の更なる処遇改善、子育て世代への税制・年金制度等の優遇措置を創設すること。なお、各自治体の財政運営等に多大な影響を及ぼす可能性のある制度創設や取扱いの変更については、十分な準備期間が確保できる時期に周知等を行うこと。

さらに、高等教育の修学支援新制度や高等学校等の授業料の実質無償化について、引き続き財源を確保するとともに、修学支援制度の更なる拡充を図ること。特に高等学校等の授業料の実質無償化については、令和8年度からの制度の詳細を早急に具体化して示すとともに、国の責任と財源において確実に措置すること。

加えて、機関要件の確認について、確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図ること。

また、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

あわせて、令和4年4月から不妊治療への保険適用が開始されたが、治療費が一定額以下の場合や保険適用とならない先進医療につ

いては、従来の補助制度に比べて、自己負担額が増加するケースも発生することから、自己負担の増とならないよう、負担額の軽減を図ること。

加えて、不育症の治療に係る助成制度の創設や不妊治療のための休暇制度の普及、不妊治療体験者の交流・情報交換の場の設置支援を行うこと。

4. 貧困対策を効果的に推進するため、政府において全国統一基準による子どもの貧困の実態調査を実施するとともに、調査の結果については、子どもの貧困率など都道府県別データを提供すること。

また、「子どもの居場所づくり支援体制強化事業費国庫補助金」の交付要件を緩和し、子ども食堂等子どもの居場所づくりへの支援など、地域の実情に応じた取組を継続的に実施できるようにすること。

5. 物価高騰など社会経済の影響を受けやすいひとり親家庭に対し、児童扶養手当の増額や給付型の住居支援など、生活基盤を確保するための支援を強化すること。

6. 安全な保育環境確保に向けては保育現場の実態を踏まえた適正な職員配置が必要であることから、より質の高い保育を提供することができるよう、国において全ての年齢別の職員配置基準のさらなる抜本的な改善を早期に実現すること。

また、待機児童解消に向けて、処遇改善や修学資金貸付の継続など総合的な保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、子ども未来戦略の「加速化プラン」の着実な実施のための十分な財源を確保すること。

特に、研修によるキャリアアップとともに処遇改善を図る仕組みについては、受講時間数の緩和や、経過措置期間の延長など、保育現場が処遇改善に取り組みやすい制度とともに、研修開催費用に対する国庫補助率の引上げなど、キャリアアップ研修の実施に必要な財源を恒久的・安定的に措置することに加え、処遇改善等加

算の認定事務の簡素化や事務執行に対する財政支援を行うこと。

また、修学資金の安定的な制度運用に向け、都道府県の資金状況を踏まえつつ、必要な財源を確保すること。

さらに、昨今の建設経費の高騰により、保育施設の整備経費に係る補助基準額が実態より低くなっていることから、就学前教育・保育施設整備交付金の補助基準額を実態に見合うよう引き上げるとともに、物価高騰により、食材購入費、光熱水費、除雪費など、あらゆる面で施設の運営コストが上昇していることから、保育所等の運営に物価高騰の影響が及ぶことのないよう物価の動向等を踏まえた公定価格の設定を行うこと。

加えて、休日保育の対応やきめ細かな保育を行う公立保育所の重要性に鑑み、地域の実情や子どもたちの安全・安心が図られるよう、施設整備等に十分な財政措置を行うとともに、休日保育に対する費用を明確に支援するため「子ども・子育て支援交付金」の一つとして位置付けるなど、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。

7. 障がい児を受入れる保育施設の充実を図るとともに、医療的ケア児の受入れには看護師等の配置が必要なこと、障がい児や発達障害が疑われる「発達に特性のあるこども」などの対応には現行の保育士配置基準では十分ではないこと、あわせて、保護者への対応も必要になることから、これらの実態を踏まえた支援制度が必要であり、子ども・子育て新制度における施策等の拡充などの受入れ実態に見合った財政支援を行うこと。

8. 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成ができる仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を充実すること。

加えて、男性の育児・家事参画の増加に伴う生活環境・社会資本

の整備・充実を図るため、商業用施設等における男性用トイレへのおむつ替えスペースや、授乳室の設置・改修等に対する支援を強化すること。

9. 生産年齢人口の減少が進む地方において、女性が自身の関心や能力を十分に發揮し活躍できる環境を整備することが必要であることから、女性活躍の推進のため、雇用における男女均等支援や仕事と育児や介護との両立支援を強化するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の管理職への登用など女性の活躍推進に取り組む企業への支援の強化や、女性の就労確保や所得向上につながるデジタルを始めとする成長分野での活躍支援に取り組むこと。

また、世界ではクオータ制の導入等により、女性の政治・経済への参画が進んでいる状況に鑑み、政治分野における女性の参画拡大を推進するため、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく実効性ある取組を進めること。

さらに、子育てや介護、家事等の女性への負担集中を改善するため、女性も男性も家庭と仕事を両立できる柔軟で働きやすい制度の整備と活用を促進すること。加えて、男性の家事・育児への参画を促進するため、職場内の育休を取得しやすい環境づくりなどに取り組む企業のメリットを明らかにするとともに、男女共に家庭責任を担うことに関する啓発を強化すること。

10. 女性の就業支援のため、全てのハローワークへのマザーズコーナーの設置と地方との連携によるワンストップ就労相談窓口の拡大を図るなど、女性のライフステージに応じた再就職・就業継続の支援を強化すること。

11. 若年女性の地方定着・回帰策を検討するため、地域の実情を踏まえて各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直しや、若年女性に対する全国意識調査を実施すること。

また、各種統計調査の実施に当たっては、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるようにする

等、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実を図ること。

さらに、根強く存在する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、各種公的広報・メディアの情報発信者が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを助長しないよう、男女共同参画の視点に配慮した表現の積極的な啓発を行うこと。また、無意識の思い込みによる弊害をなくすための取組事例集やガイドラインの作成等、具体的対応策を実施すること。

12. 選択的夫婦別氏制度は、夫婦や家族の一体感や子どもへの影響が懸念されるとの考えがある一方、結婚に際して、いずれかが氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとって、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの実例や指摘が多くある。経済団体等からの意見や各種調査結果に表れる世論の動向なども踏まえ、選択的夫婦別氏制度に係る具体的な議論を加速・活性化させること。

13. セクシュアル・ハラスメントやDVは重大な人権侵害であり、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に社会を支えることが大切である」という教育が重要である。女性のDV被害者に対する保護体制の充実・処遇改善の研究、DV防止の普及啓発・学校等における予防教育を強化すること。

また、セクシュアル・ハラスメントやDV防止対策など、男女共同参画に関する課題の多様化・増大化に対応するための男女共同参画センター等の機能充実・強化に向けて、国の助成制度を創設すること。

14. 様々な孤独や不安を抱える女性に寄り添った支援が必要であるため、相談体制の充実や同じような境遇の方々が支え合う「ピアサポート」等の支援を強化し、支援を必要としている方に支援が届くよ

う、わかりやすい広報をすること。

また、いわゆる「生理の貧困」は、コロナ下における女性の経済的困難により顕在化したものであるが、全ての女性の健康と尊厳が守られる必要があることから、生理用品の非課税化の検討及び無償提供を含む自治体の取組のための必要な財政措置を講じること。

15. 未来を担う子ども・若者が、誰ひとり取り残されることなく社会で自立・活躍できる環境づくりが必要なことから、不登校やニート、ひきこもりなど社会参加に困難を有する子ども・若者やその家族が、より生活に身近な場所で相談できるよう「子ども・若者総合相談センター」の設置促進に向け運営費用等の財政支援を行うこと。

また、様々な困難を有することも・若者に対し、それぞれの成長に寄り添った切れ目のない支援を実施するための交付金創設など、地域の実情に応じて柔軟に活用できる十分な財源を確保すること。

16. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍推進のための施策に対する十分な財源を確保し、補助メニューの要件緩和や補助率引上げなど、一般財源の確保がネックとなっている地方の取組の継続に支障が出ない補助スキームを構築すること。

また、地域少子化対策重点推進交付金及び地域女性活躍推進交付金の更なる拡充や女性活躍応援基金（仮称）の創設など、少子化対策や女性活躍に資する複数年度にわたる取組を幅広く対象とする柔軟で継続的な支援を行うこと。

17. 性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に定める基本計画及び運用指針については、地域の実情を把握した上で、課題を整理し、早期に策定すること。また、L G B T 等の当事者が、ライフステージにおけるあらゆる場面で抱える生活上の困難や課題について、実態把握のための調査を実施し、その解消に向けた取組を実施すること。加えて、自治体が独自施策を開拓するために必要な経費について、十分な財政措

置を講じること。

13. 性犯罪・性暴力被害者支援対策について

性犯罪・性暴力被害は、身体への被害とともに、「魂の殺人」と言われるほど被害者の心に深刻な影響を与える重大な問題です。

警察庁統計によると、令和6年の北海道・東北各県の性犯罪認知件数は、不同意性交等471件、不同意わいせつ789件となっています。しかし、法務省法務総合研究所の第5回犯罪被害実態（暗数）調査（平成31年）において、性的事件に係る警察への被害申告率は14.3%と低く、実際にはより多くの被害が潜在しているものと推測されます。

また、内閣府の「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和6年3月）では、不同意性交等の被害について、被害を受けた女性の55.4%、男性の60.0%は、どこにも相談していないと回答しており、性犯罪・性暴力被害者の多くが、被害に遭ったことを誰にも相談できない状況にあると推察されます。

内閣府においては、これまでに「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」の作成や、性犯罪・性暴力被害者支援交付金制度の創設等により、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促すとともに、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）で、2025年までに47都道府県において、ワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができるなどを成果目標の一つに掲げ、令和3年10月に夜間休日対応コールセンターを設置したところです。

現在、北海道・東北各県では、各地の実情に応じて性犯罪・性暴力被害者のためのセンターを運営していますが、相談支援の現場では、相談支援に当たる人材の確保と養成、資金面を含むワンストップ支援センターの運営の安定化に加え、産婦人科や精神科以外の幅広い医療関係者との連携、男性及び性的少数者の被害者（以下、「男性被害者等」という。）並びに被害児童への対応等、新たな課題が生じています。

政府においては、被害者がどこに住んでいても365日適切にワンストップ支援センターにつながり、必要な支援を円滑に受けられる体制

の強化に向け、地方と一体となった取組を推進するよう、次のとおり提言します。

1. 365日緊急対応体制の充実及び効果的な運用に向けての取組支援
ワンストップ支援センターについて、遠方にいる被害者の同行支援を可能とするための、県内各地における支援員の養成及び確保等、並びに、365日緊急対応体制の充実及び効果的・効率的な運用に向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用事例や、具体的な仕組みのモデル・先行事例について情報提供するなど、地方の取組を支援すること。
2. 性犯罪・性暴力被害者支援のための人材確保等
ワンストップ支援センターにおいて、支援をコーディネートするコーディネーター及び相談員・支援員の資質向上を図る機会や情報の提供、必要な人材の確保・養成に対する支援の充実を図ること。
3. ワンストップ支援センターの安定運営
地方における性犯罪・性暴力被害者支援のための取組に対する国の交付金の交付率の拡充を図ること。
また、関係機関等と連携して性犯罪・性暴力被害者支援に取り組む民間支援団体について、自立した運営が可能となる仕組みを構築できるよう対策を講じること。
4. 性犯罪・性暴力被害者の特性を理解した医療従事者の養成
被害者的心の回復に当たっては、性犯罪・性暴力被害者のトラウマを理解した精神科医療従事者との連携が重要であること、また、男性被害者等及び被害児童に対する適切な医療的支援を提供する必要があることから、精神科や泌尿器科、肛門科、小児科等の医療従事者の養成課程等における性犯罪・性暴力被害者への理解と対応方法を学ぶ機会の確保・充実等により、性犯罪・性暴力被害者の特性を理解した医療従事者を養成すること。

14. クマ類の管理及び被害防止対策への支援について

近年、人口減少や高齢化の急激な進行等により、クマ類の生息地に隣接する中山間地域の自然・社会環境が変化していることに伴い、北海道・東北地方のみならず全国的にクマ類の生息域が拡大しています。

また、住宅街や学校等におけるクマ類の出没が相次ぎ、市街地やその周辺において人身事故が発生するなど、クマ類の生息域拡大に伴う人命への危険が差し迫った状況にあります。

地域住民の安全を確保するためには、人とクマ類との軋轢を軽減していくことが重要であり、クマ類の個体数管理に必要な生息数調査や被害防止対策のほか、追い上げや集落周辺での捕獲圧の強化など、生息域を奥山側へ戻す出没抑制対策を総合的に実施することが求められています。

昨年4月に、新たにクマ類が指定管理鳥獣に指定され、指定管理鳥獣対策事業の中に、クマ類総合対策事業が創設されましたが、対策を効果的に進めるためには、十分な財源の確保と弾力的な運用が必要です。

また、鳥獣保護管理法の改正により、これまで同法第38条で禁止されていた住居集合地域等での銃猟が、クマ等について可能となり、7月には緊急銃猟ガイドラインも公表されました。現場対応する市町村等の関係者が、制度を十分に理解したうえで円滑に運用するためには、継続的なサポートが必要です。

加えて、同法に基づき適正に行われたクマ類の捕獲に関して、自治体や捕獲従事者等に過剰な批判が寄せられるケースがあり、捕獲の担い手と地域の安全の確保に重大な支障を及ぼしかねない状況にあります。

以上のことから、関係機関との更なる連携強化を図り、クマ類の管理と被害防止対策を強力に推進していくため次の事項について要望します。

1. 指定管理鳥獣対策事業の財源確保と弾力的な運用について

(1) クマ類総合対策事業の十分な予算の確保

道県及び市町村が実施する保護・管理計画の策定や生息数等の調査、被害防止対策、出没抑制対策などの取組を迅速かつ効果的に進めていけるよう、クマ類総合対策事業の十分な予算を確保すること。

(2) 予算執行の弾力化

クマ類の個体群ごとの分布や個体数、軋轢を評価するために行う調査・モニタリングのほか、春季の管理捕獲等の年度をまたいだ取組も支援の対象とするなど弾力的な運用を行うこと。

2. 鳥獣被害防止総合対策交付金について

市町村では「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、電気柵の設置や有害鳥獣捕獲、緩衝帯の整備等の対策を講じているが、クマ類等の出没や被害が急増し、被害防止推進活動への定額補助の限度額を超えるなど市町村の負担が増加していることから、交付金予算を十分に確保すること。

3. 住居集合地域等での銃猟の実施について

鳥獣保護管理法の改正により、市町村長が現場の状況等から安全な銃器使用が可能と判断する場合は、住居集合地域等においても銃猟が可能となるが、緊急銃猟ガイドラインの詳細な解説や現場対応を想定した研修会を開催するなど、市町村等関係者が制度を円滑に運用できるよう十分なサポートを行うこと。

4. 過度な苦情への対応について

クマ類の捕殺に関して、捕獲従事者等に過剰な批判が寄せられることがある。

クマ類の捕獲従事者は、地域の安全・安心な暮らしを守る上で欠くことのできない存在であり、法に基づき適正に行われた捕獲に関して非難を受けることは、担い手の確保と地域の安全確保に重大な

支障を及ぼしかねないことから、国においても、法に基づく許可捕獲の制度や人の生活圏に出没した際の捕獲の必要性、クマ類の生態や現場の状況・背景について情報の発信を強化し、広く社会の理解を求めていくこと。

15. 学校給食費の無償化について

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものです。

国では、令和8年度より小学校の給食費無償化を実施する方向で検討が進められていますが、現在、学校給食法により、必要な施設・設備と運営に関する経費は学校設置者が、食材料費等は児童生徒の保護者が負担するとされています。

学校給食費の無償化について、令和8年度からの確実な実施とその対象を中学校等にも拡大するとともに、国が整理した課題である児童生徒間の公平性や自治体による学校給食費（食材費）の違いなどに配慮し、地産地消を推進しながら給食の質を維持できる制度を設計すること及び、実施に向けた必要な法改正等を講じて早急にそのスキームを明示し、経費については全額国の負担により措置することを要望します。

16. 福島国際研究教育機構の研究開発等の推進について

福島国際研究教育機構（F－R E I）は、日本全国、ひいては世界共通の課題解決に資するものとして、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものであるとともに、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものです。

F－R E Iにおいては、原子力災害に見舞われ、長期にわたる避難等の影響による高齢化、担い手不足、未利用地活用といった福島県浜通り地域等が抱える課題のみならず、北海道東北地域が抱える人口減少や災害への対策などの共通の課題解決に資する研究開発やその産業化、人材育成が行われており、その取組を波及させるためには、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算の確保、優秀な研究者が集い世界最先端の研究開発を行う環境の整備などについて、国が責任を持って取り組むことが必要です。

そのため、北東知事会として、F－R E Iの研究開発等の推進に向けて国の責任ある取組を求めていくため、次の事項について提言します。

1. 福島国際研究教育機構の研究開発等の推進

F－R E Iにおいて、国内外から優秀な研究者が参画し、世界最先端の研究開発が行われるよう、国際水準の待遇・人事制度や研究を支える研究設備の整備、十分な研究資金の確保、さらには、研究成果の社会実装・産業化や人材育成に取り組むことができるよう、产学研官連携体制の構築や被災地域との連携等について、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算を確保するとともに、施設の円滑かつ確実な整備と可能な限りの前倒しを図ること。

また、F－R E Iの取組について、国内外へ向けた情報発信や

広報活動を積極的に行うこと。

2. 人口減少に伴う課題の解決への貢献

F－R E I の研究開発等を推進し、原子力災害の影響等により全国に先行して人口減少が進む福島県浜通り地域等の未利用地を社会実証・実装のフィールドとして活用すること等により、担い手不足に対応したロボット技術やスマート農業技術を活用した更なる超省力生産システムの確立等を進め、その成果を全国に展開することで、過疎や中山間地域等の持続的な発展や人材の育成・確保に貢献すること。

3. 大規模複合災害に備えた効果的な対策等への貢献

F－R E I の研究開発等を推進し、原子力災害に関するデータや知見を収集・分析するほか、日本全国や世界に向けて積極的に発信することにより、風評払拭・風化防止を図るとともに、将来の大規模複合災害に備えた、より効果的な対策の構築等に取り組み、全国の自治体が取り組む防災対策を通じたまちづくりに貢献すること。

4. 福島イノベーション・ココスト構想の更なる推進

F－R E I は福島イノベーション・ココスト構想を更に発展させるため設立され、福島イノベーション・ココスト構想の着実な進展がなされていることが、F－R E I の取組が効果的に進む前提となるものであるが、就業者数や製造品出荷額等は十分に回復しておらず、特に双葉郡は震災前の3割にも満たないなど、復興は途上であり、福島イノベーション・ココスト構想の主要プロジェクト（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）の取組や産業集積の促進、未来を担う教育・人材育成等の着実な実施のため、関係省庁一体となって推進し、構想の関連事業も含めて必要な財源を継続的かつ十分に確保すること。

また、地元企業が参画しやすい仕組みづくりに取り組むこと。

17. 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の理解促進について

最終処分地の選定の問題は、原子力施設の所在の有無にかかわらず、その負担は国全体で分かち合うべきであり、国民的な議論が必要な問題である。

そのため、国が前面に立ち、電力消費地である都市部を含む全国において、最終処分に関する知識を普及させるとともに、国民の関心を深めるため、積極的に情報公開に取り組むなど、最終処分事業の理解促進に一層努めること。

また、国は、地方自治体に対し、最終処分に関する情報提供を緊密に行うとともに、積極的に意見を聞き、丁寧な対話を重ねていくほか、国と自治体との協議の場の設置や関心地域への国からの段階的な申入れ等については、全国の自治体を対象に具体的な進め方を明確に示し、地域それぞれの実情を十分に踏まえ、詳細説明を行った上で、誠実かつ慎重に進めること。

18. 国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等につながる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILCは世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信しています。

令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院においてILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議がなされています。

現在、ILCを含む次期大型加速器をめぐる国際情勢は、米国のP5報告書により日本のILCまたは欧州のFCC-eeに対する支援が示され、今後は次期欧州素粒子物理戦略の中で大型加速器計画の方向性が検討される予定であり、また中国の円形加速器CEPC計画の動向など、日本、欧州、中国の3つの計画の検討が同時に進められています。

国においては、我が国の成長戦略に貢献し、世界に開かれた地方創生の原動力となるILCの実現に向け、一日も早い前向きな態度表明をしていただくとともに、次の事項に取り組まれるよう強く要望します。

1. ILC計画について、関係府省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置付け、政府全体で推進すること。
2. ILC計画について、日本政府が主導し、国際的な議論を推進す

ること。

3. ILC計画について、国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること。

19. 豪雪地帯における介護事業所等のサービス提供に 係る適切な評価について

介護・障害福祉サービス事業所等（以下、「介護事業所等」という。）は、高齢者や障がい者に適切なサービスを提供し暮らしを支える重要な役割を担っており、災害等が発生している状況にあってもサービスの提供を継続することが求められています。

豪雪地帯に所在する介護事業所等では、燃料費や除排雪経費のほか、送迎に必要な利用者宅での除雪作業が必要であるなど、本来の介護サービス等の提供以外の部分においても、多くの経費と労力を負担してサービスを行っている状況ですが、豪雪地帯に対する介護・障害福祉サービス等報酬の評価としては、加算制度が設けられているものの、この加算は厚生労働大臣が指定する地域に限定されていることや、一部の地域が対象とならないほか、サービス種別が限定されているなど、必ずしも地域の実情が反映されたものとはなっていません。

また、豪雪地帯においては、例年、記録的大雪などによる交通障害により、介護サービス等利用者の送迎遅延に伴ってサービス提供時間の確保が困難になる状況が発生していますが、地震や台風等の災害時と同様の柔軟な取扱いが適用されず、介護サービス等の提供や事業所の運営に大きな影響が生じています。

こうしたことから、豪雪地帯に所在する全ての介護事業所等を加算の対象とすることや、小規模事業所に限定されている加算対象を拡大するなど、積雪寒冷である地域の特殊性を踏まえた制度の見直しを行うとともに、暴風雪や大雪による災害級の雪害にあっても、人員等の配置基準や介護・障害福祉サービス等報酬の算定要件の柔軟な取扱いが可能となるよう要望します。

20. 有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進について

有機フッ素化合物（P F A S）は、その性質から様々な用途に使用されてきましたが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、P F O S、P F O A及びP F H x Sが規制対象とされたほか、令和5年12月には国際がん研究機関（I A R C）が発がん性分類において、P F O Sの分類をグループ2Bに、P F O Aの分類をグループ1に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

北海道・東北地方では、現状において、水道水から国の暫定目標値（50ng/L以下）を上回るP F O S及びP F O Aが検出された事例は確認されていませんが、河川やため池、地下水では国の暫定指針値を上回った事例が確認されています。

国では、令和8年4月からP F O S及びP F O Aを水道法における「水質基準」に引き上げ、地方公共団体や水道事業者に定期的な水質検査の実施や濃度が基準値を超えた場合の改善を義務付ける方針を示しましたが、P F A Sによる健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等は未だ十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するため、以下の取組により、P F A S対策の更なる充実・強化を図るよう要望します。

1. 公共用水域・地下水の水質調査や浄水場への高度浄水処理設備の設置など地方公共団体等が行う取組に対し、十分な財政措置や技術的支援を講じること。
2. 引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
3. 水道水、公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた公共用水域及び地下

水に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。

4. 水道水や環境中で暫定指針値等を上回るPFOs及びPFOAが検出された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での除去方法等について、具体的な方法を早急に示すこと。
5. 土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。また、令和5年7月に示された土壌中のPFOs、PFOA及びPFHxSの暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。
6. 公共用水域や地下水で暫定指針値等を上回るPFOs及びPFOAが検出された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する制度を構築すること。また、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う制度の構築を検討すること。
7. 地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を強く求めるとともに、同施設が排出源である事案については、国が主体的に対策を講じること。
8. PFASの農畜水産物への蓄積及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講じること。また、調査に関連する情報の発表に際しては、農畜水産物に対する過度な不安や風評被害が生じないよう、十分に配慮すること。
9. 消火器・泡消火薬剤等の交換に要する費用支援制度を創設するなど、PFOS等による環境汚染を未然に防止する取組を加速すること。

21. 犯罪被害者に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化について

近年、全国的に刑法犯の認知件数が増加傾向にあり、また、いわゆる「闇バイト」による強盗など広域的な犯罪が発生するなど、全国どこでも誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっています。

国では、令和5年度から6年度にかけて開催された「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の提言を受け、犯罪被害給付制度の給付額の引上げを行う等、支援の強化を進めているところですが、制度上、犯罪被害者等給付金は給付に時間要することから、被害発生直後に生じる経済的負担の軽減が課題となっています。

これらの状況を踏まえ、広域化する犯罪の被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化のため、国・都道府県・市区町村の負担による見舞金等の支援制度を創設することを提言します。

22. 新幹線の整備促進について

新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地方が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、新幹線の高い耐震性や震災時における交通機能の重要性を踏まえ、災害に強い国づくりの観点から多重系の輸送体系による代替補完機能を確立するとともに、日本経済の発展と国全体の活性化を図るため、さらには、東京圏への一極集中を是正し、分散型社会を構築するためにも、新幹線の一層の整備推進及びより大きな新幹線効果の発現が必要であることから、次の事項について提言します。

1. 北海道新幹線の一日も早い完成・開業の実現

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的につながりの深い東北地方との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であるが、新函館北斗・札幌間については、令和7年3月に公表された国の有識者会議の報告書では、札幌延伸は現時点で概ね令和20年度（2038年度）末頃の完成・開業を見込み、更なるリスクが発現した場合、さらに数年単位で遅れる可能性があることが示された。

開業の遅れにより、沿線自治体のまちづくりの取組など、様々な分野に多大な影響が及ぶほか、事業費の増嵩等が懸念されるところであるが、こうした中、骨太方針2025において「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）については、現時点の開業見通しには相当程度の不確実性が残るため、トンネルの貫通に一定の目途が立った段階で、改めて全体工程を精査するとともに、工程等にも工夫を凝らし、一日も早い完成・開業を目指す。また、開業の遅れによる影響への対応について、沿線自治体等からの聴取により丁寧に取り組む。」

ことが明記された。

国においては、この度の骨太方針を踏まえるとともに、次の事項に配慮し、札幌延伸の一日も早い完成・開業を図ること。

- (1) 札幌開業の大幅な遅れに伴う各方面への影響を早急に把握し、影響の最小化に向けた対応として、国土交通省が主体的な役割を果たし、幅広い分野を包括的に支援する政策パッケージの作成などについて、政府をあげて検討・実施すること。
- (2) 工程管理の徹底と地元関係者との情報共有を図るため、定期的に進捗状況等を報告すること。
- (3) 新函館北斗・札幌間の建設事業費については、事業費の増嵩に伴う新たな地方負担が発生しないよう、コスト縮減を徹底し、政府・与党申合せに基づく貸付料はもとより、幅広い観点からの更なる財源確保や財政措置の拡充により、地方負担の軽減を図ること。
- (4) 新青森・新函館北斗間について、安全運行の確保を図ること。
また、札幌・東京間の最大限の高速化に向け、青函共用走行区間における時間帯区分方式の拡大や、抜本的方策による全区間・全ダイヤ高速走行の実現を早期に図るとともに、高速走行のスケジュールや目標を早急に示すこと。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。なお、更なる高速化の検討に当たっては、新たな地方負担が生じないようにするとともに、北海道と本州の間の物流の確保にも十分配慮すること。
- (5) 新函館北斗・札幌間においては、トンネル貫通の目途をできる限り早期につけ、改めて全体工程を精査し、一日も早く開業時期を示すとともに、新たな技術導入を視野に入れた工期短縮の検討などを不断に行い、一日も早い完成・開業を目指すこと。

2. 基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ

羽越新幹線及び奥羽新幹線などの路線については、50 年以上の間、いまだに基本計画の段階にとどまっているが、骨太方針 2025において「基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、地方創生 2.0 の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める」ことが明記されたことを踏まえ、早期に必要な調査を実施させ整備計画を決定し、整備の促進を図ること。

3. 新幹線の安定性向上等に資する幹線鉄道の機能強化の推進

現在検討が進められている山形新幹線・秋田新幹線の県境部におけるトンネル整備のように、地方創生の実現や国土強靭化に資するとともに、北海道・東北新幹線を始め全国の新幹線ネットワークの安定性向上への効果も期待される幹線鉄道の機能強化を推進すること。

23. 中国への精米輸出拡大に向けた環境整備の促進について

政府は、農林水産物・食品の輸出額5兆円（2030年）を目標に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」による取組を進めており、5兆円の目標達成のためには、輸出環境を更に整備していく必要があります。

精米については、当該実行戦略において、輸出重点品目31品目の1つ（コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品）として、巨大な消費市場である中国向けの輸出拡大が期待されていますが、宮城県、福島県ほか7都県の精米は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、中国からの輸入停止措置を受けています。

また、輸入停止措置を受けている9都県以外についても、中国・日本両政府で決められた植物検疫条件を満たした精米のみ輸出が認められており、中国側に認可され、農林水産省が指定した精米工場及び登録したくん蒸倉庫での処理が条件となっています。

山形県酒田市の「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向け精米輸出のくん蒸倉庫として本州日本海側で唯一登録されていますが、他に登録を希望する新潟県では中国側の現地確認が行われないなど、登録施設の追加に向けた手続きが進んでいません。加えて、コメの主産地である東北各県・新潟県には、中国向け指定精米工場がないことから、中国へ精米を輸出するには、北海道や兵庫県等の指定精米工場を利用せざるを得ず、重量が嵩み輸送コストが大きい精米の日本国内の輸送費の掛かり増しが大きな障害となっています。

同戦略においても、中国向けのコメ・パックご飯・米粉及び米粉製品の中国向け輸出の課題・方策として「コスト縮減のためには指定精米工場等の活用に加えて工場等の追加や輸入規制の緩和が不可欠」と示されているところです。

こうしたことから、コメの主産地である東北各県・新潟県から中国向け精米輸出を加速させるため、次のとおり提言します。

1. 精米の輸入停止措置の解除に向けた中国政府への働きかけを継続すること。
2. 既に登録されている「酒田港西埠頭くん蒸上屋」の近隣（新潟県や山形県など）における精米工場の指定に加え、未登録のくん蒸倉庫の登録など中国向け輸出対応施設の追加や検疫条件の緩和に向け中国政府への働きかけを一層強化すること。

**東日本大震災からの復興、
災害に強い国づくりに
向けた提言**

前文

北海道東北地方知事会は、東日本大震災の発生直後の平成23年4月に、北海道・東北地方が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、国に対し、復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行ってまいりましたが、発災から14年が経過した令和7年5月時点でもなお、約2万7千人の被災者が避難生活を続けており、抱える課題は個別化、複雑化しています。

被災地では、一日も早い復旧・復興と産業の再生、生活の安全と安心を取り戻すため、懸命な取組が続く中、壊滅的な被害を受けた市町村のまちづくりや住宅再建の総仕上げに向け、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害については、汚染水・処理水問題や根強い風評被害など、複合災害による大きな影響が依然として残っています。特に原発事故に伴い、一部の国・地域において輸入規制措置が続いているとともに、中国やロシア等においてはALPS処理水の海洋放出後にその規制を強化しているため、関係事業者等へ万全な措置を講じる必要があるほか、中長期的な視点に立った財源、人員の確保が不可欠です。

令和7年6月20日に「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、第2期復興・創生期間及び第3期復興・創生期間における「復興の基本姿勢及び各分野における取組」、「復興を支える仕組み」等について定められるとともに、復興に向けた様々な課題について、国が、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むこと、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保することなどが盛り込まれました。

「第2期復興・創生期間」後も、心のケア、地域コミュニティの再生などの被災者支援や、東京電力福島第一原子力発電所の事故に

による被害への対応など、地震・津波被災地域、原子力災害被災地域いずれにおいても、中長期的な対応を要する課題もあることから、第2期復興・創生期間のみならず、その後の支援の継続と財源や制度の確保が必要です。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進を始め、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めます。

また、東日本大震災以降も、度重なる大規模災害に見舞われていることから、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただこうことを、強く要請するものです。

1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかなくてはなりません。

については、近年、頻発化・激甚化している自然災害や、新型コロナウイルス感染症、物価の高止まり等により社会・経済が大きな打撃を受けている中で、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

（1）財政支援の継続等

東日本大震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられてきたところであるが、復旧・復興の達成には、引き続き、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠である。令和7年6月20日に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興に向けた様々な課題について、国が、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むこと、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保するとされたことを踏まえ、第3期復興・創生期間以降において事業の実施に必要な財源を確実に確保し、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、復興への歩みを盤石にすること。

あわせて、地震・津波被災地域についても、第2期復興・創生期間後の復興施策の検討に当たっては、復興施策の進捗状況や被

災地の意見を十分に踏まえ、一律に期限を適用することなく、必要な事業を復興財源により着実に継続すること。

また、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の実行と今後の取組について」（令和5年8月22日第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定）において、「ALPS処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後これらの対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む。」とされていることを踏まえ、必要となる財源を確実に確保した上で、現場の実態に即した対策を徹底的に講じること。

加えて、復興のために必要な事業については、一般会計等で対応している事業も含め、国は、一律に期限を適用することなく、令和8年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。

- ① 復旧・復興事業に係る被災自治体の財政負担は、今後の復興の支障となる懸念があることから、引き続き実施される復旧・復興事業について、資材や人件費の高止まり等による事業費の増加、被災地の実情、被災市町村の意見等を十分に踏まえながら、一律に期限を適用することなく、震災復興特別交付税による支援等、地方負担分に対する財源措置の充実・確保を図ること。
- ② 東日本大震災から14年が経過した令和7年7月時点でもなお、被災地域においては、復興の進度に差異が見られる。これまで、取崩し型復興基金や使途の自由度の高い交付金の創設など、従来の枠組みを超えた財源措置が講じられてきたところであるが、地域固有の新たな課題も発生していることから、それぞれの復興の状況に応じてきめ細かに対処できるよう、財源措置の充実を図ること。
- ③ 避難者を受け入れている地方公共団体の受け入れに係る経費についても、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。
- ④ 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災から

の復興の基本方針」において、復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して、震災の記憶の風化防止や防災力向上を図ることとしているところであるが、被災地における震災伝承の取組を将来にわたり継続的に実施できるよう、新たな支援制度の創設などを含め、支援策を講じること。

- ⑤ 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、人口減少や産業空洞化といった被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要であるとされたところであり、被災地方公共団体が地方創生施策を活用して被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生に係る交付金の柔軟な運用を図ること。

(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に発生していることから、円滑に処分を進めるため、処分が完了するまでの間、財政的支援を継続するとともに、技術的支援を強化して行うこと。

特定帰還居住区域復興再生計画に位置付けられているアクセス道路整備等の工事に必要な事前除染及び建設発生土の処理を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

また、上記の区域以外の復旧・復興事業や、避難者の帰還環境を整えるための工事（道路、河川等の管理水準を災害発生前のレベルに再生するために必要な工事）においても、事前除染及び建設発生土の処理を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

(3) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の柔軟な運用の実現

- ① 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。

- ・ 復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税については、有効な活用を図られるよう被災地の潜在的なニーズを確実に把握するとともに、産業復興や産業集積の十分な支援につながるよう、制度を更に周知すること。
 - ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
 - ・ 今後新たな特例措置の追加・充実などが提案された場合についても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。
- ② 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

(4) 復旧・復興に要する人的支援の継続

これまでの予算規模をはるかに超える事業を実施することが求められる被災地方公共団体が現在も存在するため、任期付職員の採用など独自の人員確保に努め、また、広域的な人的支援をいただいているが、人員不足の解消には至っていない。復興の推進のためにには現場で実務を担当する職員の確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること。

(5) 教職員の確保等に対する支援の継続

他都道府県に避難した児童生徒を含む被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置に加え、スクールカウンセラー等の配置への財政支援を避難した児童生徒の受入地域分も含めて中長期にわたり継続すること。

(6) 防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の集約や整地に要する費用等への支援

被災市町村のまちづくりの円滑な推進に向けて、防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の利活用をより一層進めるため、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用を支援すること。

また、被災地の産業復興を一層進めるため、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、復興特区における国税の特例措置等による設備投資や雇用等に対する支援につながるよう、制度を更に周知すること。

2. 被災者の生活再建に向けた支援

岩手県及び宮城県では東日本大震災に係るハード整備事業が概ね完了し、心のケアや子育て支援を重点的に推進している一方、福島県では今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

(1) 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、被災者支援総合交付金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業について、令和8年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源の確保がなされるよう財政支援を継続すること。

(2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援等

民間賃貸借上げ住宅の再契約に対する貸主の不同意等、入居者が、その責めによらない理由により民間賃貸借上げ住宅間で転居する場合の移転費用について、国による財政支援を行うこと。

また、災害救助費は当初に比べ大きく減少しているものの、救助事務費は災害救助費に比例して大きく減少するものではなく、救助が長期化する中で十分な財源の確保が図られないことから、応急救助の終了に伴い生じる経費も含め、必要な事務経費の全てを国庫負担の対象とすること。

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人事業主の事業資金借入等に係る二重債務問題の解決に向け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」などの支援制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの

構築など、国による積極的な対応を行うこと。

(4) 住宅確保に向けた対策

被災・避難自治体の復興状況に応じた災害公営住宅等の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

また、災害公営住宅等の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業等については、被災者・避難者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災・避難自治体の復興支援に必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

加えて、原発事故による避難者のための災害公営住宅等に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業等については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況に鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

加えて、被災地における住宅再建が令和8年度も続く見通しであることから、同年度も被災者の生活再建に係る資金として必要な貸付が受けられるよう、今年度末までとされている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号（以下「東日本大震災財特法施行令」と略す。））に基づく災害援護資金貸付の特例について、令和8年度以降も延長すること。

また、東日本大震災に係る災害援護資金については、履行延期の期間を早期に示すほか、その期間は10年とすること。さらに、東日本大震災財特法施行令第14条第5項による免除について、10年無資力の基準を示すとともに、資力の回復が困難と市町村が判断した場合、期間の短縮を可能とすること。債権管理の長期化に伴い、市町村の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分の増加が見込まれることから、必要な財政措置を講じること。

なお、行方不明により償還が見込まれない案件も発生し、市町村の負担となっているため、償還免除対象の拡充を行うこと。

以上のほか、震災復興特別交付税の活用も念頭に、住宅再建における地域の実情や特殊性に配慮しながら、「第2期復興・創生期間」以降も最大限の支援を行うこと。

(5) 心のケアの推進

東日本大震災の被災者的心のケア対策については、これまで様々な基金や補助金事業等の財政支援により、心のケアセンターの設置や被災者の健康支援を行ってきた。

子どもの心のケア等に対しては、平成25年度までは全ての都道府県において「安心こども基金」を活用して実施することができたが、平成26年度からは「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として東日本大震災復興特別会計へ組替えされた結果、多くの受入自治体が対象外となっている。

心のケアは長期的な取組が必要であり、国においても、「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」の中で、第2期復興・創生期間の後も、原子力災害被災地域はもとより、地震・津波被災地域からの避難者に対する心のケア等、中長期的に取り組む必要のある課題について、ソフトランディングのため、真に必要な範囲で復興施策による対応を検討するとされたことから、事業の実施に支障が生じないよう、財源の十分な確保を図り、全額国庫による財政支援を継続すること。さらに、長期的な取組を実施している間にも、全国的に災害が発生し、その都度被災者的心のケアが必要な状況が生まれていることから、国において、東日本大震災及びその後の災害対応から得られた知見を蓄積し活かしていくための体制を構築すること。加えて、今後の災害に備えた心のケアに関する人材育成や研修などに対し、財政支援措置を講じること。また、県内・県外を問わず全ての避難者を対象とした施策を講じること。

(6) 被保険者の負担軽減

- ① 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料（税）の賦課総額の減少に対する財政支援を講じること。
- ② 平成 25 年度から実施している岩手、宮城、福島の被災 3 県に対する医療費の増加等に伴う国民健康保険特別調整交付金による財政支援（平成 24 年度からの特定被災区域に対する財政支援を含む。）について、被災県に対しては、国保制度の安定した事業運営が図られるよう、国による十分な財政支援措置を講じること。
- ③ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講じること。

（7）広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化していることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など、避難生活の安定や、帰郷に向けて、継続的かつ総合的な支援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講じること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、避難者の所在地等を正確に把握できる全国的な仕組みを作るなど、被災者に関する情報把握のための財政措置やシステム開発などの抜本的な対策を講じること。

（8）被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の放射性物質による汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じ、今なお、生産・販売の回復や風評被害の払拭に至っていない状況にあります。

また、資材不足や原材料・原油価格の高止まり等により、農林水産業・商工業・観光関連産業等の事業者はより一層厳しい環境に置かれています。

さらに、近年、海洋環境の変化等により、回遊魚の水揚量が急激に減少しており、漁獲から流通加工業に至る地域の水産業は厳しい状況に置かれていることから、引き続き産業の再建や経営支援、雇用の確保を図る必要があります。

については、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 農林水産業の復旧・復興支援

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者を始め、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講じること。

① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育

成、被災海域における放流種苗の確保、新たな増養殖技術の開発や漁場の整備、水産資源の有効利用、流通・加工業者の事業再開と失われた販路の回復を促進するための支援を継続すること。

特に、福島県では、原子力災害の影響により、漁業生産の回復が大きく立ち後れていることから、安心して事業を営むことができるよう、漁船の再建や漁場のがれき撤去など漁業生産基盤の復旧、新規就業者の確保・育成、栽培漁業の再構築に向けた種苗放流、水産物の販路回復や風評払拭の取組への支援など、生産から流通、消費に至る総合的かつ長期的な対策を講じること。また、漁港や海岸保全施設等の早急な復旧に向けても継続的な支援を行うこと。

さらに、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

② 農業・農村の復旧・復興支援

農業・農村の復旧・復興を早期に成し遂げるためには、技術者等の確保が欠かせないことから、復興の進捗状況や実情等を十分に勘案し、人的支援を継続すること。

また、放射性物質の影響緩和対策を行うための「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業」や原子力災害の影響で事業着手に遅れが生じた「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、後継事業制度を構築し、令和8年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に必要な予算を確保すること。

さらに、福島県の避難地域においては、東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域の設定や住民の帰還状況等により、令和7年度においても農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定が困難な地域があることから、これら地域に対しては、令和8年度以降の地域計画の策定に対する支援を実施すること。あわせて、地域計画に基づき、担い手への農地集積を促進し、営農再開を加速させるための支援を継続すること。

③ 持続的な森林整備の推進

「森林整備事業（災害に強い森林づくり）」を活用し、森林

からの放射性物質を含む土壤の流出抑制と、被災地の森林・林業・木材産業の再生・復興に取り組んできたところであり、引き続き、森林の健全化を図るため、森林所有者自らが行う再造林等、持続的な森林経営に必要な予算を十分に確保すること。

④ 海岸防災林の整備

復旧・整備した海岸防災林の防災効果を発揮し続けるためには植栽木の生育段階に合わせた適切な整備・機能強化や計画的な松くい虫防除対策が必要であることから、保育や生育基盤盛土の機能発現対策及び松くい虫防除対策について必要な予算を確保すること。

⑤ 被災農林漁業者等への復旧・復興に向けた支援の継続

被災農林漁業者等の経営再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例について、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に限定することなく、全ての被災農林漁業者を支援の対象とすること。

また、きのこ生産においては、放射性物質の影響で原木等の生産資材が地元で調達できず、県外等の汚染されていない安全な地域から購入せざるを得ない状況が続いていることから、生産資材に係る現在の購入支援については、今後も、生産者に新たな負担を生じさせることなく継続すること。

さらに、産地再生に向けた生産規模の拡大や新規参入した生産者の掛り増し経費について、損害賠償対象とするための支援を強化すること。

⑥ 農林水産業の6次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から、農林水産業の加工・販売、地域資源を生かした産業創出などを通じ、新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、地域資源活用価値創出の推進に係る予算措置や地域資源活用価値創出に取り組む事業体に対し、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

(2) 「復興特区」による産業集積支援

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税については、有効な活用を図られるよう被災地の潜在的なニーズを確実に把握するとともに、産業復興や産業集積の十分な支援につながるよう、制度を更に周知すること。

(3) 被災事業者等への支援策の継続

被災事業者等への支援については、復旧に必要な土地造成が完成していないなど、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者や、企業立地等が進んでいない地域等が早期復旧・復興を果たすよう、必要な支援を継続すること。

① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地の嵩上げや区画整理など事業用地の整備の進捗に伴い未だ本格的な復旧に着手できない被災事業者や、従前の事業所の所在地について、今もなお避難指示等が継続されているため、帰還の意向を決めかねている事業者が数多く存在していることから、当該補助事業を令和8年度以降も継続するとともに、事故繰越手続簡素化の継続及び繰越年度内に完了しない場合の再交付を認めること。また、交付決定前の見積書徵取後着手までの間、市況の変化による資材価格及び人件費の高騰により、工事費が増加する事例が散見されることから、必要経費の増加分についても補助対象経費として認めること。

加えて、事業者が補助事業で整備した施設・設備を社会経済環境の変化に合わせて転用等を行う場合、財産処分制限について柔軟な対応を図ること。

② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の事業協同組合等についても、移転先のめどが立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間を要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施す

ること。

- ③ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について
上記①において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。
- ④ 金融支援の継続
被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を令和8年度以降においても継続するなど、被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。
- ⑤ 仮設施設有効活用等事業の継続等
仮設施設有効活用等事業について、引き続き事業実施に必要な十分な予算を確保するとともに、助成要件の適用に当たっては、地域の事情を踏まえて柔軟に対応すること。

(4) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

- ① 事業復興型雇用確保事業の要件緩和等
事業復興型雇用確保事業については、復興に必要不可欠な事業であることから、実施期間を延長するとともに、被災市町村の復興を更に推し進めるため、より重点的な支援策を講じること。
- ② 新規学卒者等に対する就職支援の継続
地元就職を希望する新規学卒（予定）者や離職者の就職環境を踏まえ、求人の確保・拡大や被災地に配慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

(5) 観光復興に向けた支援策の拡充

- ① 観光復興への支援
東日本大震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備や国内外向けの重点的なプロモーションなど、総合的な支援措置を講じること。

また、外国人観光客数は、東日本大震災以降、年々増加してきたものの、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和元年比で大きく減少した。令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行などもあり、東北への誘客も回復傾向にあるが、インバウンドの効果を地域経済に波及させることにより、被災地の復興を加速させる必要があることから、東北観光復興交付金制度に替わる新たな制度を創設するとともに、その他の支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追い付くまでの間、継続・拡充すること。

② 訪日査証制度の緩和

入国時の水際措置が大幅に緩和されたことを受け、被災地などの観光地への外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースをPRし、当地方への訪日外国人の誘客に取り組む必要があることから、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を東北六県と同じ発給基準の下、北海道及び新潟県に拡大すること。

また、訪日外国人観光客が急増する中、東日本大震災発生以降、東北地方のインバウンドの伸び率は低い傾向にあるため、比較的風評の影響が少ない東南アジアからの誘客は重要であり、訪日査証（ビザ）申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、東南アジア各国からの訪日査証（ビザ）発給条件を緩和すること。

③ 文化遺産や大規模イベントを生かした誘客への支援

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録や、2025年大阪・関西万博などの大規模イベントを契機とした被災地などへの誘客促進を図るため、観光地域づくりの推進や二次交通の充実、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、新たな交付金制度の充実など、更なる誘客につながる支援策を講じること。

4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、被災や利用者の減少により、公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う大津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全・安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラを始めとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

（1）復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進

東日本大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等を始めとする高規格道路が「命の道」として重要な役割を果たしたところであり、引き続き、ミッシングリンクの早期解消によるダブルネットワークの構築と暫定2車線区間の4車線化の整備を促進すること。

（2）災害に強い交通ネットワークの整備の促進

被災地域と避難先や内陸部の後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、社会资本整備総合交付金（復興枠）を継続し、復興事業が終了するまで支援を継続すること。

(3) 地域公共交通の維持・確保に係る被災地事業の継続及び確実な予算措置

被災した県における地域公共交通の維持・確保については、沿岸市町村のほか、内陸市町村の輸送量が低迷している状況にあることから、依然として復興まちづくりの途上にある地域の生活交通確保のため、バス事業者に対する運行欠損額の補助を行う被災地域地域間幹線系統確保維持事業や被災地域における地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る経過措置について、令和8年度以降も支援を継続し、確実な予算措置を講じるとともに、被災地のまちづくりの実態に応じた補助対象の拡大や補助要件の緩和を図るなど、市町村の住民バス等の代替輸送手段も含めた被災地交通を確保するための適切な制度運用を図ること。

(4) 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については、東京電力福島第一原子力発電所事故により復旧の見通しの立たない施設もあり、復旧完了までに相当の時間を要することから、全ての施設の復旧工事が完了するまで、必要な時期に資材価格等の高止まりにも対応した補助が確実に受けられるよう予算措置を講じ、補助を継続すること。

(5) 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、まちづくりや住宅再建の進捗など状況の変化に対応しながら復興を着実に進めるためには、復興が完了するまで安定した財源の確保が必要であるため、地域医療再生基金について、設置期間の更なる延長を認めること。

(6) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

東京電力福島第一原子力発電所事故により現地再建が困難な学校等について、令和7年度以降も人件費や建築資材の上昇による建設工事価格に対応した新築復旧単価の見直しを行い、被災地の

状況に応じ、適時適切な財政支援措置を講じることにより地方の超過負担が生じることのないよう配慮すること。

5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、さらには製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向け、中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って進めること。

また、汚染水・処理水問題を含む廃止措置に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

(2) 廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不斷に検討し、必要な対策を講じるとともに、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に求めること。

また、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

(3) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど、今後も被ばくリスクの高い作業が行われる予定であるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底するよう東京電力に求めること。

また、今後長きにわたる廃止措置作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な確保・育成や雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等が確実に行われ、作業員が安定的

に安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も主体的に取り組むこと。

さらに、廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

(4) A L P S 処理水の海洋放出は、長期間にわたる取組であることから、国は、処理水の問題は福島県だけでなく、日本全体の問題であるとの認識の下、「A L P S 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、最後まで全責任を全うすること。

① タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

② トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

また、海洋放出により空になったタンクの解体状況や中長期的な解体計画、敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

③ 農林水産業、観光業を始め幅広い事業者などに対する万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。特に、水産業については、将来にわたって生業を維持し、次世代へ確実に繋いでいけ

るよう必要な対策を徹底的に講じること。

加えて、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、こうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、損害賠償請求手続が煩雑なため賠償交渉に至っていない事業者に対する伴走支援の仕組みを構築するなど、国が責任を持って対応すること。

④ 処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

⑤ トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

(5) 使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの、放射性物質を飛散させる可能性がある作業や雑固体廃棄物焼却設備の運用等においては、飛散を防止する対策とダストモニタやモニタリングポストによる周辺環境の監視を徹底して行い安全を確保するとともに、作業の全体計画や作業状況、モニタリングの結果等について、適時適切に情報提供を行うこと。

(6) 今後の廃止措置の取組においては、情報提供の徹底はもちろんのこと、公開された情報の持つ意味が分かるよう、国民の立場に立った情報公開を行うとともに、国民に対する説明責任を果たすよう、国は東京電力を指導・監督すること。

(7) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壤、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施するとともに、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関する科学

的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林内の空間線量率や落葉層及び土壤、立木の放射性セシウム濃度について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた放射性物質対策や立木利用の基準を早急に示すこと。

さらに、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費・維持費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

(8) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるよう、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講じること。

また、中古車を始めとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対策を講じること。

(9) 出荷や摂取の制限解除に向けては、採取可能な時期が限られている野生の山菜、きのこに加え、野生鳥獣の肉についても検体量確保が困難であることなどから、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえ、より現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

(10) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。通称「放射性物質汚染対処特別措置法」）に基づき、国の主体的責任の下、一時保管が継続している除去土壤等の適正管理、除去土壤等の搬出が完了した仮置場における農地の地力回復も含めた原状回復、

除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など必要な措置を着実に実施すること。

また、帰還困難区域については、地元自治体が計画する特定帰還居住区域において、帰還する住民の方々が安心して生活できるよう、面的に十分な除染を着実に実施するとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱い、森林・農村の適切な保全については、市町村等の意向を十分にくみ取り、速やかに方針を示すこと。さらに、避難指示が解除された区域において、きめ細かい空間線量のモニタリングを行うとともに、空間線量が局所的に高い箇所については、フォローアップ除染を行うこと。

特定帰還居住区域復興再生計画に位置付けられているアクセス道路整備等の工事に必要な事前除染及び事業により発生する高線量土壤の処理については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

また、帰還困難区域内の復旧・復興事業や、避難者の帰還環境を整えるための工事（道路、河川等の管理水準を災害発生前のレベルに再生するために必要な工事）においても、事前除染を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

農業用ため池の放射性物質対策については、営農再開・農業振興の観点から対策が重要であり、令和8年度以降も継続して実施できるよう、必要な予算を確保すること。

また、森林の放射性物質低減対策等については、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、調査研究等、森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、帰還困難区域を含む地域の実情を踏まえた実効性のあるきめ細かな対策を着実に講じるとともに、中長期的な財源の確保を図ること。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故後、帰還困難区域で除染されていない森林については、管理されないまま放置されており、防災（平成29年4月の大規模林野火災など）や公益的機能の維持増進を図るため、それらの森林の管理方法等を明確にするとともに、森林整備を行う際の作業ガイドラインの早期策定、木

材利用の推進及びリスクコミュニケーション等の取組などの対策を実施すること。

加えて、事業により発生する高線量土壌等の処分を推進するため、国の責任の下、具体的かつ効果的な撤去及び処理について、最後まで確実に実行すること。

中間貯蔵施設への輸送については、今後、特定帰還居住区域で発生するものを含め、全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な実施に万全を期すこと。また、中間貯蔵施設の現場管理を徹底し、施設の運営を安全・確実に行い、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

また、除染等により生じた除去土壌等について、2045年3月までの県外最終処分の確実な実施に向けて、残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、取組を更に加速させること。

なお、これらの除染等に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

(11) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壌等を含む。）などの廃棄物等の処分に関し、放射性セシウム濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ を超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ確実に処理すること。

放射性セシウム濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の廃棄物等は、一部処理が進んでいるものもあるが、焼却灰や汚染された建設・農林業系副産物などは、その多くが、処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任の下、具体的、実効性のある処理対策を講じること。

また、福島県内で新たな指定廃棄物の確認も想定されることから、処分が滞り環境回復に支障が生じないよう、処理方針を速やかに決定すること。

さらに、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償

の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

(12) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 16 条の 2 第 3 号で農業を営むためにはやむを得ないものとして例外的に認められる場合もあるが、放射性物質に汚染された畠畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外での焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を続けており、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害、さらには農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、勤労者の就労不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評・風化対策、損害の賠償を始めとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として、今後も責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

(1) 避難者が安心して生活できるよう、希望のもてる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活の支援、絆の維持及び新たな環境でのコミュニティの形成等のための取組の充実を図るとともに、令和8年度以降も継続的に生活再建に必要な財政支援を行うこと。

特に、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状況を踏まえ、高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備とともに全ての避難者が生活を再建できるよう、様々な選択肢の提示も含め、支援の充実を図ること。

また、当面の生活再建資金を融通する災害援護資金の貸付については、行方不明による償還が見込まれない案件が発生し、市町村の負担となっているため、償還免除対象の拡充を行うこと。さらに、償還免除事由の特例における「無資力」などの要件について具体的基準を示すこと。

なお、避難者支援を行う地方公共団体等の負担を前提とせず、令和8年度以降も引き続き必要な財政措置を行うこと。

(2) 避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに対し適切な支援を行うこと。

(3) 避難地域の医療機関においては再開が困難な状況が続き、避難者の帰還に影響が生じているため、全ての避難指示区域が解除され、避難地域の生活環境が完全に回復するまでの期間について、避難地域における二次医療提供体制の整備や医療機関の再開・新設・運営等に必要な経費及び医療従事者の確保に対し、国が実効性のある支援を行うこと。

特に、医師不足は深刻な状況であるため、当該地区で勤務や研修を行う医師、受け入れる医療機関を後押しするなど、効果的な環境整備を行うこと。

(4) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対し、隨時、正確な情報を発信するとともに、海外向けの重点的なプロモーション等、海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

特に、風評の影響が比較的少ない東南アジア各国からの誘客は重要であり、訪日査証（ビザ）申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、更なる訪日査証制度の緩和を推進すること。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の消費者のみならず実需者へ向けたリスクコミュニケーションを始め信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、正確な情報発信や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。

特に、A L P S 处理水の海洋放出開始を受けて日本産水産物等の輸入を停止した中国、香港、マカオ、ロシアに対しては、措置

の撤廃に向けた働きかけを強化するとともに、科学的な知見に基づいた冷静な対応を求める。また、日本産水産物等の輸入規制措置に係るWTO紛争解決の協議を行った韓国に対しても、WTO上級委員会報告書の結果を踏まえた働きかけを継続すること。さらに、事業者等の不安を軽減するため、国の対応や交渉の経過について関係道県や関係者への丁寧な説明を行うとともに、本件に関する報道が新たな風評につながることのないよう、正確な情報発信を強化すること。

また、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、トリチウムを始め処理水に関する正確で分かりやすい情報を広く国内外に発信するとともに、関係省庁が一体となって農林水産業や観光業を始め幅広い事業者などに対する万全な風評対策に責任を持って取り組むほか、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや追加的対策が必要となった場合は、迅速に対応するなど、機動的な対策を講じること。

特に、ALPS処理水の海洋放出に伴い、中国や香港等による水産物の輸入禁止措置等、風評の影響を受けた漁業者・水産加工業者等が安心して経営を継続できるよう、国が所管する運転資金等に係る融資制度のより柔軟な運用、さらなる充実を図ること。

また、風評等に負けない強い水産業の実現のためには、漁業協同組合が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくことが重要であることから、ALPS処理水の海洋放出の影響により経営が悪化している漁業協同組合の経営基盤や組織体制の強化に向けた取組に対する支援を実施すること。

加えて、水産物の放射性物質モニタリングについては、安全を担保するための科学的知見に基づいた正確な情報発信が不可欠であることから、第2期復興・創生期間後についても、これまでと同規模の調査を継続して実施し、結果を国内外に広く公表して安全性のPRを積極的に行うこと。

さらに、輸入規制措置による影響を最小限とするため、風評対策として、道県や市町村、事業者等が実施する国内外からの誘客

促進や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などに対する支援を充実すること。

(5) 社会的影響力のある方による心ない発言や、「福島県の食品は危ない」と言われたなど、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による放射線に対する偏見や誤った理解が広く存在し、福島県への負のイメージが固定化している。このため、国民に正確な理解を促す放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

(6) 長期間にわたり被災地が復興に向けた取組を進めていくためには、被災地への理解に加え、継続した支援が必要であるが、時間の経過とともに、東日本大震災の記憶の風化が進んでいることから、風化防止に向け、国として継続的に取り組むとともに、被災地における情報発信や伝承活動などの取組に対する総合的な支援を講じること。

また、震災遺構の保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

(7) 東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている損害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

さらに、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の改正等により、賠償についての国の責任をより明確にすること。

事業者の営業損害について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応するとともに、依然として風評被害が発生している状況等を踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京

電力を指導すること。

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。また、財物に係る賠償についても、各地方公共団体の個別事情にも丁寧に対応し、速やかに賠償するよう東京電力を指導すること。

ALPS処理水の取扱いに係る万全な風評対策を講じてもなお風評被害が発生する場合には、地域、業種などを限定することなく、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、損害賠償請求手続が煩雑なため賠償交渉に至っていない事業者に対する伴走支援の仕組みを構築するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

消滅時効については、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(8) 東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情に鑑み、避難解除等区域等の復興、地域コミュニティの再構築、健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

(9) 東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した子どもを始めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号。通称「子ども・被災者支援法」)に基づく被災者生活支援等施策の推進に

当たっては、被災者の実情等を踏まえた上で健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、令和8年度以降も継続的に、必要かつ十分な財源措置を講じること。

また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。

(10) 住民の長期にわたる健康の維持・増進を図るため、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用等に係る経費に対する財政措置を講じること。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故後の屋外活動の制限等により、子どもたちの体力低下や肥満に加え、成人のメタボリック症候群該当者の割合が増加するなど、健康指標が悪化していることから、健康を守る施策を実施するとともに、継続的に必要かつ十分な財源措置を講じること。

(11) 特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域の避難指示解除に伴う帰還や拠点間交流の促進、復興に向けたまちづくり、福島国際研究教育機構（F－R E I）の設置に係る環境整備等、復興の進展等により、新たに発生する課題等への対応に向けて、拠点間のアクセスを強化する道路や、人家等を守るための砂防施設及び治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降も社会資本整備総合交付金（復興）制度や福島再生加速化交付金制度を継続し、インフラの整備・修繕に必要な予算を確保すること。

(12) 特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるよう

に支援すること。

また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体等の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

(13) 避難地域の復旧・復興事業はいまだ途上であり、その復興・再生が着実に進むよう、特定復興再生拠点区域や福島イノベーション・コースト構想等に関連するインフラ整備等の事業について、地元の要望をしっかりと受け止め、第2期復興・創生期間以降においても継続が必要な事業や新たな課題に対応するための新規事業について、国が責任を持って、完了までの財源を確保すること。

また、福島再生加速化交付金については、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、長期的かつ十分な予算を確保するとともに、復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、制度を拡充するなど、柔軟で使いやすい仕組みとすること。

(14) 原子力発電所の長期運転停止や廃炉による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を十分踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実や創設など、立地地域の実情に即した経済・雇用対策を早急に実施すること。

7. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んで行くためには、住む者が希望と誇りを持ちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本再興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところです。

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置付けるとともに、強力に推進していくため、次の事項について強く要望します。

(1) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及ぶ。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信している。

令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院においてILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議がなされたところである。

現在、ILCを含む次期大型加速器をめぐる国際情勢については、米国のP5報告書の公表により日本におけるILCか欧州の円形加速器FCCへの支援が示されたことや、中国での円形加速器CEPC建設に向けた動き、それを受けた次の次期欧州物理戦略の前倒しなど、日本、欧州、中国の3つの計画の検討が同時に進められ、かつ、その動きが加速している。ILC実現に向け、一

日も早い前向きな態度表明を行い、引き続き必要な予算措置を講じるとともに、ILC計画を関係府省庁横断により誘致を推進する国家プロジェクトとして位置付け、日本政府主導による国際的な議論を推進すること。

(2) 沿岸被災地における地震・津波、防災研究の促進

東日本大震災からの復興、さらには、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくため、沿岸被災地をフィールドとした地震・津波発生メカニズム、防災に関する研究や人材育成、震災アーカイブなどの災害の記録や研究成果等の情報発信等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

地震・津波災害及び原子力災害からの復興に向け、北海道・東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点整備や海域の利用促進に関する国による調整等を行うなど、北海道・東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

(4) 再生可能エネルギー拡大に向けた送配電網増強

再生可能エネルギーの拡大には、既存の電力系統への負担軽減や系統の安定化を含め送配電網の充実・強化が不可欠であり、国において送配電網増強施策に積極的に取り組むこと。

(5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

(6) 放射光施設Nanoterasuの利用促進

令和6年4月に、東北大学青葉山新キャンパス内において、次世代放射光施設Nanoterasuが本格稼働した。今後、施設が安定的に運用され、企業等による利用が促進されるよう、国からの一層の支援を講じること。

(7) 福島国際研究教育機構の研究開発等の推進について

福島国際研究教育機構（F－R E I）は、日本全国、ひいては世界共通の課題解決に資するものとして、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものであるとともに、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものである。

F－R E Iにおいては、原子力災害に見舞われ、長期にわたる避難等の影響による人口の高齢化、担い手不足、未利用地活用といった福島県浜通り地域等が抱える課題のみならず、北海道・東北地域が抱える人口減少や災害への対策などの共通の課題解決に資する研究開発やその产业化、人材育成が行われている。その取組を波及させるためにも、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算の確保、優秀な研究者が集い世界最先端の研究開発を行う環境の整備などについて、国が責任を持って取り組むこと。